

四日市港ポートビルトイレ改修工事

建築図

- A - 01 工事特記仕様書（改修）1
- A - 02 工事特記仕様書（改修）2
- A - 03 工事特記仕様書（改修）3
- A - 04 工事特記仕様書（改修）4
- A - 05 工事特記仕様書（改修）5
- A - 06 工事特記仕様書（改修）6
- A - 07 工事特記仕様書（改修）7
- A - 08 敷地案内図
- A - 09 配置図
- A - 10 内部仕上表
- A - 11 地下1階 平面図
- A - 12 7階～10階 平面図
- A - 13 断面図
- A - 14 現況 8階平面図
- A - 15 改修後 8階平面図
- A - 16 現況 9階平面図
- A - 17 改修後 9階平面図
- A - 18 現況 10階平面図
- A - 19 改修後 10階平面図
- A - 20 8・9・10階男子WC展開図
- A - 21 9階女子WC前室展開図
- A - 22 9階女子WC展開図
- A - 23 10階女子WC前室展開図
- A - 24 10階女子WC展開図
- A - 25 7階天井伏図
- A - 26 8階天井伏図
- A - 27 9階天井伏図
- A - 28 10階天井伏図
- A - 29 建具表
- A - 30 詳細図1
- A - 31 詳細図2
- A - 32 詳細図3
- A - 33 詳細図4

電気設備図

- E - 01 特記仕様書（1）
- E - 02 特記仕様書（2）
- E - 03 特記仕様書（3）
- E - 04 現況・改修後 電灯コンセント・弱電設備 8階平面図
- E - 05 現況・改修後 電灯コンセント 9階平面図
- E - 06 現況・改修後 電灯コンセント 10階平面図
- E - 07 改修後 誘導支援設備 地下1階平面図
- E - 08 改修後 誘導支援設備 8～10階平面図

機械設備図

- M - 01 特記仕様書1
- M - 02 特記仕様書2
- M - 03 (改修後) 器具表（衛生）
- M - 04 7階～10階 平面図（衛生）
- M - 05 (改修後) 8階平面詳細図（衛生）
- M - 06 (改修後) 9階平面詳細図（衛生）
- M - 07 (改修後) 10階平面詳細図（衛生）
- M - 08 (撤去) 8階平面詳細図（衛生）
- M - 09 (撤去) 9階平面詳細図（衛生）
- M - 10 (撤去) 10階平面詳細図（衛生）



アイ・エス建築企画

三重県知事登録(1)第1384号 一級建築士事務所

工事特記仕様書(改修)	
I. 工事名称 四日市港ポートビルトイレ改修工事	
II. 工事概要	
1 工事場所 四日市市、霞二丁目 地内	
2 敷地面積 16,134.15 m ²	
3 工事内容	
棟名称 四日市港ポートビル	
構造 鉄骨造 地上14階 地下1階	
建築面積 3,625.42 m ²	
延べ面積 20,153.18 m ²	
工事項目 8・9・10階トイレ改修	
III. 建築改修工事仕様	
1 共通仕様	
面図及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書 令和6年7月制定版(令和7年7月一部改訂)」及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版(以下「改修標準仕様書」という。)」による。	
2 特記仕様	
(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。	
(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。	
(3) 項目欄に記載の()内表示番号は改修標準仕様書の該当項目等を示す。	

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	① 適用基準等	1) 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 国土交通大臣官房官房常務官監修(令和7年版) 2) 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官房常務官監修(令和4年版)
	② 施工条件 (1.3.5)	○ 監督員と協議し決定する。 施工可能日 ・ 指定なし ○ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり 施工可能時間帯 ・ 指定なし　時～時 概成工期 ・ 指定なし　年　月　日
	3 部分引渡し、部分使用	・ 部分引き渡しあり　・ 部分使用あり 指定部分 () 時期 (年　月　日～)
	4 猛暑への対策	・ 本工事は工期に猛暑による作業不能日数を見込んでいる。 1) 作業不能日数は、環境省が公表する観測地点(工事場所を所管する建設事務所管内)の観測地点とする。 なお、伊勢建設事務所管内においては小便地点、尾鷲建設事務所管内においては尾鷲地点とする。以下観測地点におけるWBGT値(気温、湿度、日射、輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分について、本工事の工期に対応する期間(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(5日)を除く。)において、8時から7時間にWBGT値が31以上となった時間で算定し、日数に換算したもの5年分を平均したもの。 2) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する観測地点等におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中止し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したものの(小数点以下第一位を四捨五入する。)が)の日数から著しく乖離した場合には、受注者と発注者へ工事の延長変更を協議することができる。 ・ 本工事は、夏休み等の夏季の3ヶ月間に現場施工の一部が必要となるため、猛暑対策を充分講じることにより、現場作業の安全に配慮し、工事を行うこと。 埋蔵文化財調査
	5 埋蔵文化財調査	埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。 ・ 試掘調査の実施あり(発見された場合、発掘調査等の実施あり) ・ 発掘調査等の実施あり
	6 発生材の処理等 (1.3.12)	・ 本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により離い場合は、監督員と協議するものとする。
	7 コプリス・プラスへの登録	分別解体等の方法
	8 三重県産業廃棄物税	成形板等の解体・撤去にあたっては、事前に石綿含有に係る施工調査を行う。含有が判明した等の場合、改修標準仕様書(9.1.5)に従い処理する。 請負額100万円以上の工事において、受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に記載して監督員へ提出するとともに法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公表が見やめ場所に掲げなければならない。 また、工事完了後には「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」をすみやかに作成し、監督員へ提出すること。 なお、各計画書及び実施書の作成等は、JACICが運営する「コプリス・プラス」に登録のうえ、行うこと。 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフェストの数量の集計)を超えて請求することはできない。

9 電気保安技術者 (1.3.3)	配置する
10 技能士 (1.7.2)	職種別に可能なものについては、積極的に活用のこと。
11 施工数量調査 (1.6.2)	調査範囲及び調査方法　・　工種別の特記による
12 調査のための破壊部分の補修 (1.6.3)	補修方法　・　図示(図面番号:)　・　()
13 建築材料等	1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか「建築材料、設備機材等品質性能評価基準建築材料等評価名簿」(最新版)(以下「評価名簿」という。)と同等とする。品質が求められる水準以上であれば、県内生産の優先使用に努めること。 2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取扱業者から購入するよう努めること。 3) 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、三重県「環境物品等の調達方針」に従い、あらかじめ「木材、木材製品の性能、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した証明書を、監督員に提出すること。 4) 本工事に使用する木材は、原則として県産材を使用するほか、品質が求められる水準以上であれば、県産材のJAS製材品及び「三重の木」利用推進議会が認証する「三重の木」の優先利用に努めること。 5) 本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。 6) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定製品の品名:) 7) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努める。 認定製品の品名: 一間伐材工事用パリケード　・　一間伐材工事用看板　・　一間伐材標示板　・　()
14 化学物質の濃度測定 (1.7.9)	測定対象化学物質(●で示したものとする。) 適用 施設用途 ホルムアルデヒド トルエン キシレン エチルベンゼン スチレン ハジクロベンゼン 学校 教育施設 ● ● ● ● ● ● 住宅 ● ● ● ● ● ● その他 ● ● ● ● ● ●
15 特別な材料の工法	測定対象及び測定個所数　・　図示(図面番号:)　・　() 測定方法　・　バッシブ法　・　アクティブ法 測定時期　・　() 報告書提出部数 2部
16 騒音・振動の防止	改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。
17 工事写真	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。
18 完成図等	當緒工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官房常務官監修(令和5年版))に従い撮影すること。 なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について(令和5年3月1日付け国建法第14号)」による。
19 完成写真	作成する　○ 完成図() A3版二つ折り製作 ○ 1部　・　()　・　() 完成図面範囲(設計図面同程度とする) 完成図面CADにより作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。
20 電子納品	デジタルメモラで撮影し、全て版面相当サイズで印刷する。(A4版用紙に1ページあたり3枚) 1部 箇所数は外観4面、主要室の各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合には、監督員と協議すること。 ・ 電子媒体で提出する 著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。 工事写真は、「當緒工事に係る電子納品マニュアル(デジタル工事写真編)」等に基づき電子媒体で提出すること。 (提出部数 ○ 2部　・　部) 工事完成図書は、「當緒工事に係る電子納品マニュアル(工事完成図書編)」に基づき電子媒体で提出すること。 (提出部数 ○ 2部　・　部)
21 設備工事との取扱い	施工範囲 ・　図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の補強 ・　図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ・　自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・　駆動装置が運動する建具等の2次側の配管、配線及び操作スイッチ 施工図 ・　設備機器の位置、取扱い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。
22 既存部分等への処置 (1.3.13)	工事施工に際し、既存部分を汚損した場合は、監督員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。
23 事故の発生時	工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指⽰する期日までに、監督員に提出すること。 また、事故発生後の位置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検査等に協力すること。
24 下請次数制限及び県内(管内)企業優先使用	本工事における下請の次数は、2次(建築一式工事は3次)までとする。なお、その次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。 本工事において下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方(2次以下の請負人を含む)を三重県内に本店(建設業法において規定する主たる業務所を含む)を有する者の中から選定するよう努めること。また、工事場所を所管する建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店(建設業法において規定する主たる業務所を含む)を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請契約の相手方に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。
25 総合評価方式	本工事で提案不履行があった場合は、本工事年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)で、貴社の評価点において発注工事の算定点(満点)の1割を減点します。
26 不当介入を受けた場合の措置	暴力団員等による不当介入(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号)を受けた場合の措置について 1) 受注者は暴力団員等(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否とともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 2) 1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。 3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

27 消防法関係の手続き	1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・　本工事(建築工事　電気設備工事　機械設備工事)　別途工事 2) 防火対象物使用開始届出書
28 主任技術者又は監理技術者	1) 技術者要件 工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、本工事の入札公告で定める技術者要件を満たす者としなければならない。
29 工事の一時中止	2) 専任を要しない期間 (1) 現場施工に着手するまでの期間 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。 (2) 檢査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知したととする。
30 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置	工事の一時中止の取り扱いについては「工事の一時中止に係るガイドライン」(令和7年7月一部改訂 三重県土整備部)による。建設工事請負契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、協議する。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開にに関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
31 建築基準法に基づき定めた区分等	労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。
32 火災保険等	建設工事請負契約書第53条第1項の規定により、火災保険、建設工事保険又はその他の保険等に加入し、その加入証券等を提示しなければならない。 1) 保険の目的工事の統合(支給材料を含む) 2) 保険の加入期間工事着手後速やかに加入し、完成引き渡しまでの間 3) 保険金額原則として請負金額に相当する額 4) 被保険者発注者、受注者及びその全下請負人
33 技術検査	中間技術検査 実施回数　・　回　実施する段階　・　() ・　1部　・　()
34 保全に関する資料	屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第23条に規定する屋外広告業の登録事業者であること。
35 屋外広告物	適用除外でないにも関わらず、社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体台帳・再下請負通知書・作業員名簿により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又是提示を求めた場合、速やかに対応すること。
36 社会保険等未加入対策	受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 設計図面に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
37 現場での安全確保(自主施工原則)	・ 石綿含有建材の調査 調査範囲 ○ 改修部分すべて　・　() 算出資料 ○ 既存の設計図書　・　石綿含有建材の調査報告書　・　()
38 石綿含有建材の調査 (1.5.1)	分析調査 分析対象 アクリチノライト、アモサイト、アンフィライト、クリソタイル、クロンドライト、トレモライト 分析方法
39 計算範囲	サンプル数 1箇所あたり3サンプル 採取箇所　・　図示(図面番号:)　・　()
40 騒音・粉じん等の対策 (2.1.3)	・ 防音パネル 設置範囲　・　図示(図面番号:) ・ 防音シート 設置範囲　・　図示(図面番号:)
41 足場等 (2.2.1)	足場を設ける場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立ての作業に関する基準」における2の(1)手すり据置き方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。 外部足場　・　設置する(設置範囲　・　工事に必要な範囲　・　)　・　設置しない 防護シート　・　設置する(設置範囲　・　工事に必要な範囲　・　)　・　設置しない 内部足場 ○

5 監督員事務所 (2.4.1)	<ul style="list-style-type: none"> 構内建物内の一部を使用する。 設置する <p>監督員事務所の規模(単位: m²)</p> <table border="1"> <tr> <td>適用</td><td>10程度</td><td>20程度</td><td>35程度</td><td>65程度</td><td>100程度</td></tr> </table> <p>監督員事務所の仕上げ</p> <table border="1"> <tr> <td>部位等</td><td>仕上げ</td></tr> <tr> <td>床</td><td></td></tr> <tr> <td>内壁・天井</td><td></td></tr> <tr> <td>屋根</td><td></td></tr> </table>	適用	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度	部位等	仕上げ	床		内壁・天井		屋根	
適用	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度										
部位等	仕上げ														
床															
内壁・天井															
屋根															
種類															
机、いす															
書棚															
ホワイトボード															
長靴															
雨合羽															
保護帽															
衣類ロッカー															
冷暖房機器															
インターネット															
・															
・															
・															

※数量については、監督員との協議による

構内既存の施設

- 利用できる
- 利用できない

構内既存の施設

- 利用できる (有償 無償)
- 利用できない

構内既存の施設

- 利用できる (有償 無償)
- 利用できない

本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。

	6 監督員事務所の設備、備品等 (2.4.1) (2) (7)、(4)
	7 仮設便所
	8 工事用水
	9 工事用電力

4 改資アスファルトシート防水 (3.4.2) (3.4.3) (表3.4.1)～ (表3.4.3)	<p>防水層の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th><th>種別</th><th>断熱材</th><th>仕上塗料</th><th>備考</th></tr> <tr><th colspan="2"></th><th>種類</th><th>使用量</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ M 4 A S</td><td>・ A S-T 1 ・ A S-T 2 ・ A S-J 2</td><td></td><td>・ 製造所の仕様 ・ ()</td><td>・ 製造所の仕様 ・ ()</td></tr> <tr> <td>・ M 3 A S ・ P O A S</td><td>・ A S-T 3 ・ A S-T 4 ・ A S-J 1 ・ A S-J 3</td><td></td><td>・ 製造所の仕様 ・ ()</td><td>・ 脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない</td></tr> <tr> <td>・ M 3 A S I ・ M 4 A S I</td><td>・ A S I-T 1 ・ A S I-J 1 厚さ ()</td><td>種類 ()</td><td>・ 製造所の仕様 ・ ()</td><td>・ 脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない 防湿層 ・ 設ける ・ 設けない</td></tr> <tr> <td>・ P O A S I</td><td></td><td></td><td>・ 製造所の仕様 ・ ()</td><td>・ 脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない 防湿層 ・ 設ける ・ 設けない</td></tr> <tr> <td colspan="5">改資アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ・ 改修標準仕様書 表3.4.1から3.4.3までによる ()</td></tr> <tr> <td colspan="5">粘着層付改資アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ・ 改修標準仕様書 表3.4.1から3.4.3までによる ()</td></tr> <tr> <td colspan="5">屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量 数量 ・ 改資アスファルトシートの製造所の指定 ()</td></tr> <tr> <td colspan="5">設置数量 ・ 改資アスファルトシートの製造所の指定 ()</td></tr> </tbody> </table> <p>屋根露出防水絶縁工法の防湿用シート ・ 設置する ・ 設置しない</p> <p>押え金具の材質、形状及び寸法 ・ アルミニウム製 L-30×15×2.0mm程度 ()</p>	工法	種別	断熱材	仕上塗料	備考			種類	使用量		・ M 4 A S	・ A S-T 1 ・ A S-T 2 ・ A S-J 2		・ 製造所の仕様 ・ ()	・ 製造所の仕様 ・ ()	・ M 3 A S ・ P O A S	・ A S-T 3 ・ A S-T 4 ・ A S-J 1 ・ A S-J 3		・ 製造所の仕様 ・ ()	・ 脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない	・ M 3 A S I ・ M 4 A S I	・ A S I-T 1 ・ A S I-J 1 厚さ ()	種類 ()	・ 製造所の仕様 ・ ()	・ 脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない 防湿層 ・ 設ける ・ 設けない	・ P O A S I			・ 製造所の仕様 ・ ()	・ 脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない 防湿層 ・ 設ける ・ 設けない	改資アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ・ 改修標準仕様書 表3.4.1から3.4.3までによる ()					粘着層付改資アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ・ 改修標準仕様書 表3.4.1から3.4.3までによる ()					屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量 数量 ・ 改資アスファルトシートの製造所の指定 ()					設置数量 ・ 改資アスファルトシートの製造所の指定 ()				
工法	種別	断熱材	仕上塗料	備考																																															
		種類	使用量																																																
・ M 4 A S	・ A S-T 1 ・ A S-T 2 ・ A S-J 2		・ 製造所の仕様 ・ ()	・ 製造所の仕様 ・ ()																																															
・ M 3 A S ・ P O A S	・ A S-T 3 ・ A S-T 4 ・ A S-J 1 ・ A S-J 3		・ 製造所の仕様 ・ ()	・ 脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない																																															
・ M 3 A S I ・ M 4 A S I	・ A S I-T 1 ・ A S I-J 1 厚さ ()	種類 ()	・ 製造所の仕様 ・ ()	・ 脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない 防湿層 ・ 設ける ・ 設けない																																															
・ P O A S I			・ 製造所の仕様 ・ ()	・ 脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない 防湿層 ・ 設ける ・ 設けない																																															
改資アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ・ 改修標準仕様書 表3.4.1から3.4.3までによる ()																																																			
粘着層付改資アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ・ 改修標準仕様書 表3.4.1から3.4.3までによる ()																																																			
屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量 数量 ・ 改資アスファルトシートの製造所の指定 ()																																																			
設置数量 ・ 改資アスファルトシートの製造所の指定 ()																																																			
5 合成高分子系シート防水ルーフィング (3.5.2)～ (3.5.4) (表3.5.1)～ (表3.5.3)																																																			
施工数量調査																																																			
調査範囲																																																			
・ 行う																																																			
・ 行わない																																																			
既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去																																																			
・ 行う																																																			
・ 行わない																																																			
調査項目																																																			
・ 改修対象範囲 ()																																																			
・ 調査範囲 ()																																																			
・ ひび割れ部 (2.0mm以上)																																																			
・ はがれ及びく落部分																																																			
・ 浮き部																																																			
調査方法																																																			
・ 打診、目視及びクラックスケール等 (足場 ゴンドラ)																																																			
報告書 1部 (立面図等に記載、必要に応じて写真添付)																																																			
P O S工法、P O S I工法 (機械固定工法) の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理																																																			
・ 改修標準仕様書 [3.2.6 (4) (ウ) ①～③] ()																																																			
設備機器架台、配管受部、バラベット、貫通パイプ回り、手すり、丸環の取付け部、塔屋出入口等及び防水層末端部の納まり部の処理																																																			
・ 監督員と協議する ()																																																			
押え金具の材質、形状及び寸法																																																			
・ アルミニウム製 (L-30×15×2.0mm程度) ()																																																			
屋根保護防水																																																			
防水層の種類																																																			
工法 種別 断熱材の厚み 絶縁シート																																																			
・ P 2 A ・ A-1 ・ A-2 ・ A-3	・ P 1 B ・ B-1 ・ 部分粘着 ・ B-2 ・ 部分粘着 ・ B-2	・ P 2 A I ・ A I-1 ・ A I-2 ・ A I-3	・ P 1 B I ・ B I-1 ・ 部分粘着 ・ B I-2 ・ 部分粘着 ・ B I-2																																																
・ P 2 A ・ A-1 ・ A-2 ・ A-3	・ P 1 B ・ B-1 ・ 部分粘着 ・ B-2 ・ 部分粘着 ・ B-2	・ P 2 A I ・ A I-1 ・ A I-2 ・ A I-3	・ P 1 B I ・ B I-1 ・ 部分粘着 ・ B I-2 ・ 部分粘着 ・ B I-2																																																
・ P 2 A ・ A-1 ・ A-2 ・ A-3	・ P 1 B ・ B-1 ・ 部分粘着 ・ B-2 ・ 部分粘着 ・ B-2	・ P 2 A I ・ A I-1 ・ A I-2 ・ A I-3	・ P 1 B I ・ B I-1 ・ 部分粘着 ・ B I-2 ・ 部分粘着 ・ B I-2																																																
・ P 2 A ・ A-1 ・ A-2 ・ A-3	・ P 1 B ・ B-1 ・ 部分粘着 ・ B-2 ・ 部分粘着 ・ B-2	・ P 2 A I ・ A I-1 ・ A I-2 ・ A I-3	・ P 1 B I ・ B I-1 ・ 部分粘着 ・ B I-2 ・ 部分粘着 ・ B I-2																																																
・ P 2 A ・ A-1 ・ A-2 ・ A-3	・ P 1 B ・ B-1 ・ 部分粘着 ・ B-2 ・ 部分粘着 ・ B-2	・ P 2 A I ・ A I-1 ・ A I-2 ・ A I-3	・ P 1 B I ・ B I-1 ・ 部分粘着 ・ B I-2 ・ 部分粘着 ・ B I-2																																																
・ P 2 A ・ A-1 ・ A-2 ・ A-3	・ P 1 B ・ B-1 ・ 部分粘着 ・ B-2 ・ 部分粘着 ・ B-2	・ P 2 A I ・ A I-1 ・ A I-2 ・ A I-3	・ P 1 B I ・ B I-1 ・ 部分粘着 ・ B I-2 ・ 部分粘着 ・ B I-2																																																
改資アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ																																																			
・ 改修標準仕様書 表3.3.3から3.3.9までによる ()																																																			
部分粘着層付改資アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ																																																			
・ 改修標準仕様書 表3.3.3から3.3.9までによる ()																																																			
平場の保護コンクリート																																																			
こて仕上げ 厚さ 水下90mm以上 ()																																																			
平坦さ ^{・ a種} ^{・ b種} ^{・ c種}																																																			
床タイル張り 厚さ 水下60mm以上 ()																																																			
屋根排水溝 図示 (国面番号 :)																																																			
屋根露出防水																																																			
防水層の種類																																																			
工法 種別 断熱材 仕上塗料 備考																																																			
・ M 4 C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4	・ M 3 D ・ D-1 ・ P O D ・ D-2	・ M 3 D I ・ D I-1 ・ D I-2 ・ M 4 D I	・ M 4 C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4																																																
・ M 4 C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4	・ M 3 D ・ D-1 ・ P O D ・ D-2	・ M 3 D I ・ D I-1 ・ D I-2 ・ M 4 D I	・ M 4 C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4																																																
・ M 4 C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4	・ M 3 D ・ D-1 ・ P O D ・ D-2	・ M 3 D I ・ D I-1 ・ D I-2 ・ M 4 D I	・ M 4 C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4																																																
・ M 4 C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4	・ M 3 D ・ D-1 ・ P O D ・ D-2	・ M 3 D I ・ D I-1 ・ D I-2 ・ M 4 D I	・ M 4 C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4																																																
・ M 4 C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4	・ M 3 D ・ D-1 ・ P O D ・ D-2	・ M 3 D I ・ D I-1 ・ D I-2 ・ M 4 D I	・ M 4 C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4																																																
・ M 4 C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4	・ M 3 D ・ D-1 ・ P O D ・ D-2	・ M 3 D I ・ D I-1 ・ D I-2 ・ M 4 D I	・ M 4 C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4																																																
・ M 4 C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4	・ M 3 D ・ D-1 ・ P O D ・ D-2	・ M 3 D I ・ D I-1 ・ D I-2 ・ M 4 D I	・ M 4 C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4																																																
・ M 4 C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4	・ M 3 D ・ D-1 ・ P O D ・ D-2	・ M 3 D I ・ D I-1 ・ D I-2 ・ M 4 D I	・ M 4 C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4																																																
・ M 4 C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4	・ M 3 D ・ D-1 ・ P O D ・ D-2	・ M 3 D I ・ D I-1 ・ D I-2 ・ M 4 D I	・ M 4 C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4																																																
・ M 4 C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4	・ M 3 D ・ D-1 ・ P O D ・ D-2	・ M 3 D I ・ D I-1 ・ D I-2 ・ M 4 D I	・ M 4 C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4																																																
・ M 4 C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4	・ M 3 D ・ D-1 ・ P O D ・ D-2	・ M 3 D I ・ D I-1 ・ D I-2 ・ M 4 D I	・ M 4 C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4																																																
・ M 4 C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4	・ M 3 D ・ D-1 ・ P O D ・ D-2	・ M 3 D I ・ D I-1 ・ D I-2 ・ M 4 D I	・ M 4 C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4																																																
・ M 4 C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4	・ M 3 D ・ D-1 ・ P O D ・ D-2	・ M 3 D I ・ D I-1 ・ D I-2 ・ M 4 D I	・ M 4 C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4																																																
・ M 4 C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4	・ M 3 D ・ D-1 ・ P O D ・ D-2	・ M 3 D I ・ D I-1 ・ D I-2 ・ M 4 D I	・ M 4 C ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・																																																

(4.3.5) (6) (4.3.11) (4.4.9) (図4.3.1)	・ アンカービンニング部分エポキシ樹脂注入工法 アンカービンの本数・標準・() 材料・ステンレス鋼 (SUS304)・()
	・ アンカービンニング全面エポキシ樹脂注入工法 アンカービンの本数及び入口の数・標準・() 材料・ステンレス鋼 (SUS304)・()
	・ アンカービンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 アンカービンの本数及び入口の数・標準・() 材料・ステンレス鋼 (SUS304)・()
	・ 注入口付アンカービンニング部分エポキシ樹脂注入工法 注入口付アンカービンの本数・標準・() 材料・ステンレス鋼 (SUS304)・() 呼び径・6mm・() 注入量・()
	(注) 鮎無及びメタリックは、可とう形複層塗材、防水形複層塗材、及び可とう形改修塗材には適用しない。
	・ 注入口付アンカービンニング全面エポキシ樹脂注入工法 注入口付アンカービンの本数及び入口の数・標準・() 材料・ステンレス鋼 (SUS304)・() 呼び径・6mm・()
	・ 注入口付アンカービンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 注入口付アンカービンの本数及び入口の配置・標準・() 材料・ポリマーセメントスラリー() ・ 注入口付アンカービン(・ステンレス鋼 (SUS304)・()) 呼び径・6mm・()
	・ 注入口付アンカービンニングエポキシ樹脂注入タイル固定法 注入口付アンカービンの本数・() 材料・ステンレス鋼 (SUS304)・() 呼び径・6mm・()
	タイル部分張替え工法及びタイル張替え工法
	施工箇所 形状 寸法 耐滑り性 標準・特注色の別 耐凍害性の有無
(4.4.5) (4.4.6) (表4.4.2)	・ 役物(・一体成型・接着加工) 外壁タイル接着張りのシーリング材 打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地・() 伸縮調整目地及びその他の目地・()
	・ タイル部分張替え工法 張替え材料・ポリマーセメントモルタル ・ 接着剤(液一次応硬化形変成シリコン樹脂)(目地詰め・有り・無し) 一か所当たりの張替え面積が0.25m ² を超える箇所・有り・無し
	・ タイル張替え工法
	タイルの種類 タイルの大きさ 工法 備考
	・ 外装 タイル 小口平二丁掛100角・密着張り・改良圧着張り・既調合モルタル
	・ 小口以上二丁掛け以下・接着剤張り・目地詰め・有り・無し
	・ ユニットタイル 50二丁掛け以下・マスク張り・既調合モルタル
	・ モザイクタイル貼り・既調合モルタル
	試験張り・行う・行わない 見本焼き・行う・行わない
	有機系接着剤のコンクリート素地面の下地処理の方法・() 下地調整塗材の接着性試験・行う・行わない
4 塗り仕上げ (4.5.4)	・ 地面ひび割れ部改修工法 ・ 伸縮調整目地改修工法 伸縮調整目地(位置寸法×) 検査 シーリング接着性試験・行う(・簡易接着性試験・引張接着性試験)
	既存塗膜の除去及び下地処理
	工法 处理範囲
	・ サンダー工法
	・ 高圧水洗工法
	・ 塗膜はく離剤工法
	・ 水洗い工法・デッキブラシ・高圧ポンプ)
	種類 呼び名 仕上げ形状 工法 下地調整 備考
	・ 薄付け仕上塗材 薄付け仕上塗材E 外装薄塗材E
	・ ()
(4.5.5) (4.5.2) (表4.5.1(その1) (その2))	・ ()
	・ ()
	・ ()
	・ ()
	・ ()
	・ ()
	・ ()
	・ ()
	・ ()
	・ ()
(4.6.2)(表4.6.1)	・ ()
	・ ()
	・ ()
	・ ()
	・ ()
	・ ()
	・ ()
	・ ()
	・ ()
	・ マスチック塗材塗り 改修標準仕様書(4.6.2)(表4.6.1)による

(4.3.5) (7) (4.3.15) (4.4.13) (図4.3.4)	(表4.5.2) 複層仕上塗材及び可とう形改修塗材の上塗材の種類
	樹脂種類 溶媒種類 外観
	・ アクリル系 溶剤系 鮎有・鮎無・メタリック
	・ シリカ系 水系 鮎有・鮎無
	・ ポリウレタン系 溶剤系 鮎有・鮎無・メタリック
	・ アクリルシリコン系 水系 鮎有・鮎無
	・ フッ素系 溶剤系 鮎有・鮎無
	・ ()
	(注) 鮎無及びメタリックは、可とう形複層塗材、防水形複層塗材、及び可とう形改修塗材には適用しない。
	(表4.7.1) 外壁用塗膜防水材の仕上げの形状及び工法
(4.3.5) (7) (4.3.16) (4.4.14) (図4.3.4)	種類 仕上げの形状 工法 仕上塗料 下地塗動緩衝材
	外壁用塗膜防水材
	・ 凹凸状 吹付け () 适用する
	・ 凸部処理 () 耐候性 () 适用しない
	・ ゆず肌状 ローラー ()
	・ さざ波状 ()
	・ ()
	・ ()
	・ ()
	・ ()
(4.4.5)	5 建具改修工事
	① 改修工法 (5.1.3)
	・ かぶせ工法 ・ カバー工法 持出し工法 ノンシール工法
	② 防火戸 (5.1.4)
	○ はり工法 引抜き工法
	・ 例示様 図示() 個別認定(認定番号:)
	・ 自動耐火機構 図示()
	3 見本の製作 (5.1.5)
	・ 製作する 製作しない
	4 防犯建物部品 (5.1.7)
(4.4.6)	5 ブラインドボックス等 (5.1.6)(3)
	6 アルミニウム製建具 (5.2.2) (5.2.4) (表5.2.1) (表5.2.2)
	・ 防水性の処理方法 図示()
	・ 再使用する 再使用しない
	外部建具の性能等級 A種 B種 C種
	・ 防音ドアセット、防音サッシ(等級)
	・ 断熱ドアセット、断熱サッシ(等級)
	・ 結露水の処理方法 図示()
	アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理の種別
	・ 外部に面する建具(過酷な環境の屋外) ・ BA-1 BA-2 ()
(4.4.7)	7 網戸 (5.2.3)(5)
	・ 外部に面する建具(一般的な環境の屋外) ・ BB-1 BB-2 ()
	・ 内部に面する建具 ・ BC-1 BC-2 ()
	・ 可動式 固定式
	防虫網の材質 合成樹脂製 ガラス繊維入り合成樹脂製 ステンレス(SUS316)製
	網目 16メッシュ 18メッシュ
	外部に面する樹脂製建具の性能等級 A種 B種 C種
	・ 防音ドアセット、防音サッシ(等級)
	・ 断熱ドアセット、断熱サッシ(等級)
	・ 日射熱遮断性(等級)
(4.4.8)	8 樹脂製建具 (5.3.2)~(5.3.5) (表5.3.1)~(表5.3.3)
	ガラス・複層ガラス ()
	・ 建具枠見込寸法 図示()
	水切り 図示()
	ゼンボ 図示()
	丁番 図示()
	・ () 改修標準仕様書(表5.7.3)による 図示()
	9 鋼製建具 (5.4.2)
	鋼製建具の性能等級
	・ 簡易密気性ドアセット ・ 外部に面する建具の耐風圧
(4.4.9)	10 鋼製軽量建具 (5.5.2) (5.5.5) (5.2.2)(2) (5.5.3) (5.5.4) (5.6.3)(1) (5.2.3)(1)
	・ S-4 S-5 S-6
	・ 防音ドアセット、防音サッシ(等級)
	・ 断熱ドアセット、断熱サッシ(等級)
	・ 耐震ドアセット(等級)
	・ HD-2400又はW-950の建具 鋼板類の厚さ 図示()
	・ くつぎの仕上げ HL ()
	標準型鋼製建具
	形式 幅(mm) 高さ(mm)
	片開き 900 950 2000
(4.4.10)	11 ステンレス製建具 (5.6.2)
	・ 1200 1250 2100
	両開き 1800 1900
	鋼製軽量建具の性能等級
	・ 簡易密気性ドアセット
	・ 防音ドアセット、防音サッシ(等級)
	・ 断熱ドアセット、断熱サッシ(等級)
	・ 耐震ドアセット(等級)
	・ HD-2400又はW-950の建具 鋼板類の厚さ ○ 図示() A-29
	表面仕上げ ○ 塗装 ビニール被覆鋼板 カラー鋼板 ステンレス鋼板 (HL 鏡面) ()
(4.4.11)	12 木製建具 (5.7.2)
	含水率 A種 B種
	・ ブラッシュ戸 表面材 ()
	厚み 改修標準仕様書5.7.6 ()
	表面材の品質等 改修標準仕様書5.7.2(2)(イ)(a)~(c) ()
	・ MDF 表裏面の状態による区分 ()
	曲げ強さによる区分 ()
	接着剤による区分 ()
	難燃性による区分 ()
	・ 引戸の召合せかまちをいんろう付きとする かまち戸 見込み寸法 36mm ()
(4.4.12)	13 建具用金物 (5.8.2)
	・ ふすま 見込み寸法 19.5mm ()
	種別 I種 II種
	ふすま紙の上張り種類 ()
	緑の上張り ()
	・ 戸ふすま 見込み寸法 30mm ()
	表面材 厚み 改修標準仕様書5.7.6 ()
	・ MDF 表裏面の状態による区分 ()
	曲げ強さによる区分 ()
	接着剤による区分 ()
(4.4.13)	14 自動ドア開閉装置 (5.9.2)
	・ 固定()
	引戸用検出装置の種類 図示()
	凍結防止措置 あり なし
	自閉式ドア開閉装置()
	引戸用検出装置の性能値 ()
	自閉式ドア開閉装置()
	引戸用検出装置の性能値 ()
	自閉式ドア開閉装置()
	引戸用検出装置の性能値 ()
(4.4.14)	15 重量シャッター (5.11.2)
	種類 管理用シャッター 外壁用防火シャッター
	耐風圧強度 Pa以上
	開閉機能 上部電動式(手動併用) 上部手動式
	管理用重量シャッターのシャッターケース
	・ 設ける 設けない
	・ めっき付着量 Z12 F12 ()
	開閉形式 上部電動式(手動併用) 手動式
	耐風圧強度 Pa以上
	急降下停止措置(電動の場合) あり なし
(4.4.15)	16 軽量シャッター (5.11.2)(3)
	スラットの材質及び形状 インターロッキング形 オーバーラッピング形
	・ めっき付着量 JIS G 3312 Z06 F06 ()
	JIS G 3322 A290 ()
	型式及び構造 セクション材 スチールタイプ アルミニウムタイプ ファイバーグラスタイプ
	耐風圧強度 Pa以上
	開閉方式 バランス式 チェーン式 電動式
	収納形式 スタンドード形 ローハード形 ハイリフト形 パーチカル形
	ガイドレール 滚動垂鉛めっき鋼板 ステンレス鋼板
	○ 図示(建具表)
(4.4.16)	17 シーリング ガスケット()
	・ 図示()
	○ 建具の製造所の仕様による
	ガラス留め材 (5.14.2)(2)
	ガラス溝の寸法、形状等 (5.14.3)
	22 ガラスブロック 留め材 (5.14.5)
	表面形状、寸法、厚さ 図示()
	金属部、留め材 図示()
	化粧カバー 図示()
	工法 図示()
(4.4.17)	6 内装改修工事

(6. 8. 2) (3) (7) (4)	・ 带電防止床シート又は床タイル						
	種類	性能	寸法	厚さ	備考		
(6. 8. 2) (3) (9)	・ 視覚障害者用床タイル						
	種類	形状		備考			
(6. 8. 2) (3) (1)	ビニール床タイル	300×300×7.0mm					
(6. 8. 2) (3) (1) (2)	・ 耐荷重性床シート						
	種類	厚さ		備考			
(6. 8. 2) (3) (1) (3)							
(6. 8. 2) (3) (1) (4)	・ 防滑性床シート又は床タイル						
	種類	寸法	厚さ	備考			
(6. 8. 2) (5)							
(6. 8. 3) (1)	下地	・ モルタル塗り	・ セルフレベリング材塗り	・ 木下地	・ その他 ()		
(6. 8. 3) (2) (1)	ビニール床シート張り	熱溶接工法	・ 適用する	・ 適用しない			
8 カーペット敷き	・ 織じゅうたん						
	種類	糸の種類	パイルの形状	帯電性	品質の程度		
(6. 9. 2) (1) (表6. 9. 1)	・ A種	・ そと	・ カットパイル	・ 人体帯電圧			
	・ B種	・ 紡糸	・ ループパイル	3KV以下	・ ()		
	・ C種	・ ()	・ カット、ループ併用	・ ()	・ 無地 ・ 柄物		
品質の程度欄に記載した商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。(以下同様)							
(6. 9. 2) (2) (表6. 9. 2)	・ タフティッドカーペット						
	パイルの形状	パイル長 (mm)	帯電性	工法	品質の程度		
(6. 9. 2) (3) (表6. 9. 2)	・ カットパイル		・ 人体帯電圧	・ 全面接着工法			
	・ ループパイル		3KV以下	・ グリッパー工法	・ ()		
	・ カット、ループ併用		・ ()				
(6. 9. 2) (4)	・ タイルカーペット						
	種類	パイルの形状	寸法 (mm)	総厚さ (mm)	品質の程度		
(6. 9. 2) (5)		・ カットパイル	500×500	・ 6. 5			
		・ ループパイル	・ ()	・ ()	・ ()		
(6. 9. 3) (1)	下敷き材	・ 第2種第2号、厚さ8mm	・ ()				
(6. 9. 3) (2)	見切り、押え金物	・ 適用する (材質、種類及び形状)	・ 図示 (図面番号:)				
(6. 9. 3) (3)	織じゅうたんの接合方法						
	・ ヒートボンド工法	・ ()					
(6. 9. 3) (5)	タイルカーペットの敷き方						
	平場	・ 市松敷き	・ 模様流し	・ ()			
(6. 10. 3) (2) (a) (表6. 10. 4)	階段部分	・ 市松敷き	・ 模様流し	・ ()			
9 合成樹脂塗床	弹性ウレタン樹脂系塗床の仕上げ種類、工程						
	・ 平滑仕上げ	・ 防滑仕上げ	・ つや消し仕上げ				
(6. 10. 3) (2) (b) (6. 10. 3) (3) (表6. 10. 5) ~ (表6. 10. 8)	エポキシ樹脂系塗床の仕上げ種類						
	・ 薄膜流しのべ仕上げ (・ 平滑)	・ 防滑)	・ 厚膜流しのべ仕上げ (・ 平滑)	・ 防滑)			
(6. 10. 3) (2) (c) (6. 10. 3) (3) (表6. 10. 5) ~ (表6. 10. 8)	・ 樹脂モルタル仕上げ (・ 平滑)	・ 防滑)	・ 薄膜型塗床仕上げ (・ 平滑)				
10 フローリング張り	・ 釘留め工法						
	材料	種別		樹種			
(6. 11. 4) (表6. 11. 2)	・ フローリングボード (根太張用)						
	・ フローリングボード (直張用)						
	・ 複合フローリング (根太張用)	・ A種	・ B種	・ C種	・ ()		
(6. 11. 5) (表6. 11. 5) (表6. 11. 6)	防湿処理・ 図示 (図面番号:)						
	・ 接着工法						
(6. 11. 6)	材種	樹種	厚さ	幅・長さ			
	・ フローリングボード (直張用)						
	・ 複合フローリング (直張用)	・ なら					
	・ A種	・ B種	・ C種	・ ()			
(6. 11. 6)	・ フローリングブロック (直張用)						
	緩衝材	・ 合成樹脂発泡シート	・ 図示 (図面番号:)				
(6. 11. 6)	塗替え						
	下地調整	・ ()					
(6. 11. 6)	塗装	・ ウレタン樹脂ワニス塗り (液形、B種)	・ オイルステイン塗りのうえワックス塗り				
		・ 生地ままでのワックス塗り	・ ()				
11 罩敷き	種別	・ A種	・ B種	・ C種	・ D種		
		・ A種の畳床	(・ J S	・ J 1)		
(6. 12. 2) (表6. 12. 1)		・ C種の畳床	PS - (・ C 2 0	・ C 2 5	・ C 3 0)	
		・ D種の畳床	K T - (・ I	・ II	・ III	・ K
衝撃緩和型の畳表 (J I S A 5902)					C 1	C 2	
(6. 13. 2) (表6. 13. 1)	せっこうボード、その他ボード及び合板張り						
(6. 13. 2) (表6. 13. 1)	化粧せっこうボード	・ トーラーチーン模様					
		・ 木目模様					
(6. 13. 2) (表6. 13. 1)	シージングせっこうボード	・ 普通	・ 9. 5()	・ ()			
		・ 立体模様	・ 9()	・ ()			
(6. 13. 2) (表6. 13. 1)	ロックウール化粧吸音板	・ タイプII. 0.8FK	・ 6()	・ ()			
			・ 6()	・ ()			
(6. 13. 2) (表6. 13. 1)	けい酸カルシウム板						
(6. 13. 2) (表6. 13. 1)	化粧けい酸カルシウム板						
(6. 13. 3) (4) (1)	合板類の張付け	○ A種	・ B種				
(6. 13. 3) (6) (表6. 13. 5)	せっこうボードの目地工法						
	・ 継目処理	○ 突付け	○ ベベルエッジ	・ スクエアエッジ	・ 目透し	・ ベベルエッジ	

1 モルタル塗り タイル張り セルフレベリ ング材塗り 断熱材 塗装改修工事	<p>(6.14.2) (6.14.3) (表6.14.1) ~(表6.14.3)</p> <p>1.4 モルタル塗り (6.15.3) (6.15.5) (6.15.6)</p> <p>1.5 タイル張り (6.16.2) (6.16.3)</p> <p>(6.16.2)(2)</p> <p>(6.16.3)(5)</p> <p>1.6 セルフレベリ ング材塗り (6.17.2)(6.17.3)</p> <p>1.7 断熱材 (9.3.2)</p> <p>(9.3.3)</p> <p>1.8 天井見切線 1.9 点検口</p>	施工箇所		種類	防火性能		
		図示		量産ビニルクロス	○不燃・準不燃 ・不燃・準不燃		
		素地ごしらえ		下地	種別		
		モルタル・せっこうフランク一面		・ A種	・ B種		
		コンクリート面		・ A種	・ B種		
		せっこうボード面、けい酸カルシウム板面		・ A種	○ B種		
		モルタル・現場調合材料・既調合材料 既製目地材・使用する(形状:) 床の目地・図示(面番号:) 下地処理・壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mm超 図示(面番号:)					
		伸縮調整目地 位置・図示(面番号:)					
		タイルの種類					
		施工箇所	形状	寸法	耐滑り性		
					標準・待注色の別		
					耐凍害性の有無		
		試験張り・行う・行わない 見本焼き・行う・行わない 既調合モルタル・使用できる・使用できない 壁タイル張りの工法 ・内装タイル(・密着張り・改良圧着張り) ・ユニットタイル(・マスク張り・モザイクタイル張り)					
		・せっこう系・セメント系 塗厚()mm					
		断熱材打込み工法					
		種類	種別	厚さ(mm)	施工箇所		
		・ビーズ法ボリスチレンフォーム					
		・押出法ボリスチレンフォーム					
		・A種硬質ウレタンフォーム					
		・フェノールフォーム					
		断熱材現場発泡工法(吹付硬質ウレタンフォーム)					
		種類	厚さ[mm]	施工箇所			
		・A種 1	()	・窓回り等の断熱材補修部分、ルーフドレン回りの床版 下等、部分的に後張りとしなければならない箇所			
		・A種 1H	()	・()			
		・()					
		材種・アルミニウム合金製 ○塩化ビニル製					
		取付箇所 ○天井 材種(アルミニウム製・)寸法(450角・600角) 形式○額縁タイプ・目地タイプ) ・床 材種(アルミニウム製・)寸法(450角・600角) 形式(額縁タイプ・目地タイプ)					
7 塗 装 改 修 工 事	<p>1 材料 (7.1.3)</p> <p>2 合成樹脂調合ペ イント塗り(SOP) (7.5.2~7.5.4) (表7.5.1) (表7.5.3)</p> <p>3 クリヤラッカ 塗り(CL) (7.6.2) (表7.6.1)</p> <p>4 アクリル樹脂系非水 分散形塗料(NAD) (7.7.2)(表7.7.1)</p> <p>5 耐候性塗料塗り (DP)(7.8.2)~ (7.8.4) (表7.8.3)</p>	・屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。 ・次の箇所を除き防火材料とする。(箇所:)					
		下地	種別	素地ごしらえ (新規面)	下地調整 (改修面)		
		・木部	・A種 ・C種	・A種 ・B種	・RA種 ・RB種 ・RC種		
		・鉄鋼面	・A種 ・C種	・A種 ・B種 ・C種	・RA種 ・RB種 ・RC種		
		○亜鉛めっき鋼面	・A種 ・C種	・A種 ・B種	・RA種 ○RB種 ・RC種		
		種別	素地ごしらえ (新規面)	下地調整 (改修面)	着色の適用		
		・A種 ・B種	・A種 ・B種	・RA種 ・RB種 ・RC種	・適用しない ・溶剤系ステイン ・オイルステイン		
		・A種	○ B種				
		上塗りの等級・1級(フッ素系)・2級(シリコン系)・3級(ポリウレタン系) 【鉄鋼面・亜鉛めっき鋼面】					
		下地	素地ごしらえ (新規面)	下地調整 (改修面)	錆止め塗料 の種別		
		・鉄鋼面	B種	・RA種 ・RB種 ・RC種	・As種 ・Es種 ・(1回目)Cs種、(2.3回目)Ds種		
		・亜鉛めっき鋼面	・A種 ・B種	・RA種 ・RB種 ・RC種	Bz種		
		【コンクリート面・押出成形セメント板面】					
		種別	素地ごしらえ (新規面)	下地調整 (改修面)	ひび割れ部 の補修		
		・A-1種 ・A-2種 ・B-1種 ・B-2種 ・C-1種 ・C-2種	・A種 ・B種	・RA種 ・RB種 ・RC種	・行う		
		下地	種別	素地ごしらえ (新規面)	下地調整 (改修面)		
		・モルタル面	・A種 ・C種	・A種 ・B種	・RA種 ・RB種 ・RC種		
		・コンクリート面	・A種 ・C種	・A種 ・B種	・RA種 ・RB種 ・RC種		
		・せっこうボード面	・A種 ・C種	・A種 ・B種	・RA種 ・RB種 ・RC種		
		・木部	・A種 ・C種	・A種 ・B種	・RA種 ・RB種 ・RC種		
		・鉄鋼面	・A種 ・C種	・A種 ・B種	・RA種 ・RB種 ・RC種		
		・亜鉛めっき鋼面	・A種 ・B種	・A種 ・B種	・RA種 ・RB種 ・RC種		

耐震改修工事 共通事項	<p>7 合成樹脂エマルションペイント塗り(EP) (7. 10. 2) (表7. 10. 1)</p> <p>8 ウレタン樹脂ワニス塗り(UC) (7. 11. 2) (表7. 11. 1)</p> <p>9 ピグメントステイン塗り (7. 12. 2) (表7. 12. 1)</p> <p>10 木材保護塗料塗り(WP) (7. 13. 2) (表7. 13. 1)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>下地</th><th>種別</th><th>素地ごしらえ (新規面)</th><th>下地調整 (改修面)</th><th>ひび割れ部 の補修</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・モルタル面</td><td>・A種 ・C種</td><td>・A種 ・B種</td><td>・RA種 ・RC種</td><td>・行う</td></tr> <tr> <td>・コンクリート面</td><td>・A種 ・C種</td><td>・A種 ・B種</td><td>・RA種 ・RC種</td><td>・行う</td></tr> <tr> <td>・せっこうボード面</td><td>・A種 ・C種</td><td>・A種 ・B種</td><td>・RA種 ・RC種</td><td>・行う</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>素地ごしらえ (新規面)</th><th>下地調整 (改修面)</th><th>着色の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・A種 ・B種</td><td>・A種 ・B種</td><td>・RA種 ・RC種</td><td>・適用しない ・適用する</td></tr> </tbody> </table>					下地	種別	素地ごしらえ (新規面)	下地調整 (改修面)	ひび割れ部 の補修	・モルタル面	・A種 ・C種	・A種 ・B種	・RA種 ・RC種	・行う	・コンクリート面	・A種 ・C種	・A種 ・B種	・RA種 ・RC種	・行う	・せっこうボード面	・A種 ・C種	・A種 ・B種	・RA種 ・RC種	・行う	種別	素地ごしらえ (新規面)	下地調整 (改修面)	着色の適用	・A種 ・B種	・A種 ・B種	・RA種 ・RC種	・適用しない ・適用する
下地	種別	素地ごしらえ (新規面)	下地調整 (改修面)	ひび割れ部 の補修																														
・モルタル面	・A種 ・C種	・A種 ・B種	・RA種 ・RC種	・行う																														
・コンクリート面	・A種 ・C種	・A種 ・B種	・RA種 ・RC種	・行う																														
・せっこうボード面	・A種 ・C種	・A種 ・B種	・RA種 ・RC種	・行う																														
種別	素地ごしらえ (新規面)	下地調整 (改修面)	着色の適用																															
・A種 ・B種	・A種 ・B種	・RA種 ・RC種	・適用しない ・適用する																															
改修権準仕様書 (7. 12. 2), (表7. 12. 1)による。																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>素地ごしらえ (新規面)</th><th>下地調整 (改修面)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・A種 ・B種</td><td>A種</td><td>・RA種 ・RC種</td></tr> </tbody> </table>					種別	素地ごしらえ (新規面)	下地調整 (改修面)	・A種 ・B種	A種	・RA種 ・RC種																								
種別	素地ごしらえ (新規面)	下地調整 (改修面)																																
・A種 ・B種	A種	・RA種 ・RC種																																
<p>工事内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 ・鉄骨プレースの設置工事 ・柱補強工事（溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法） ・柱補強工事（鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法） ・連続繊維補強工事 ・耐震スリット新設工事 ・免震改修・制振改修工事 																																		
<p>工事種別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋工事 ○あと施工アンカーカー工事 ○コンクリート工事 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨工事 ・グラウト工事 ・連続繊維補強工事 ・スリット新設工事 ・免震改修・制振改修工事 ・土工事及び地業工事 																																		
<p>8の1 (一般事項) ①適用範囲</p> <p>(8. 1. 1) (8. 1. 2)</p>																																		
<p>8の2 ①既存部分の撤去等 (8. 21. 2)</p> <p>撤去の範囲</p> <p>○図示 (図面番号 :)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設のコンクリート、モルタル、グラウト材、鉄骨、連続繊維に接する部分 ・既存コンクリート撤去範囲に面する部分 ・() 																																		
<p>既存設備機器、配管撤去、新設、移設等処置</p> <p>本工事の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事の範囲として図示された設備機器及び配管、盤類の撤去及び処分 ・設備機器及び配管、盤類の撤去及び処分は本工事の範囲としない。 ・() <p>撤去範囲 ・ 図示 (図面番号 :)</p>																																		
<p>2 既存構造体の撤去 (8. 21. 2) (8. 22. 2) (8. 23. 2) (8. 24. 4)</p> <p>既存構造体の撤去</p> <p>撤去範囲 ・ 図示 (図面番号 :)</p> <p>はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置</p> <p>既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鉄筋の切断</th><th>範囲</th><th>通用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・既存鉄筋は切断せず残す</td><td>・図示 (図面番号 :) ・全ての撤去部分 ・() ・適用なし</td><td></td></tr> <tr> <td>・コンクリートの撤去範囲の周囲より一定長さを残し切断する</td><td>・図示 (図面番号 :) ・全ての撤去部分 ・() ・適用なし</td><td></td></tr> <tr> <td>・コンクリート撤去範囲の鉄筋は切断する</td><td>・切断せず残す範囲を除く撤去する既存鉄筋コンクリートの範囲 ・()</td><td></td></tr> </tbody> </table>					鉄筋の切断	範囲	通用	・既存鉄筋は切断せず残す	・図示 (図面番号 :) ・全ての撤去部分 ・() ・適用なし		・コンクリートの撤去範囲の周囲より一定長さを残し切断する	・図示 (図面番号 :) ・全ての撤去部分 ・() ・適用なし		・コンクリート撤去範囲の鉄筋は切断する	・切断せず残す範囲を除く撤去する既存鉄筋コンクリートの範囲 ・()																			
鉄筋の切断	範囲	通用																																
・既存鉄筋は切断せず残す	・図示 (図面番号 :) ・全ての撤去部分 ・() ・適用なし																																	
・コンクリートの撤去範囲の周囲より一定長さを残し切断する	・図示 (図面番号 :) ・全ての撤去部分 ・() ・適用なし																																	
・コンクリート撤去範囲の鉄筋は切断する	・切断せず残す範囲を除く撤去する既存鉄筋コンクリートの範囲 ・()																																	

8 の 3 耐 震 改 修 工 事 鉄 筋 工 事	<p>1 鉄筋 (8.2.1) (表8.2.1)</p> <p>2 溶接金網 (8.2.2)</p> <p>3 加工 (8.3.2)</p> <p>4 鉄筋の継手及び定着 (8.3.4)</p> <p>5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (8.3.5) (表8.3.6)</p> <p>6 各部配筋</p> <p>7 ガス圧接 (8.3.8)</p> <p>(現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事及び鉄骨フレームの設置工事等)</p> <p>8 割裂補強筋 (8.21.6) (8.22.7)</p> <p>9 鉄筋の機械式継手及び溶接継手 (8.4.2) (8.4.3)</p>	材料 改修標準仕様書(表8.2.1)による 種別 径(mm)																	
		・ SD295																	
		・ SD345																	
		・ SD390																	
		・ ()																	
		網目の形状、寸法及び鉄線の径 網目の形状、寸法 鉄線の径(mm)																	
		90°未満の折曲げの内法直径 図示(図面番号:)																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>径</th><th>部位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重ね継手</td><td>・ D 16 以下</td><td></td></tr> <tr> <td>ガス圧接</td><td>・ D 19 以上</td><td></td></tr> </tbody> </table>			径	部位	重ね継手	・ D 16 以下		ガス圧接	・ D 19 以上								
	径	部位																	
重ね継手	・ D 16 以下																		
ガス圧接	・ D 19 以上																		
<p>主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ ・ 改修標準仕様書(8.3.4)(3)(7)による ・ 図示(図面番号:)</p> <p>継手位置 ・ 各部配筋参考図による ・ 図示(図面番号:)</p> <p>先組み工法等 ・ 柱・梁主筋の継手を同一箇所に設ける</p> <p>鉄筋の定着長さ ・ 改修標準仕様書(表8.3.4)による ・ (表8.3.4)のフックありの定着長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法 図示(図面番号:) ・ 図示(図面番号:)</p> <p>機械式定着工法 適用箇所() 種類()</p> <p>帯筋組立の形、継手及び定着 ・ 図示(図面番号:)</p> <p>鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ () mm</p>																			
<p>・ 圖示(図面番号:)</p> <p>圧接完了後の試験 超音波探傷試験 行う 行わない</p> <p>割裂補強筋の適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>材料</th><th>材種</th><th>本数・ピッチ</th><th>適用箇所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ スパイラル筋 ・ 鉄筋コンクリート用 棒鋼</td><td>・ R235 ・ ()</td><td>・ 6Φ ・ 9Φ ・ ()</td><td>スパイラルの径(mm) () スパイラルのピッチ(mm) ()</td><td>・ 圖示(図面番号:)</td></tr> <tr> <td>・ はしご筋 ・ 鉄筋コンクリート用 棒鋼(異形鉄筋)</td><td>・ 295 ・ ()</td><td>・ 10 ・ ()</td><td>壁内方向筋 () 壁面外方向筋 ()</td><td></td></tr> </tbody> </table>		種類	材料	材種	本数・ピッチ	適用箇所	・ スパイラル筋 ・ 鉄筋コンクリート用 棒鋼	・ R235 ・ ()	・ 6Φ ・ 9Φ ・ ()	スパイラルの径(mm) () スパイラルのピッチ(mm) ()	・ 圖示(図面番号:)	・ はしご筋 ・ 鉄筋コンクリート用 棒鋼(異形鉄筋)	・ 295 ・ ()	・ 10 ・ ()	壁内方向筋 () 壁面外方向筋 ()				
種類	材料	材種	本数・ピッチ	適用箇所															
・ スパイラル筋 ・ 鉄筋コンクリート用 棒鋼	・ R235 ・ ()	・ 6Φ ・ 9Φ ・ ()	スパイラルの径(mm) () スパイラルのピッチ(mm) ()	・ 圖示(図面番号:)															
・ はしご筋 ・ 鉄筋コンクリート用 棒鋼(異形鉄筋)	・ 295 ・ ()	・ 10 ・ ()	壁内方向筋 () 壁面外方向筋 ()																
<p>・ 機械式継手 種類 () 適用箇所 () 性能 () 鉄筋相互のあき () mm 試験項目 () 方法 () 不合格となった継手部への措置等 ()</p> <p>・ 溶接継手 工法 () 適用箇所 () 性能 () 鉄筋相互のあき () mm 試験対象 () 不合格となった溶接部への措置等 ()</p>																			
<p>(コンクリート工事一般事項)</p> <p>①コンクリートの種類及び強度 (8.1.3) (8.1.4)</p> <p>(8.9.1) (8.9.2) (表8.9.1)</p> <p>②構造体コンクリートの仕上り (8.1.4) (表8.1.4) (表8.1.5)</p> <p>(コンクリート) ③コンクリートの材料 (8.2.5) (表8.2.3)</p>																			
<p>コンクリートの類別 ○ I類 ■ II類</p> <p>普通コンクリートの設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計基準強度Fc [N/mm²]</th><th>適用範囲</th><th>気乾単位 容積質量</th><th>スランプ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 21 ・ ()</td><td>床スラブ</td><td></td><td>○ 18cm</td></tr> </tbody> </table> <p>軽量コンクリートの設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計基準強度Fc [N/mm²]</th><th>種類</th><th>適用箇所</th><th>気乾単位 容積質量</th><th>スランプ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ ()</td><td>・ 1種 ・ 2種</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		設計基準強度Fc [N/mm ²]	適用範囲	気乾単位 容積質量	スランプ	○ 21 ・ ()	床スラブ		○ 18cm	設計基準強度Fc [N/mm ²]	種類	適用箇所	気乾単位 容積質量	スランプ	・ ()	・ 1種 ・ 2種			
設計基準強度Fc [N/mm ²]	適用範囲	気乾単位 容積質量	スランプ																
○ 21 ・ ()	床スラブ		○ 18cm																
設計基準強度Fc [N/mm ²]	種類	適用箇所	気乾単位 容積質量	スランプ															
・ ()	・ 1種 ・ 2種																		
<p>合板せき板を用いる場合の打放し仕上げの種別 ・ A種 ■ B種 ■ C種</p> <p>コンクリートの仕上りの平たんさ ○ a種 ■ b種 ■ c種</p> <p>セメントの種類 ○ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメントA種 ・ シリカセメントA種 ・ フライアッシュセメントA種 ・ () ・ 高炉セメントB種及びフライアッシュセメントB種 適用箇所 ()</p>																			

	<p>骨材 アルカリシリカ反応性による区分 ○ A ・ B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊な骨材の使用 <ul style="list-style-type: none"> ・ フエロニッケルスラグ骨材 ・ 銅スラグ細骨材 ・ 電気炉酸化スラグ骨材 ・ 再生骨材 H (普通エコセメントを使用するコンクリートに限る) 																					
④ 混和材料 (8.2.5)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 混和剤 混和剤の種類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 改修標準仕様書(8.2.5) (4) (7)による ・ 図示 (図面番号:) ・ 混和材 混和材の種類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 改修標準仕様書(8.2.5) (4) (7)による ・ 図示 (図面番号:) 																					
⑤ 調合強度 (8.2.5) (8.8.3) (8.10.2)	構造体強度補正値 (S) ○ 3N/mm ² ・ 6N/mm ² ・ ()																					
⑦ 型枠 (8.2.7) (8.7.8)	<p>材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複合合板 (厚さ 12mm ・ ()) ○ 鋼板 (厚さ ○ 0.8mm ・ ()) <p>スリーブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材種 () 規格 () <p>型枠存置期間及び取外し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通エコセメント使用の場合の最小存置期間 () ○ 残し 																					
8 番中コンクリート (8.10.2)	<p>スランプ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21cm ・ () <p>構造体強度補正値 (S)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0N/mm² ・ 3N/mm² ・ 6N/mm² ・ () 																					
9 無筋コンクリート (8.11.1)	<p>コンクリートの種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通コンクリート ・ () <p>設計基準強度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 18N/mm² ・ () <p>スランプ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 15cm ・ 18cm ・ () 																					
(現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事、溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法)	部位別のコンクリートの打設工法の指定																					
10 コンクリートの打込み工法等 (8.21.8) (8.23.5)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補強工法</th> <th>打設工法</th> <th>部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事</td> <td>・ 流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8) (1) (7) 及び (2)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号:) ・ () </td></tr> <tr> <td>・ 压入工法 改修標準仕様書(8.21.8) (1) (4) 及び (3)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号:) ・ () </td></tr> <tr> <td>・ 工法指定なし</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号:) ・ () </td></tr> <tr> <td>・ ()</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示 (図面番号:) ・ () </td></tr> <tr> <td rowspan="4">鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法</td> <td>・ 流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8) (1) (7) 及び (2)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号:) ・ () </td></tr> <tr> <td>・ 压入工法 改修標準仕様書(8.21.8) (1) (4) 及び (3)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号:) ・ () </td></tr> <tr> <td>・ 工法指定なし</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号:) ・ () </td></tr> <tr> <td>・ ()</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示 (図面番号:) ・ () </td></tr> </tbody> </table>	補強工法	打設工法	部位	現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事	・ 流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8) (1) (7) 及び (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号:) ・ () 	・ 压入工法 改修標準仕様書(8.21.8) (1) (4) 及び (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号:) ・ () 	・ 工法指定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号:) ・ () 	・ ()	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図示 (図面番号:) ・ () 	鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法	・ 流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8) (1) (7) 及び (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号:) ・ () 	・ 压入工法 改修標準仕様書(8.21.8) (1) (4) 及び (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号:) ・ () 	・ 工法指定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号:) ・ () 	・ ()	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図示 (図面番号:) ・ ()
補強工法	打設工法	部位																				
現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事	・ 流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8) (1) (7) 及び (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号:) ・ () 																				
	・ 压入工法 改修標準仕様書(8.21.8) (1) (4) 及び (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号:) ・ () 																				
	・ 工法指定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号:) ・ () 																				
	・ ()	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図示 (図面番号:) ・ () 																				
鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法	・ 流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8) (1) (7) 及び (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号:) ・ () 																				
	・ 压入工法 改修標準仕様書(8.21.8) (1) (4) 及び (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号:) ・ () 																				
	・ 工法指定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号:) ・ () 																				
	・ ()	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図示 (図面番号:) ・ () 																				
(8.23.6)	<p>柱頭柱脚の隙間部間の型枠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発泡プラスチック保温材等を埋込む ・ () <p>柱頭柱脚の隙間寸法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示 (図面番号:) <p>打ち込みコンクリート又はグラウト材の厚さ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示 (図面番号:) ・ 60mm ・ () 																					
11 増設工事後の仕上げ (8.21.10) (8.23.7)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図示 (図面番号:) 																					

8 の 5 耐 震 改 修 工 事 あ と 施 工 ア ン カ ー 工 事	(あと施工アンカー工事)	種類
		① 金属系 セットの方式 ② 本体打込み式 () 改良型 ③ 従来型 径及び埋込み長さ ④ 図示 (図面番号:) 引張耐力 ⑤ 図示 (図面番号:) せん断耐力 ⑥ 図示 (図面番号:) 接合筋の種類・径・長さ ⑦ 図示 (図面番号:) 接着系 カプセル型回転 ⑧ 打撃式 ⑨ 有機系 ⑩ 無機系 径及び埋込み長さ ⑪ 図示 (図面番号:) 引張耐力 ⑫ 図示 (図面番号:) せん断耐力 ⑬ 図示 (図面番号:) アンカーフの種類 ⑭ 図示 (図面番号:) アンカーフの新設壁内への定着長さ ⑮ 図示 (図面番号:) あと施工アンカーの性能確認試験 ⑯ 行う ⑰ 行わない
		穿孔
		埋込み配管等の探査の方法 ・ 鉄筋探知機(金属探知機)により検査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。 ⑯ はつり出しによる。 ⑰ ()
		あと施工アンカーフの施工確認試験 ⑯ 実施する ⑰ 実施しない 試験方法 ⑯ 引張試験機による引張試験 ⑰ () 1ロットの単位 ⑯ 1日に施工されたものの径及び仕様ごと ⑰ () 試験の箇所数 ⑯ 1ロットに対し3本(無作為) ⑰ () 確認強度 ⑯ ()
		場所打ちコンクリート壁の増設工事 3 シアコネクター
		シアコネクタとセパレーターの兼用 ⑯ 兼用してもよい ⑰ 兼用しない ⑱ ()
		8 の 6 耐 震 改 修 工 事 鉄 骨 工 事
		1 鉄骨製作工場 (8.1.5) 2 鉄骨製作工場における施工管理技術者 (8.1.6) 3 鋼材 (8.2.8) 4 高力ボルト (8.2.9) (8.14.2) (8.14.7) ねじの呼び ・ 図示 (図面番号:) すべり試験 ・ 行う (試験方法等 図示: 図面番号) JIS形・ナット回転法かつボルト長がねじの呼びの5倍を超える場合の回転量 ・ () 5 溶接材料 (8.2.10) 材料及び使用箇所 ⑯ 図示 (図面番号:) 6 仮組 (8.13.10) 7 溶接作業を行う技能資格者 (8.15.3) 8 溶接の準備 (8.15.4) 9 溶接施工 (8.15.7) 10 溶接部の試験 (8.15.12)
		㈱日本鉄骨評価センター又は㈱全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工事の性能評価基準」に定めるグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場 ・ J R M H S 種類・形状及び寸法 ⑯ 図示 (図面番号:) 高力ボルトの適用 ・ トルシア形高力ボルト2種 (S10T) ・ JIS形高力ボルト2種 (F10T) ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト1種 (F8T相当) ねじの呼び ・ 図示 (図面番号:) すべり試験 ・ 行う (試験方法等 図示: 図面番号) JIS形・ナット回転法かつボルト長がねじの呼びの5倍を超える場合の回転量 ・ () 改修標準仕様書(8.2.10) (1) (2) 以外の溶接材料 材料及び使用箇所 ⑯ 図示 (図面番号:) 仮組の実施 ・ 実施する () ⑯ 実施しない 溶接作業における技能資格者の技量付加試験 ・ 実施する () ⑯ 実施しない 開先の形状 ⑯ 図示 (図面番号:) 鋼製エンドタブに代わるその他の工法 鋼製エンドタブに代わるその他の工法について、代替エンドタブ(セラミックタブ又はフラックスタブ)を用いたものとし、工法の採用にあたっては、以下の項目の両方とも満足することを条件とし、監督員の承認を受けること。 1. 相当数の代替エンドタブによる溶接を行ったことがある工場での製作であること。 2. 作業工場がJ R Mグレードの場合は、溶接技能者がN P O 法人日本エンドタブ協会による固形タブに係るエンドタブ施工講習修了者(溶接技能者、A級以上)又はAW認定協議会による代替エンドタブ技量認定資格者とすること。また、製作工場がH、Sグレードの場合は、溶接技能者がAW認定協議会による代替エンドタブ技量認定資格者とすること。 板厚が異なる場合の突合せ維手溶接部 ・ 低力高サイクル疲労を受ける部位 ⑯ 図示 (図面番号:) スカラップの形状 ⑯ 図示 (図面番号:) 溶接部の外観試験 ⑯ 試験方法 () ⑰ 確認方法 () 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 工場溶接の場合 ・ 全数試験とする ・ 公共建築工事標準仕様書(令和7年度版) (7.6.12) (b) による。 平均出検品質限界(AQL) ⑯ 4.0% ⑰ 2.5% ⑱ () 検査基準 ⑯ 第6水準 ⑰ () ロットの構成 () 工事現場溶接の場合 ・ 全数試験とする ・ 公共建築工事標準仕様書(令和7年度版) (7.6.12) (b) による。 平均出検品質限界(AQL) ⑯ 4.0% ⑰ ()

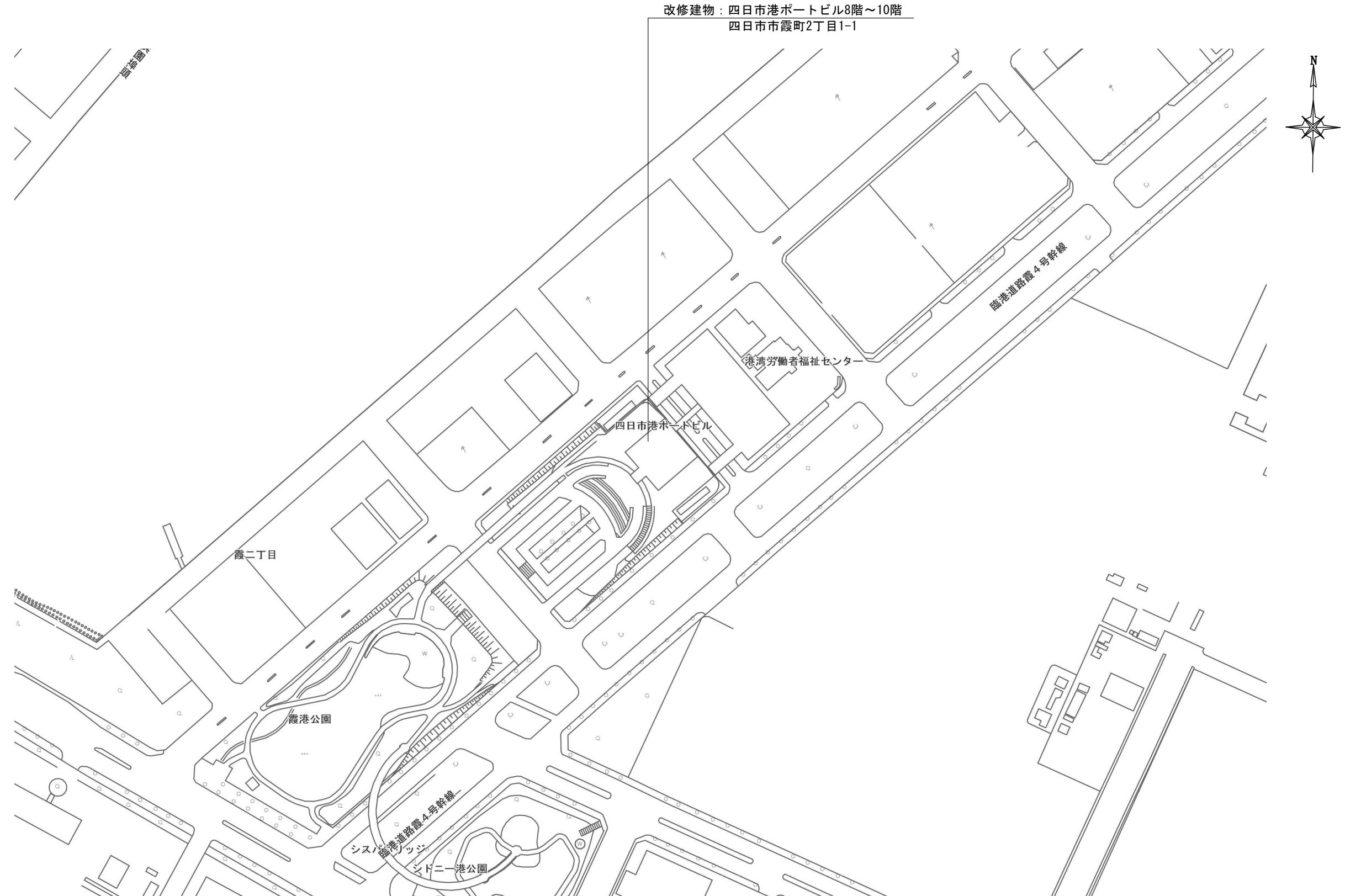
8 の 7 耐 震 改 修 工 事 グ ラ ウ ト 工 事	(耐震改修工事)	1.1 鉄骨の銷止め塗装 (8.17.2) (8.17.4)	鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブの内面(鉄骨に溶接されたものに限る) ・ 改修標準仕様書(7.4.2) (表7.4.1) () 種 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 ⑯ 図示 (図面番号:) ・ 改修標準仕様書(7.4.2) (表7.4.1) () 種 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ⑯ 図示 (図面番号:)
		1.2 耐火被覆の種類及び性能 (8.18.2) (8.18.3)	部位 ⑯ 図示 (図面番号:)
		1.3 ブレース設置工事後の仕上げ (8.22.9)	種類 ⑯ 図示 (図面番号:)
		1.4 スタッド (8.2.11)	部位 ⑯ 図示 (図面番号:)
		8 の 8 耐 震 改 修 工 事 柱 補 強 工 事	8 の 7 耐 震 改 修 工 事 グ ラ ウ ト 工 事
		構造用モルタル ・ 改修標準仕様書(8.2.6)及び(8.2.12)による。 無收縮モルタル ・ 改修標準仕様書(8.2.12) (1)による ・ () グラウト材 ・ 改修標準仕様書(8.2.12) (2)による。	8 の 7 耐 震 改 修 工 事 グ ラ ウ ト 工 事
		増設の現場打ち鉄筋コンクリート壁と既存構造との隙間の処置方法 部位 ⑯ 図示 (図面番号:)	8 の 7 耐 震 改 修 工 事 グ ラ ウ ト 工 事
		2 既存構造体との取合部の処理方法 (8.21.9) (8.22.7)	2 既存構造体との取合部の処理方法 (8.21.9) (8.22.7)
		8 の 8 耐 震 改 修 工 事 柱 補 強 工 事	8 の 8 耐 震 改 修 工 事 柱 補 強 工 事
		連続繊維による補強、補修工法 ・ (財)日本建築防災協会の評価を受けた工法とする。 ・ ()	連続繊維による補強、補修工法 ・ (財)日本建築防災協会の評価を受けた工法とする。 ・ ()

8 の 9 耐 震 補 強 工 事 ス リ ッ ト 新 設 工 事 免 震 改 修 工 事 制 振 改 修 工 事 2 ス リ ッ ト の 施 工	(耐震スリット新設工事)	耐震スリットの種類及び形状 完全スリットの形状
		1 スリットの種類 (8.25.1) (8.25.2)
		記号 ⑯ 図示 (図面番号:) 一般型 ⑯ 図示 (図面番号:) 一面せん断型 ⑯ 図示 (図面番号:)
		形状 ⑯ 図示 (図面番号:)
		幅W (mm) ⑯ 図示 (図面番号:) ⑯ 図示 (図面番号:) ⑯ 図示 (図面番号:)
		既存鉄筋の処理 ⑯ 既存鉄筋はつり出し ⑯ 切断してよい ⑯ ()
		部分スリットの形状
		記号 ⑯ 図示 (図面番号:) 片側スリット ⑯ 図示 (図面番号:) 両面スリット ⑯ 図示 (図面番号:)
		形状 ⑯ 図示 (図面番号:)
		幅W (mm) ⑯ 図示 (図面番号:) ⑯ 図示 (図面番号:) ⑯ 図示 (図面番号:)
		既存鉄筋の処理 ⑯ 存在する ⑯ 既存鉄筋はつり出し ⑯ 切断してよい ⑯ ()
		スリット部の配管等の調査 範囲 ⑯ スリット新設部に伴う鉄筋コンクリートの撤去範囲全て。 ・ 図示 (図面番号:)
		方法 ⑯ 鉄筋探査機(金属探知機)により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。
		スリットの造付け位置 壁上端部 ⑯ 柱との接合部 ⑯ () 壁の柱わき部 ⑯ 柱の仕上げを逃げたきわ部 ⑯ () 壁下端部 ⑯ 床仕上げ上部 ⑯ 床体上部 ⑯ ()
		撤去部の補修 ・ 図示 (図面番号:)
		充填材 ・ 耐火材 使用箇所 () 仕様 () ・ 遮音材 使用箇所 () 仕様 ()
		3 免震・制振改修 (8.26.1)~ (8.27.9)
		免震改修、制振改修に関する仕様は、図示する。
		8 の 1 0 そ の 他 工 事
		1 土工事 (8.28.2) (8.28.3)
		既存杭の撤去 ・ 図示 (図面番号:)
		埋戻し及び新土の材料及び工法 ・ A種 ⑯ B種 ⑯ C種 ⑯ D種
		建設発生土の処理 建設発生土は、土砂等の崩落、飛散又は体流出による災害の防止及び生活環境の保全上支障が生じないよう、関係法令等に基づき適正に処理する。 ・ 現場内利用できる ・ 仮置き場所 () ⑯ 運搬距離 (Km) ・ 現場内利用できない ・ 受入地指定 受入地の条件 ・ 受入先、施工条件、特定条件等 () ・ 運搬距離 (Km) ・ 受入料金あり ⑯ 受入料金なし ・ 受入地未定につき別途協議する。暫定運搬距離 (Km)
		2 地盤工事 (8.28.4)
		杭の施工監理 杭工事特記仕様書による。
		適用基準 本特記事項に個別に記載の適用基準に加え、以下の基準を適用する。 国土交通省告示第468号 「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するため講ずべき措置」(平成28年3月4日)
		施工記録 受注者は、杭の施工期間中は、1週間にごとに、その週に施工した杭の施工記録を取りまとめ、要録以内に監督員に、工事打合せ簿を添付したうえで提出し、確認を受けること。また電流値が記録されたチャート紙等の原本を合わせて提示し、必ず監督員の確認を受けること。 なお、取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法については、施工計画書に明記しておくこと。
		根拠資料 共通仕様書、特記仕様書及びその他基準書等の定めにより作成した施工管理資料の根拠となる資料(施工記録の原本、チャート紙、電子的な記録やプリントアウト紙等)は、受注者において全て適切に管理し、保管しなければならない。 保管期間は契約書第31条第4項又は第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から10年とする。 また、発注者から請求があった場合は、速やかにこれらを提出または提示しなければならない。
		試験杭及び試験掘削 ・ 試験杭 位置、本数及び寸法は図示 (図面番号:) による。 ・ 試験掘削 位置、本数及び寸法は図示 (図面番号:) による。
		杭の支持層 支持層の位置、土質、杭の根入れ長さ ⑯ 図示 (図面番号:) ⑯ ()
		水平方向の位置ずれの精度 ・ () mm以下

<p>杭の載荷試験 試験方法・鉛直載荷・水平載荷・() 試験の方法及び報告書の記載は、敷地調査共通仕様書による。</p> <p>位置・図示(図面番号:) 載荷荷重 (kN) 報告書・提出部数 2部</p> <p>地盤の載荷試験 試験方法・平板載荷・() 試験の方法及び報告書の記載は、敷地調査共通仕様書による。 位置・図示(図面番号:) 載荷荷重 (kN) 報告書・提出部数 2部</p> <p>杭地盤の工法、寸法 ・図示(図面番号:)</p> <p>杭頭処置 ・行う・行わない</p> <p>砂利及び砂地業 範囲・図示(図面番号:) 厚さ (mm) 60 ()</p> <p>捨てコンクリート地業 範囲・図示(図面番号:) 厚さ (mm) 50 ()</p>																																																													
<p>9 1 石綿含有建材の除去工事 (9.1.1)</p> <p>・石綿粉じん濃度測定 測定時期、場所及び測定点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>測定名称</th> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> <th>測定点 (各施工箇所ごと)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>測定 1</td> <td>処理作業前</td> <td>処理作業室内</td> <td>計 箇所</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定 2</td> <td>調査対象室外部の付近</td> <td>調査対象室外部の付近</td> <td>計 箇所</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定 3</td> <td>処理作業中</td> <td>処理作業室内</td> <td>計 箇所</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定 4</td> <td>負圧・除じん装置の排出口吹出し口</td> <td>負圧・除じん装置の排出口吹出し口</td> <td>計 箇所</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定 5</td> <td>調査対象室外 (敷地境界)</td> <td>調査対象室外 (敷地境界)</td> <td>計 箇所</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定 6</td> <td>処理作業後 (シート養生中)</td> <td>処理作業室内</td> <td>計 箇所</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定 7</td> <td>処理作業後シート撤去後 1 週間以降</td> <td>調査対象室外部の付近</td> <td>計 箇所</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定 8</td> <td>調査対象室外部の付近</td> <td>調査対象室外部の付近</td> <td>計 箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>測定 3</th> <th>測定 1, 2, 4, 6, 7, 8</th> <th>測定 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メンブレンフィルタ直径 (mm)</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引流量 (L/min)</td> <td>1 ()</td> <td>5 ()</td> <td>10 ()</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引時間 (min)</td> <td>5 ()</td> <td>120 ()</td> <td>240 ()</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9.1.3)</p> <p>・石綿含有吹付け材の除去 除去対象範囲・図示(図面番号:) 除去工法・改修標準仕様書9.1.3(2)(7)による・() 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止 ・湿潤化・固形化 除去した石綿含有吹付け材等の処分 ・埋立処分 (管理型最終処分場)・中間処理 (溶融又は無害化による)</p> <p>(9.1.4)</p> <p>・石綿含有保溫材等の除去 除去対象範囲・図示(図面番号:) 除去工法・改修標準仕様書9.1.4(1)による・() 除去した石綿含有保溫材等の処分 ・埋立処分 (管理型最終処分場)・中間処理 (溶融又は無害化による)</p> <p>(9.1.5)</p> <p>・石綿含有成形板の除去 除去対象範囲・図示(図面番号:) 石綿含有せっこうボードの処分 ・埋立処分 (管理型最終処分場) 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板の処分 ・埋立処分 (安定型最終処分場)・中間処理 (溶融又は無害化による)</p> <p>(9.1.6)</p> <p>・石綿含有仕上塗材の除去 除去対象範囲・図示(図面番号:) 除去工法・() 除去した石綿含有仕上塗材等の処分 ・埋立処分 (安定型最終処分場)・中間処理 (溶融又は無害化による) 汚泥としての処理・必要・不要 ※大気汚染防止法および石綿障害予防規則に加え、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和7年3月訂正事項を反映)」に基づき適切に処理すること。 ・除去等作業の結果報告 除去等作業が終了したときは環境省令で定めるところにより、その結果を遅滞なく発注者に書面で報告すること。</p>	適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)	・	測定 1	処理作業前	処理作業室内	計 箇所	・	測定 2	調査対象室外部の付近	調査対象室外部の付近	計 箇所	・	測定 3	処理作業中	処理作業室内	計 箇所	・	測定 4	負圧・除じん装置の排出口吹出し口	負圧・除じん装置の排出口吹出し口	計 箇所	・	測定 5	調査対象室外 (敷地境界)	調査対象室外 (敷地境界)	計 箇所	・	測定 6	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	計 箇所	・	測定 7	処理作業後シート撤去後 1 週間以降	調査対象室外部の付近	計 箇所	・	測定 8	調査対象室外部の付近	調査対象室外部の付近	計 箇所		測定 3	測定 1, 2, 4, 6, 7, 8	測定 5	メンブレンフィルタ直径 (mm)	25	25	47	試料の吸引流量 (L/min)	1 ()	5 ()	10 ()	試料の吸引時間 (min)	5 ()	120 ()	240 ()
適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)																																																									
・	測定 1	処理作業前	処理作業室内	計 箇所																																																									
・	測定 2	調査対象室外部の付近	調査対象室外部の付近	計 箇所																																																									
・	測定 3	処理作業中	処理作業室内	計 箇所																																																									
・	測定 4	負圧・除じん装置の排出口吹出し口	負圧・除じん装置の排出口吹出し口	計 箇所																																																									
・	測定 5	調査対象室外 (敷地境界)	調査対象室外 (敷地境界)	計 箇所																																																									
・	測定 6	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	計 箇所																																																									
・	測定 7	処理作業後シート撤去後 1 週間以降	調査対象室外部の付近	計 箇所																																																									
・	測定 8	調査対象室外部の付近	調査対象室外部の付近	計 箇所																																																									
	測定 3	測定 1, 2, 4, 6, 7, 8	測定 5																																																										
メンブレンフィルタ直径 (mm)	25	25	47																																																										
試料の吸引流量 (L/min)	1 ()	5 ()	10 ()																																																										
試料の吸引時間 (min)	5 ()	120 ()	240 ()																																																										

<p>2 外断熱改修工事 (9.2.2)</p> <p>断熱材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>厚さ [mm]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (スキンなし)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・硬質ウレタンフォーム断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・フェノールフォーム断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ロックウール断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・グラスウール断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・()</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>施工箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図示(図面番号:) () <p>外装材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>防火性能</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>既存外壁の措置</p> <p>既存外壁上げ材の撤去・あり・なし 下地面の清掃・行う・行わない 欠損部の改修工法・充填工法・モルタル塗替え工法・()</p> <p>工法</p> <p>通気層の有無・あり (mm) なし 断熱材の施工・断熱材製造所の仕様による・() 外装材の施工・外装材製造所の仕様による・()</p> <p>建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用する (建築基準法に基づき定まる風圧力の (1 + 1.5 + 1.3) 倍の風圧力に対応した工法) ・適用しない <p>不陸等の下地調整・行う</p> <p>3 断熱・防露改修工事 (9.3.2)</p> <p>断熱材打込み工法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>厚さ [mm]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (スキンなし)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・硬質ウレタンフォーム断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・フェノールフォーム断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・()</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>施工箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図示(図面番号:) () <p>断熱材現場発泡工法</p> <p>断熱材の種類・A種 1 · A種 H · () 厚さ (mm) · 25 · 30 · ()</p> <p>施工箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図示(図面番号:) () <p>現場発泡断熱材</p> <p>(品質・性能) 工事建築材料等品質性能表による (試験方法) 工事建築材料等品質性能表による</p> <p>・断熱材後張り工法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>せっこうボード等の張り付け</th> <th>厚さ [mm]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材</td> <td>・有</td> <td>・無</td> </tr> <tr> <td>・押出法ポリスチレンフォーム断熱材</td> <td>・有</td> <td>・無</td> </tr> <tr> <td>・硬質ウレタンフォーム断熱材</td> <td>・有</td> <td>・無</td> </tr> <tr> <td>・フェノールフォーム断熱材</td> <td>・有</td> <td>・無</td> </tr> <tr> <td>・()</td> <td>・有</td> <td>・無</td> </tr> </tbody> </table> <p>施工箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図示(図面番号:) () <p>4 屋上緑化改修工事 (9.4.1) (9.4.2) (9.4.3)</p> <p>植栽基盤及び材料 屋上緑化軽量システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用する・適用しない 及び地被類の樹種並びに種類等 見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ・図示(図面番号:) () ・図示(図面番号:) () <p>工法</p> <p>建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用する (建築基準法に基づき定まる風圧力の (1 + 1.5 + 1.3) 倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法) ・適用しない <p>かん水装置・設置する (種類 · ())</p> <p>既存保護層の撤去・行う・行わない</p>	種類	厚さ [mm]	・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材		・押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (スキンなし)		・硬質ウレタンフォーム断熱材		・フェノールフォーム断熱材		・ロックウール断熱材		・グラスウール断熱材		・()		種類	防火性能	備考	・			種類	厚さ [mm]	・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材		・押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (スキンなし)		・硬質ウレタンフォーム断熱材		・フェノールフォーム断熱材		・()		種類	せっこうボード等の張り付け	厚さ [mm]	・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	・有	・無	・押出法ポリスチレンフォーム断熱材	・有	・無	・硬質ウレタンフォーム断熱材	・有	・無	・フェノールフォーム断熱材	・有	・無	・()	・有	・無
種類	厚さ [mm]																																																			
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材																																																				
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (スキンなし)																																																				
・硬質ウレタンフォーム断熱材																																																				
・フェノールフォーム断熱材																																																				
・ロックウール断熱材																																																				
・グラスウール断熱材																																																				
・()																																																				
種類	防火性能	備考																																																		
・																																																				
種類	厚さ [mm]																																																			
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材																																																				
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (スキンなし)																																																				
・硬質ウレタンフォーム断熱材																																																				
・フェノールフォーム断熱材																																																				
・()																																																				
種類	せっこうボード等の張り付け	厚さ [mm]																																																		
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	・有	・無																																																		
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材	・有	・無																																																		
・硬質ウレタンフォーム断熱材	・有	・無																																																		
・フェノールフォーム断熱材	・有	・無																																																		
・()	・有	・無																																																		

<p>5 透水性アスファルト舗装改修工事 (9.5.2) ~ (9.5.7) (9.5.9)</p> <p>既存舗装の撤去及び再利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図示(図面番号:) () <p>路床</p> <p>路床の材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>材料</th> <th>厚さ [mm]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・盛土</td> <td>・A種 · B種 · C種 · D種 ・建設汚泥から再生した処理土</td> <td>・図示(図面番号:) ・()</td> </tr> </tbody> </table> <p>凍上抑制層</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生クラッシュラン · クラッシュラン ・切込み砂利 ・川砂、海砂又は良質な山砂 (7μmふるい通過量10%以下) ・() <p>・フィルターレン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂 ・() 		種別	材料	厚さ [mm]	・盛土	・A種 · B種 · C種 · D種 ・建設汚泥から再生した処理土	・図示(図面番号:) ・()
種別	材料	厚さ [mm]					
・盛土	・A種 · B種 · C種 · D種 ・建設汚泥から再生した処理土	・図示(図面番号:) ・()					
<p>路床安定処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添加材料による安定処理 <p>種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通ポルトランドセメント ・生石灰 (・特号 · 1号) ・消石灰 (・特号 · 1号) <p>添加量 (kg/m²) (目標 GBR) 5 以上</p> <p>ジオテキスタイル</p> <p>単位面積質量 60g/m²以上 () 厚さ [mm] 0.5~1.0 () 引張強さ 98N/5cm (10kgf/5cm) 以上 () 透水係数 1.5 × 10⁻⁸ ~ 1cm/sec 以上 ()</p> <p>試験</p> <p>路床土の支持力比 (CBR) 試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行う・行わない <p>路床締固め度の試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行う・行わない <p>現場 CBR 試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行う・行わない <p>路盤</p> <p>路盤の構成及び厚さ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図示(図面番号:) () <p>路盤材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生生のクラッシュラン ・クラッシュラン鉄鋼スラグ ・() <p>試験</p> <p>路盤締固め度の試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行う・行わない <p>舗装</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料</th> <th>厚さ [mm]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ストレートアスファルト</td> <td>・図示(図面番号:) ・()</td> </tr> </tbody> </table> <p>試験</p> <p>開粒度アスファルト混合物等の抽出試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行う・行わない <p>舗装の平たん性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着しい不陸がないもの 		材料	厚さ [mm]	ストレートアスファルト	・図示(図面番号:) ・()		
材料	厚さ [mm]						
ストレートアスファルト	・図示(図面番号:) ・()						

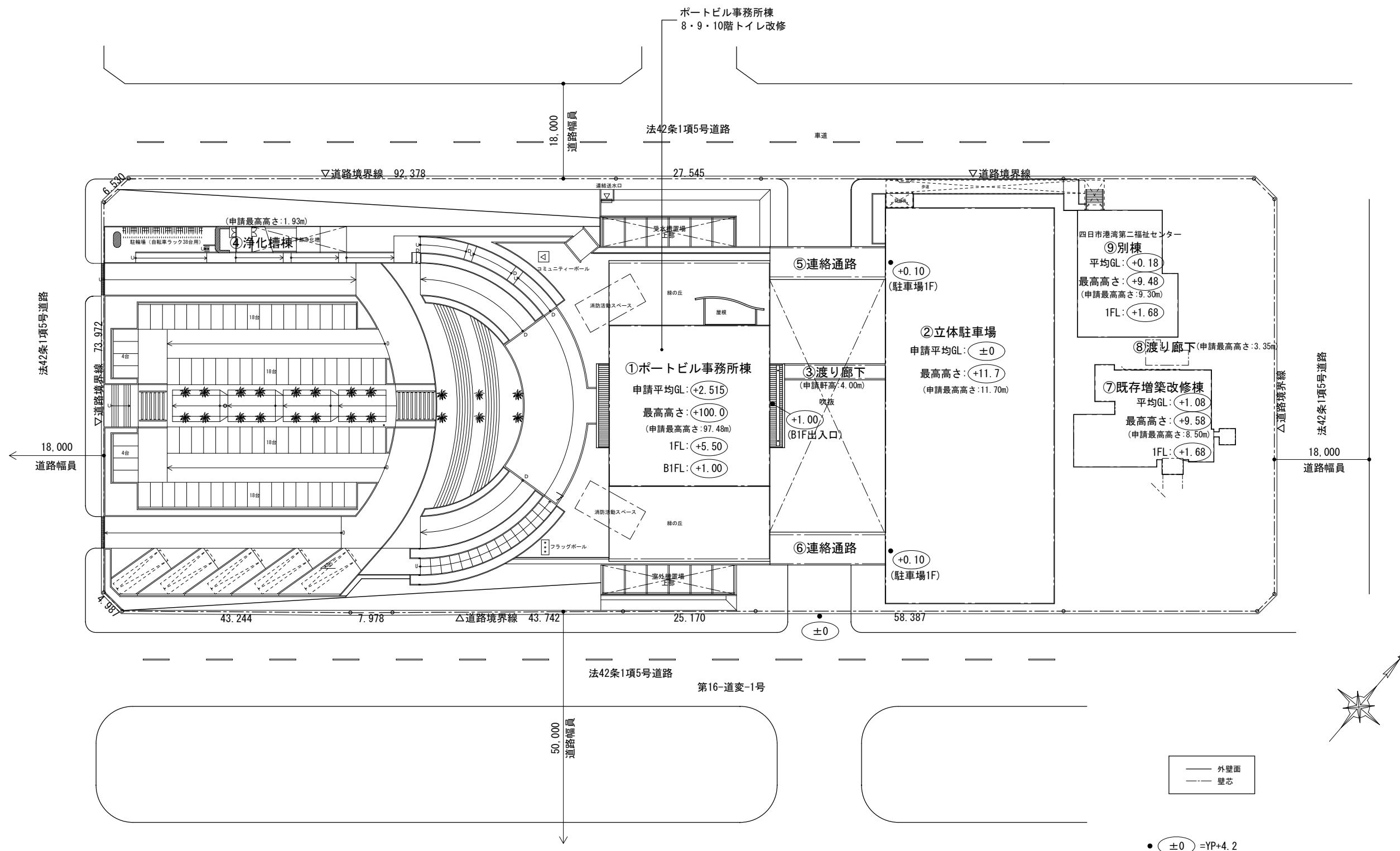


【特記事項】

- ・駐車スペース、資材置き場、仮設足場等は施設管理者と協議の上決定する。
- ・本工事は、ポートビルの一般利用者や施設関係者が居ながら行うものであるため、施設の運営に協力し支障をきたさないよう調整をすること。また施工方法・資材の搬出入等には安全上十分配慮すること。
- ・港内は、様々な車両が通行、交錯するため、交通安全に十分注意すること。
- ・工事にあたっては、ポートビルの施設管理規定等を遵守すること。
- ・解体工事等の騒音が発生する工事及び7階トイレの工事については、原則土日で施工を行うこと。
- ・8～10階のトイレ工事を行うにあたり、常に1つの階のトイレは使用できるように施工すること。

敷地案内図 S=1/2500





棟別概要

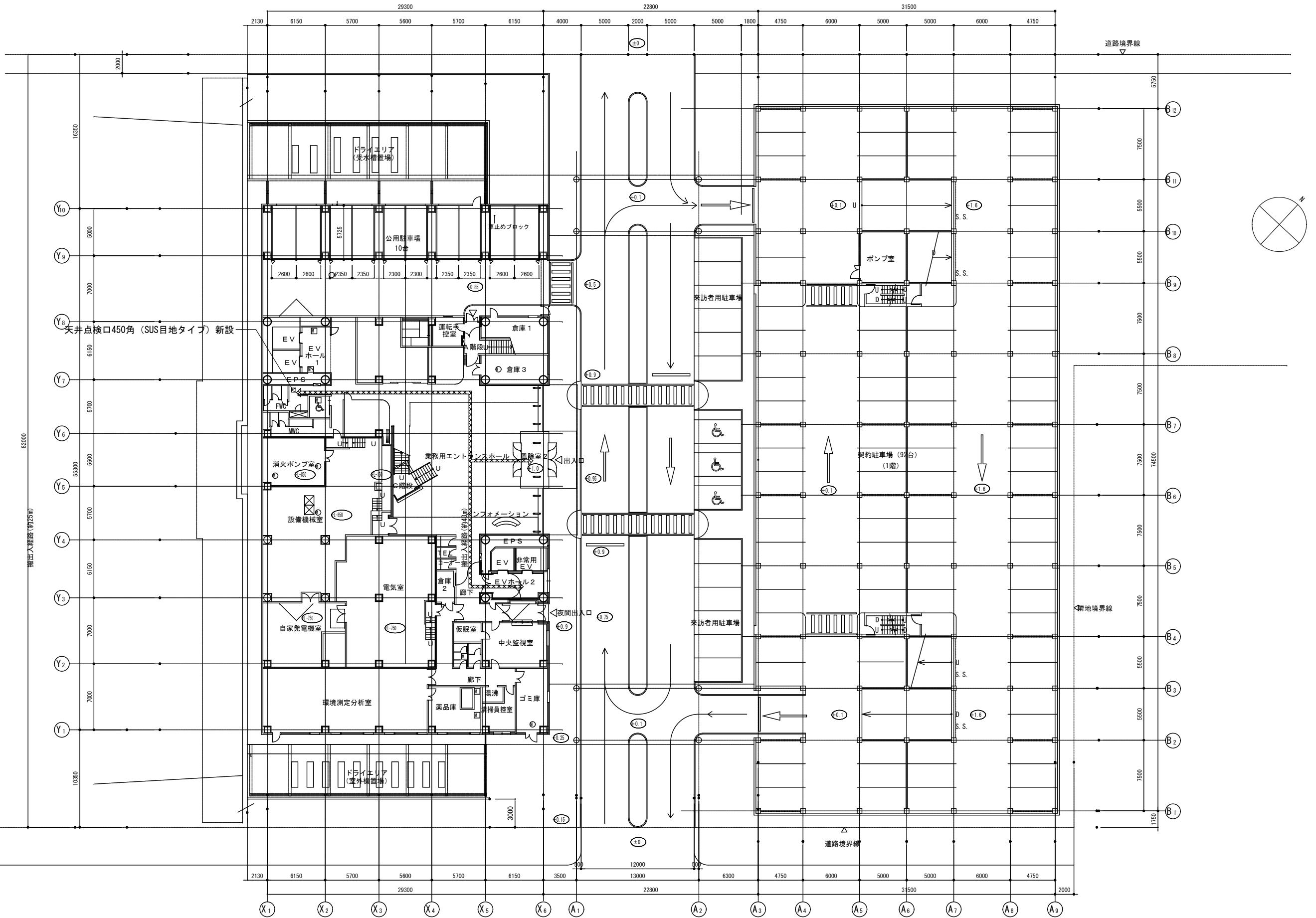
棟名	①ポートビル事務所棟 ②立体駐車場 ⑤連絡通路 ⑥連絡通路	③渡り廊下	④浄化槽棟	⑦既存増築改修棟	⑧渡り廊下	⑨別棟
用途	事務所、集会場	自動車庫	渡り廊下	浄化槽	事務所、飲食店	渡り廊下
階数	地上14階、地下1階	地上3階	地上1階	地下1階	地上2階	地上2階
床面積 (m ²)	13,847.89	6,689.43	0	101.89	615.44	28.59
構造	S造	S造	S造	RC造	S造	アルミ造
耐火建築物	耐火	耐火	その他	その他	その他	S造

内部仕上表

※施釉ケイカル板：施釉セメントケイ酸カルシウム板 焼付塗装を示す（以降図面も同様）

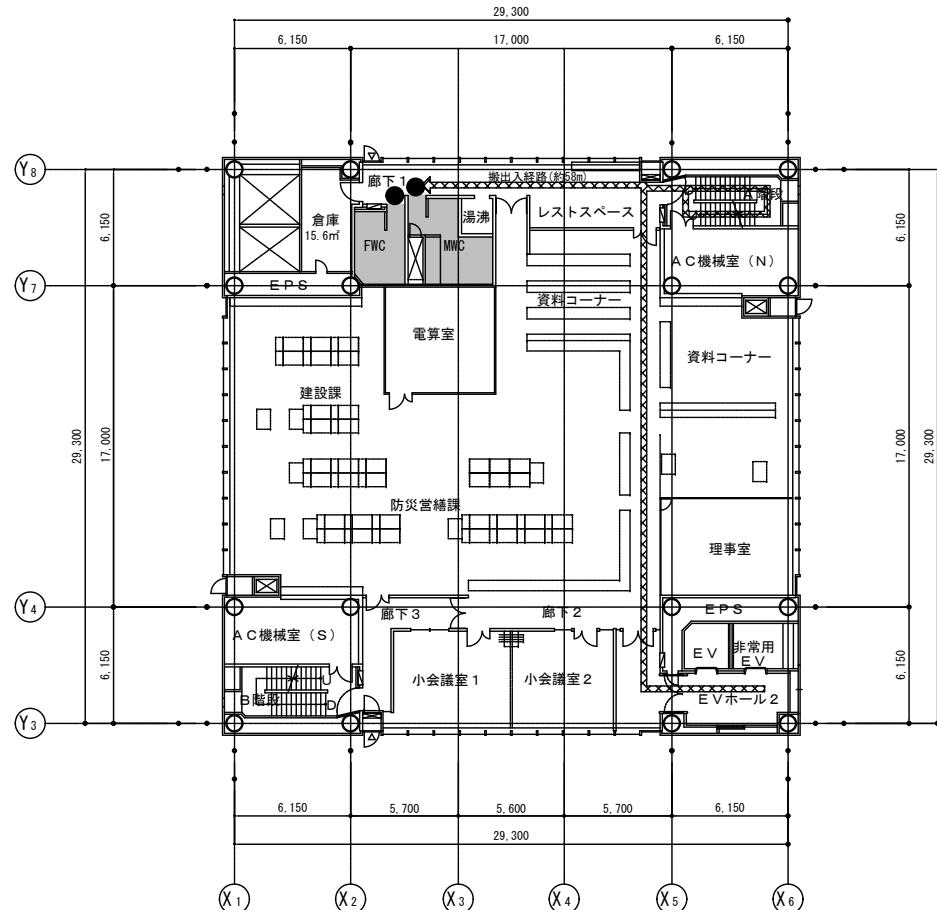
階数	室名	床	巾木	壁	廻縁	天井	天井高	備考	内装制限
B1階	女子WC前廊下	改修前	磁器質タイル 300角	大理石 本磨	TBJ工法 ガラスクロス塗装	塩ビ	PBt=9.5捨貼の上、岩綿吸音板t=12 CH=2,500 CH=2,700		不燃
		改修後	そのまま	そのまま	そのまま	既存のまま	そのまま	そのまま 天井点検口450角 アルミ目地タイプ ×1台 新設	
7階	男子WC (M-WC)	改修前	ノンスリップビニル床シート	ビニル巾木H60 撤去	PBt=9.5+12.5下地 施釉ケイカル板t3.2	塩ビ	PBt=9.5捨貼の上、岩綿吸音板t=12 設備改修部天井材(LGS共)撤去 CH=2,500		不燃
		改修後	既存のまま	ビニル巾木H60 貼替新設	NAD塗装	既存のまま 天井改修範囲更新	既存のまま 設備改修部:LGS19下地既存同材にて貼替 新設 CH=2,500		
8階	男子WC前室 (M-WC)	改修前	インレイドビニル床シート撤去	ビニル巾木H60 撤去	PBt9.5+t12.5下地クロス貼A クロス撤去 一部PBt9.5+t12.5+施釉ケイカル板t3.2 一部PBt9.5+t12.5の上EP塗装	塩ビ	PBt=9.5捨貼の上、岩綿吸音板t=12 設備改修部天井材(LGS共)撤去 CH=2,500		不燃
		改修後	防汚防滑ビニル床シートt2貼替新設	ビニル巾木H60 貼替新設	下地PB残置の上 ビニルクロス（不燃）貼替 一部既設施釉ケイカル板の上NAD塗装 一部既存壁塗装部：NAD塗替え	既存のまま 天井改修範囲更新	既存のまま 設備改修部:LGS19下地既存同材にて貼替 新設 CH=2,500	既設鋼製枠、三方枠、PS扉：SOP塗替	
9・10階	男子WC前室 (M-WC)	改修前	インレイドビニル床シート撤去	ビニル巾木H60 撤去	PBt9.5+t12.5下地クロス貼A クロス撤去 一部PBt9.5+t12.5+施釉ケイカル板t3.2 一部PBt9.5+t12.5の上EP塗装	塩ビ	PBt=9.5捨貼の上、岩綿吸音板t=12 CH=2,500		不燃
		改修後	防汚防滑ビニル床シートt2貼替新設	ビニル巾木H60 貼替新設	下地PB残置の上 ビニルクロス（不燃）貼替 一部既設施釉ケイカル板の上NAD塗装 一部既存壁塗装部：NAD塗替え	既存のまま 天井改修範囲更新	既存のまま 設備改修部:LGS19下地既存同材にて貼替 新設 CH=2,500	既設鋼製枠、三方枠、PS扉：SOP塗替	
8・9・10階	男子WC (M-WC)	改修前	ノンスリップビニル床シート撤去	ビニル巾木H60 撤去	PBt9.5+t12.5+施釉ケイカル板t3.2 一部PBt9.5+t12.5+施釉ケイカル板t3.2撤去	塩ビ	PBt=9.5捨貼の上、岩綿吸音板t=12 設備改修部天井材(LGS共)撤去 CH=2,500	トイレブース全撤去 大便器側ライニング（下地共）撤去 小便器側ライニング仕上パネル一部撤去	不燃
		改修後	防汚防滑ビニル床シートt2貼替新設	ビニル巾木H60 貼替新設	既設施釉ケイカル板の上NAD塗装 一部PBt9.5+耐水PBt9.5+ケイ酸カルシウム板t6 NAD塗装貼替	既存のまま 天井改修範囲更新	既存のまま 設備改修部:LGS19下地既存同材にて貼替 新設 CH=2,500	トイレブース新設 大便器側ライニング新設（A-30参照） 小便器側ライニング仕上パネル新設（A-31参照） 隔て板（雑巾掛け、モップ掛けフック×3ヶ）新設（A-31参照）	
8階	女子WC前室 (F-WC)	改修前	インレイドビニル床シート	ビニル巾木H60	PBt9.5+t12.5下地クロス貼A 一部PBt9.5+t12.5下地 施釉ケイカル板t3.2	塩ビ	PBt=9.5捨貼の上、岩綿吸音板t=12 CH=2,500		不燃
		改修後	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま CH=2,500		
8階	女子WC (F-WC)	改修前	ノンスリップビニル床シート	ビニル巾木H60	PBt9.5+t12.5下地 施釉ケイカル板t3.2	塩ビ	PBt=9.5捨貼の上、岩綿吸音板t=12 CH=2,500		不燃
		改修後	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま CH=2,500	天井点検口450角 アルミ目地タイプ ×1台 新設	
9階	女子WC前室 (F-WC)	改修前	インレイドビニル床シート撤去	ビニル巾木H60 撤去	PBt9.5+t12.5 クロス貼A クロス撤去 一部PBt9.5+耐水PBt12.5下地 施釉ケイカル板t3.2 WC側壁：撤去(LGS65+PBt9.5+12.5の上EP塗装) 手洗カタタ横袖壁：一部撤去(LGS65+PBt9.5+12.5+ビニルクロス両面)	塩ビ	PBt=9.5捨貼の上、岩綿吸音板t=12 設備改修部天井材(LGS共)撤去 CH=2,500		不燃
		改修後	防汚防滑ビニル床シートt2貼替新設	ビニル巾木H60 貼替新設	下地PB残置の上 ビニルクロス（不燃）貼替 既設施釉ケイカル板の上NAD塗装 WC側壁：新設(LGS65下地PBt9.5+t12.5の上NAD塗装)	既存のまま 天井改修範囲更新	既存のまま 設備改修部:LGS19下地既存同材にて貼替 新設 CH=2,500	既設鋼製枠：SOP塗替	
9階	女子WC (F-WC)	改修前	ノンスリップビニル床シート撤去	ビニル巾木H60 撤去	PBt9.5+耐水PBt12.5下地 施釉ケイカル板t3.2 一部PBt9.5+耐水PBt12.5+施釉ケイカル板t3.2撤去 前室側壁：撤去(LGS65+PBt9.5+耐水PBt12.5+施釉ケイカル板t3.2)	塩ビ	PBt=9.5捨貼の上、岩綿吸音板t=12 設備改修部天井材(LGS共)撤去 CH=2,500	トイレブース全撤去 ライニング（下地共）撤去	不燃
		改修後	防汚防滑ビニル床シートt2貼替新設	ビニル巾木H60 貼替新設	既存施釉ケイカル板の上 NAD塗装 一部PBt9.5+耐水PBt9.5+ケイ酸カルシウム板t6 NAD塗装貼替 前室側壁：新設(LGS65+耐水PBt12.5+ケイ酸カルシウム板t6 NAD塗装)	既存のまま 天井改修範囲更新	既存のまま 設備改修部:LGS19下地既存同材にて貼替 新設 CH=2,500	トイレブース新設 ライニング新設	
10階	女子WC前室 (F-WC)	改修前	インレイドビニル床シート撤去	ビニル巾木H60 撤去	PBt9.5+12.5下地クロス貼A 一部PBt9.5+耐水PBt12.5下地 施釉ケイカル板t3.2 WC側壁：撤去(LGS65+PBt9.5+12.5の上EP塗装)	塩ビ	PBt=9.5捨貼の上、岩綿吸音板t=12 設備改修部天井材(LGS共)撤去 CH=2,500		不燃
		改修後	防汚防滑ビニル床シートt2貼替新設	ビニル巾木H60 貼替新設	下地PB残置の上 ビニルクロス（不燃）貼替 既設施釉ケイカル板の上NAD塗装 WC側壁：新設(LGS65下地PBt9.5+12.5の上NAD塗装)	既存のまま 天井改修範囲更新	既存のまま 設備改修部:LGS19下地既存同材にて貼替 新設 CH=2,500	既設鋼製枠：SOP塗替	
10階	女子WC (F-WC)	改修前	ノンスリップビニル床シート撤去	ビニル巾木H60 撤去	PBt9.5+耐水PBt12.5下地 施釉ケイカル板t3.2 一部PBt9.5+耐水PBt12.5+施釉ケイカル板t3.2撤去 前室側壁：撤去(LGS65+PBt9.5+耐水PBt12.5+施釉ケイカル板t3.2)	塩ビ	PBt=9.5捨貼の上、岩綿吸音板t=12 設備改修部天井材(LGS共)撤去 CH=2,500	トイレブース全撤去 ライニング（下地共）撤去 天井点検口450角 撤去	不燃
		改修後	防汚防滑ビニル床シートt2貼替新設	ビニル巾木H60 貼替新設	既存施釉ケイカル板の上 NAD塗装 一部PBt9.5+耐水PBt9.5+ケイ酸カルシウム板t6 NAD塗装貼替 前室側壁：新設(LGS65+耐水PBt12.5+ケイ酸カルシウム板t6 NAD塗装)	既存のまま 天井改修範囲更新	既存のまま 設備改修部:LGS19下地既存同材にて貼替 新設 CH=2,500	トイレブース新設 ライニング新設 天井点検口450角 アルミ目地タイプ ×1台 新設	



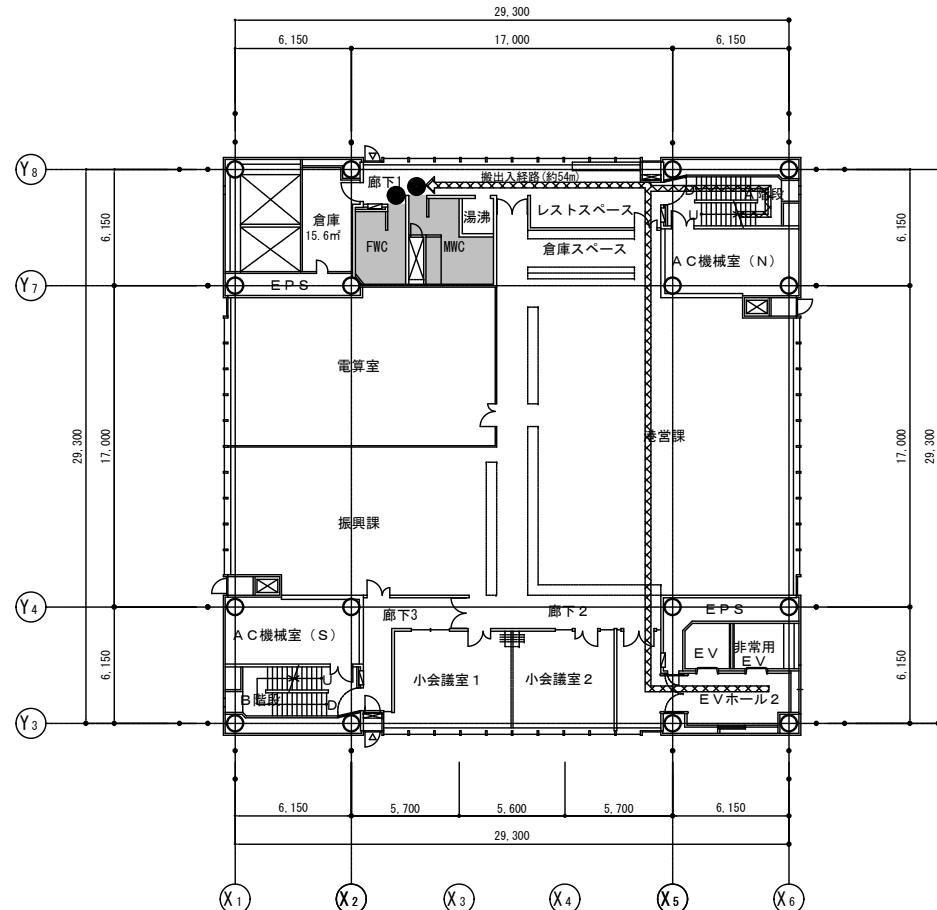


地下1階平面図 S=1/400

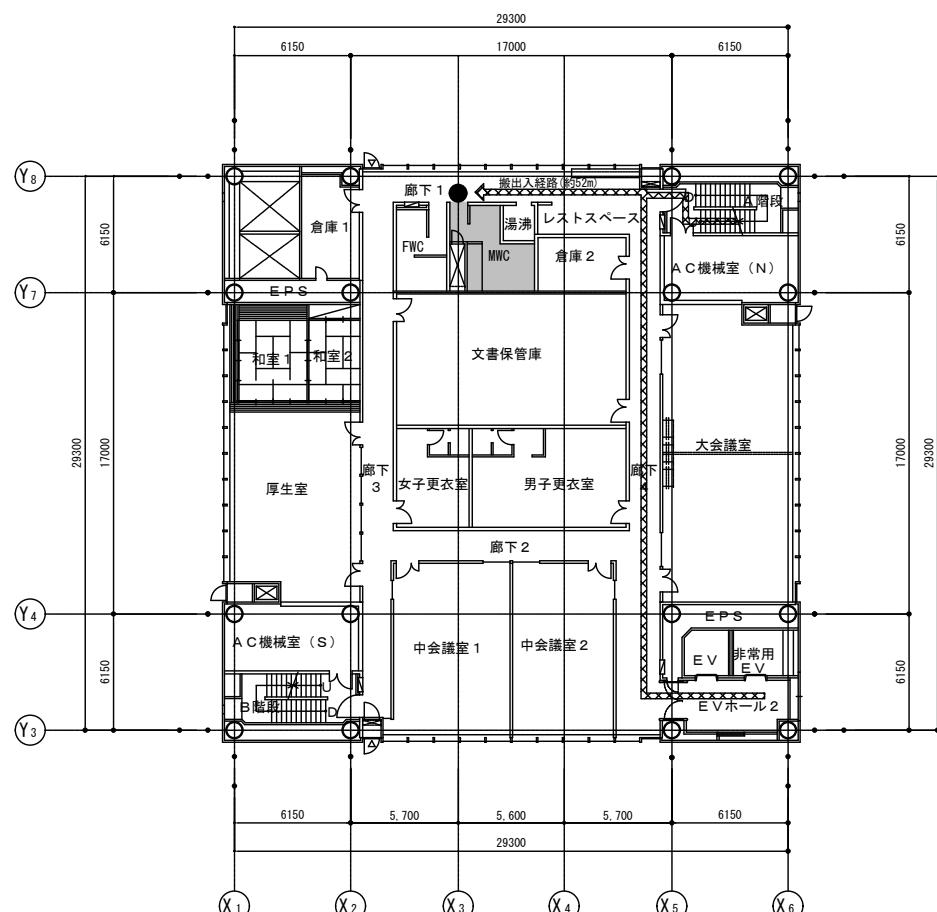
搬出入経路(ブルーシートW1, 200程度)



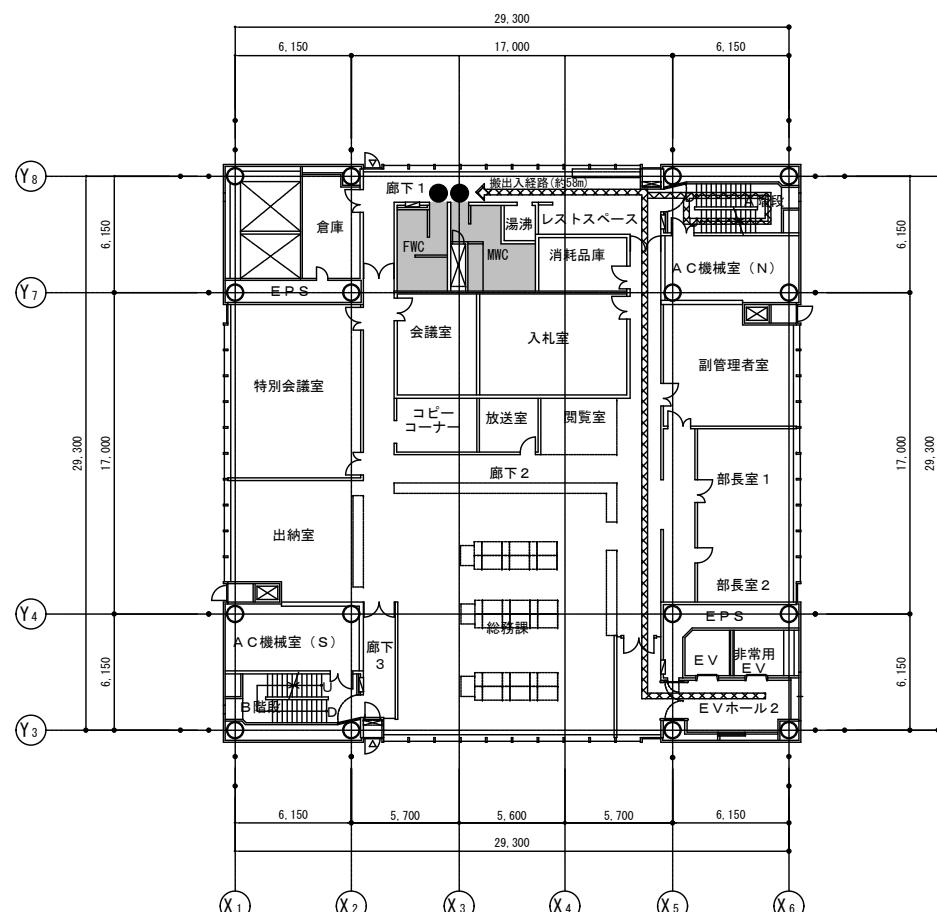
8階平面図 S=1/400



10階平面図 S=1/400

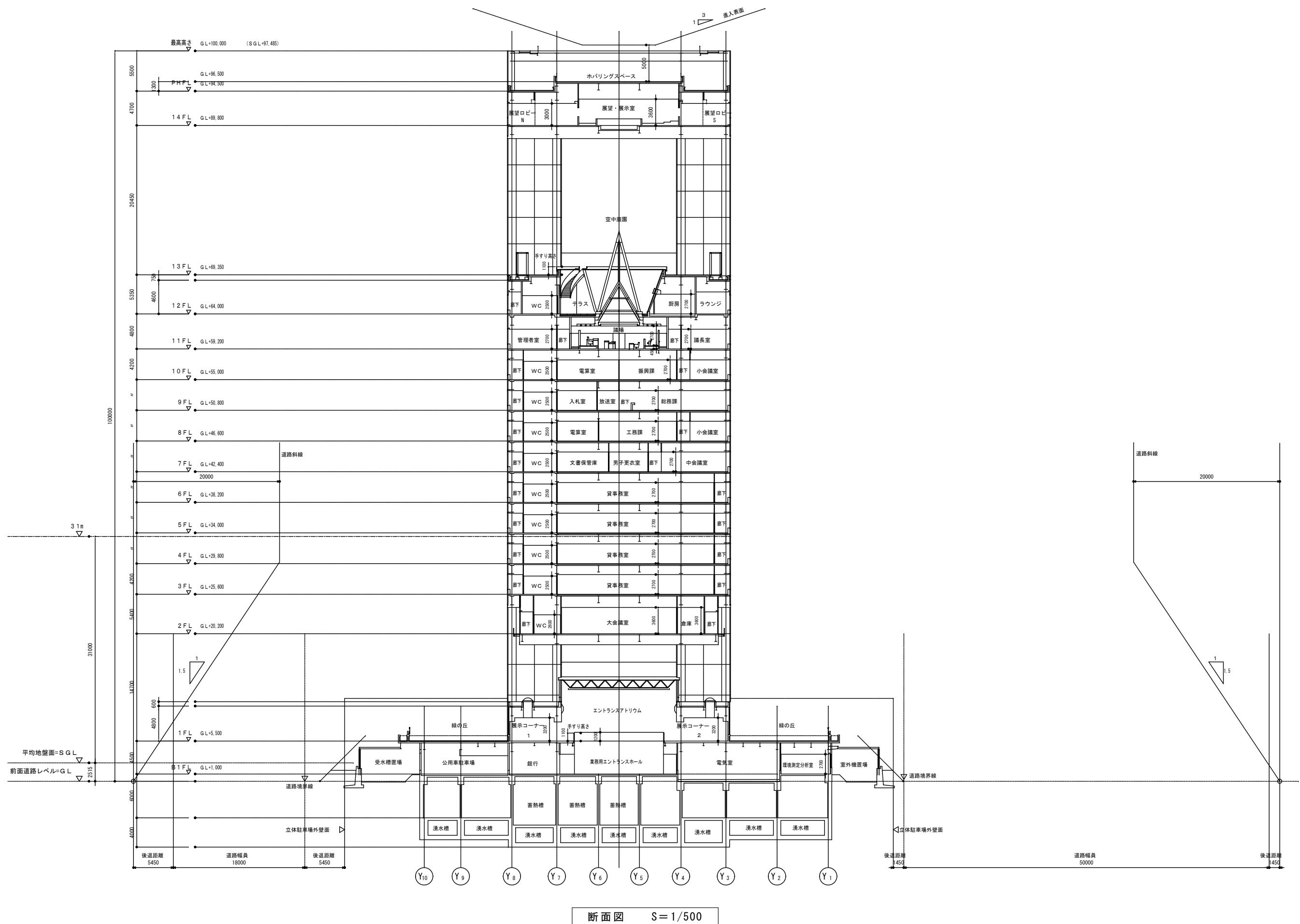


7階平面図 S=1/400

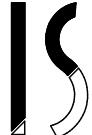


9階平面図 S=1/400

S



断面図 S = 1/500



アイ・エス建築企画

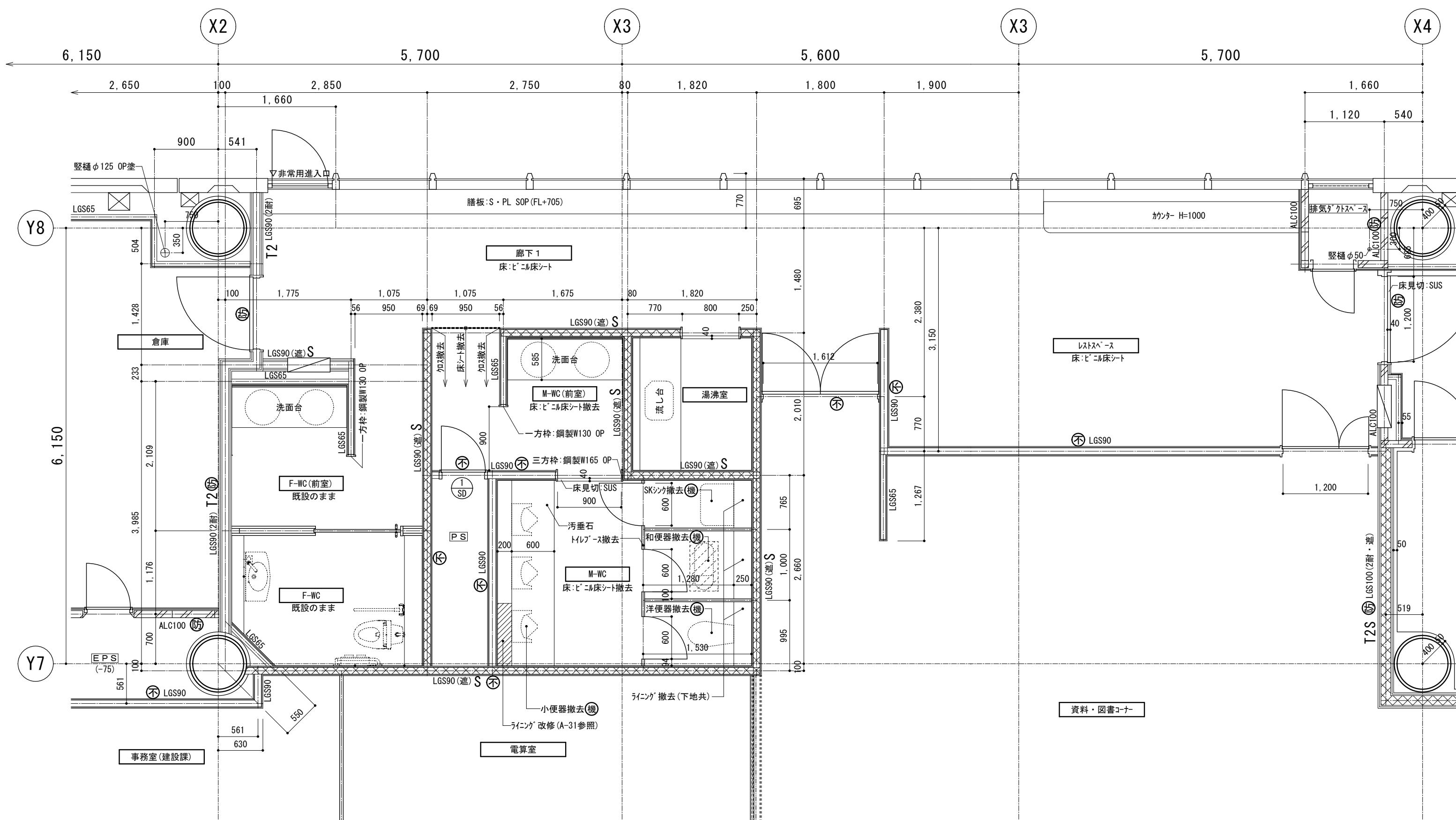
三重県知事登録 (1) 第1384号 一級建築士事務所

一級建築士 第227535号 生川 昌毅

Project
四日市港ポートビルトイレ改修工事

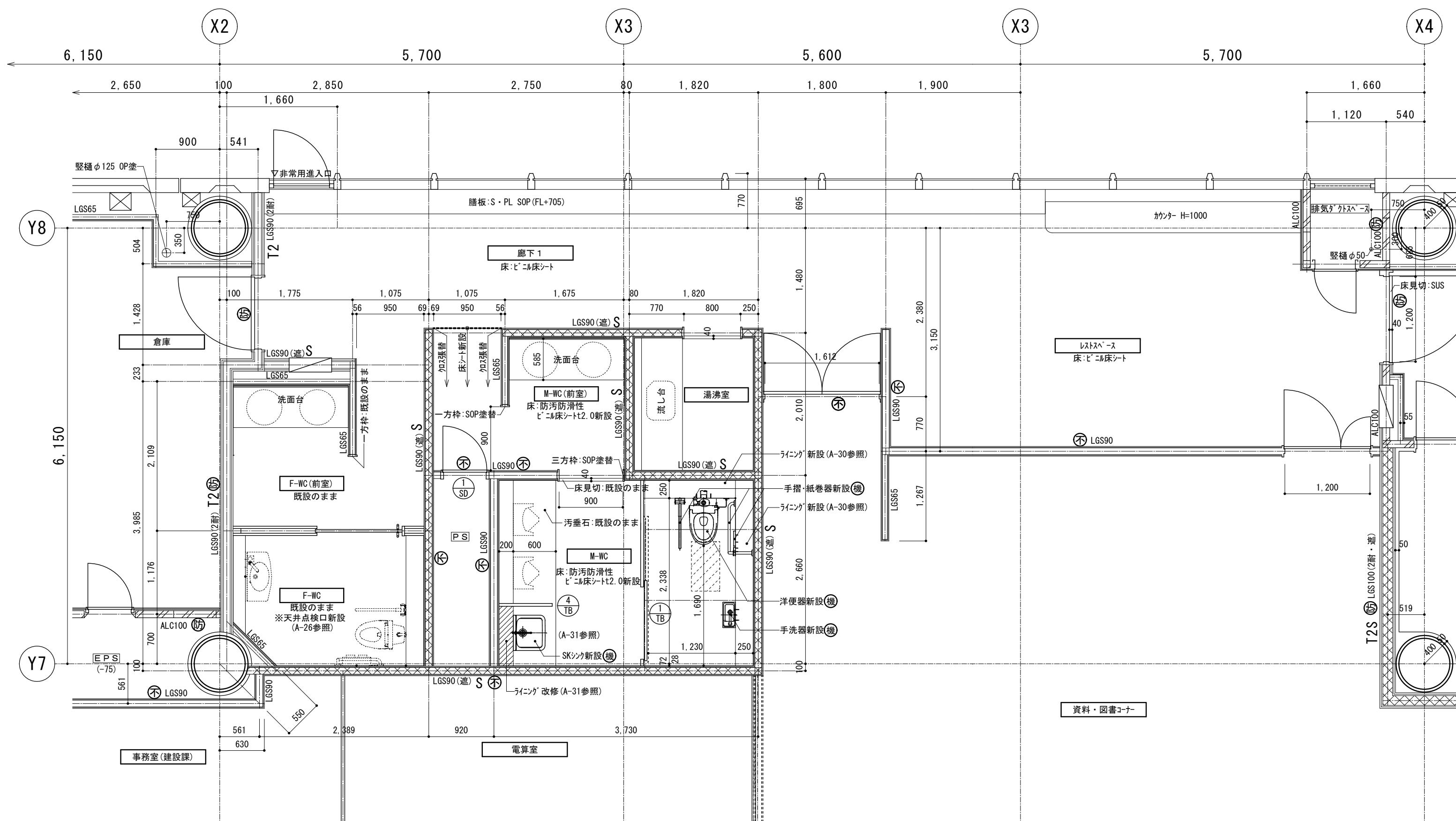
Date 2025年9月
Scale A3:1/500
Title 断面図

No. A - 13

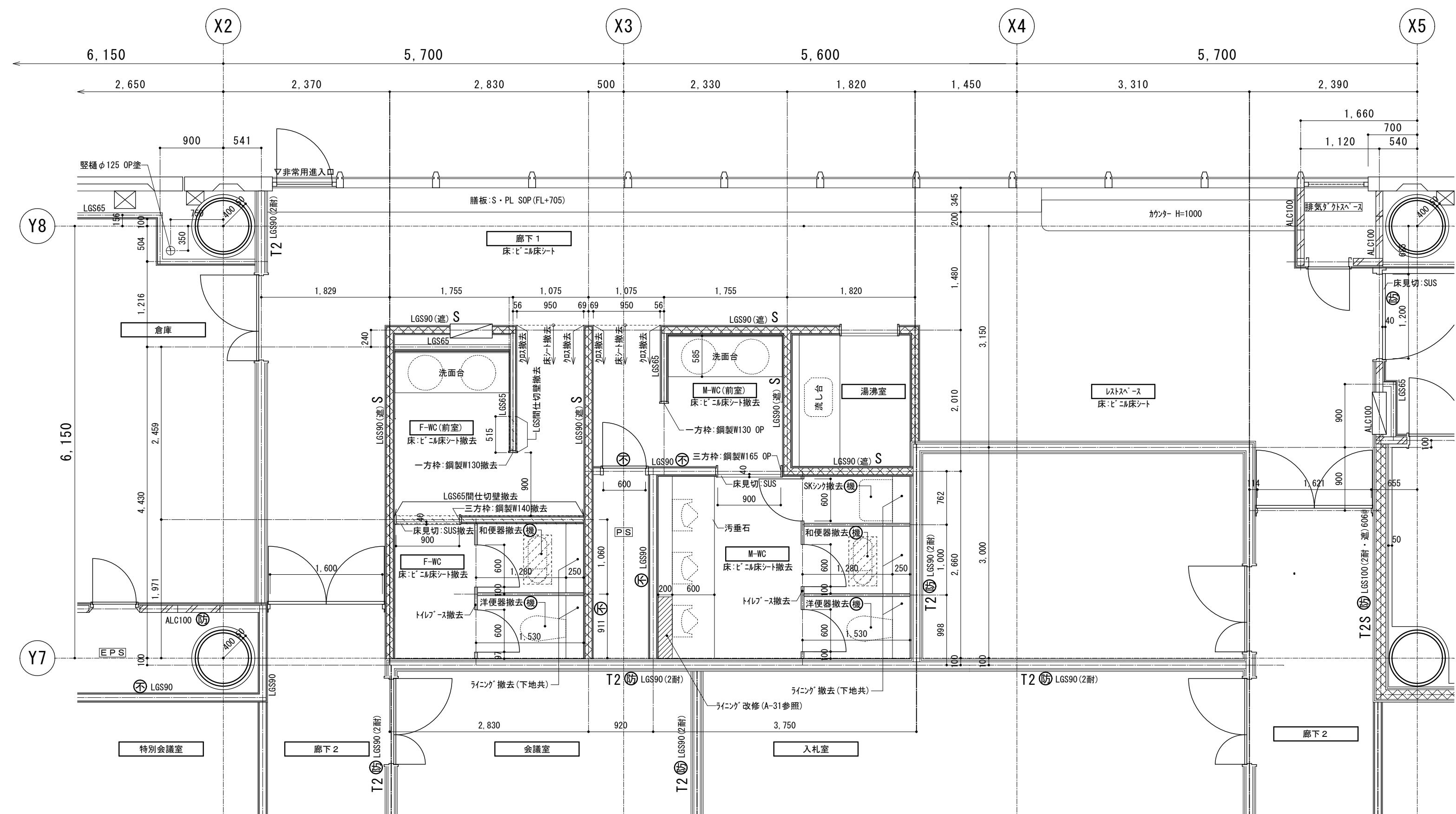


特
記
事
項

■ハッチ	■記号	■間仕切壁
△: 床ハリ範囲を示す (カッター入れ共)	△: 防火区画壁を示す 不: 不燃区画壁を示す △: 防煙区画壁を示す 機: 機械設備工事を示す	LGS65 : LGS65@455 + Pbt=9.5 + 12.5 (両面張り) 【LGS・PB共天井まで】 (WC内部側 : Pbt=9.5 + 耐水Pbt=12.5 + 施釉ケイカル板t=3.2) LGS90 : LGS90@455 + 不燃Pbt=9.5 + 12.5 (両面張り) 【LGS・PB共スラブ下まで】 (WC内部側 : Pbt=9.5 + 耐水Pbt=12.5 + 施釉ケイカル板t=3.2) LGS90(遮) S : LGS90@606 + ガラスケールt=50(24kg) + 不燃Pbt=9.5 + 12.5 (両面張り) 【遮音壁 LGS・PB共スラブ下まで】 (WC内部側 : Pbt=9.5 + 耐水Pbt=12.5 + 施釉ケイカル板t=3.2) LGS90(2耐) 2T : LGS90@455 + 無機質纖維強化Pbt=21 + 21 (両面張り) 【2時間耐火壁 LGS・PB共スラブ下まで】 (WC内部側 : 無機質纖維強化Pbt=21 + 21 + 施釉ケイカル板t=3.2)
凡 例		



特 記 事 項	※ 防汚防滑性ピコル床シートは以下同等品とする。 ・ロジール工業 サニタリルN ・東リ 消臭NSTフレNW ・タキロンマテックス オオクリーン	凡 例	■ハッチ []: コンクリート穴埋め補修を示す(A-32参照)	■記号 防: 防火区画壁を示す 不: 不燃区画壁を示す 煙: 防煙区画壁を示す 機: 機械設備工事を示す ■基準レベル: 8FL=9FL-4200 ■耐火被覆: 柱・梁共2時間耐火 (ロッカール吹付t=50)	■間仕切壁 LGS65 : LGS65@455+Pbt=9.5+12.5(両面張り)【LGS・PB共天井まで】 (WC内部側: Pbt=9.5+耐水Pbt=12.5+施釉ケイカル板t=3.2) LGS90 : LGS90@455+不燃Pbt=9.5+12.5(両面張り)【LGS・PB共スラブ下まで】 (WC内部側: Pbt=9.5+耐水Pbt=12.5+施釉ケイカル板t=3.2) LGS90(遮)S : LGS90@606+ケラスカルt=50(24kg)+不燃Pbt=9.5+12.5(両面張り)【遮音壁 LGS・PB共スラブ下まで】 (WC内部側: Pbt=9.5+耐水Pbt=12.5+施釉ケイカル板t=3.2) LGS90(2耐)2T : LGS90@455+無機質繊維強化Pbt=21+21(両面張り)【2時間耐火壁 LGS・PB共スラブ下まで】 (WC内部側: 無機質繊維強化Pbt=21+21+施釉ケイカル板t=3.2)

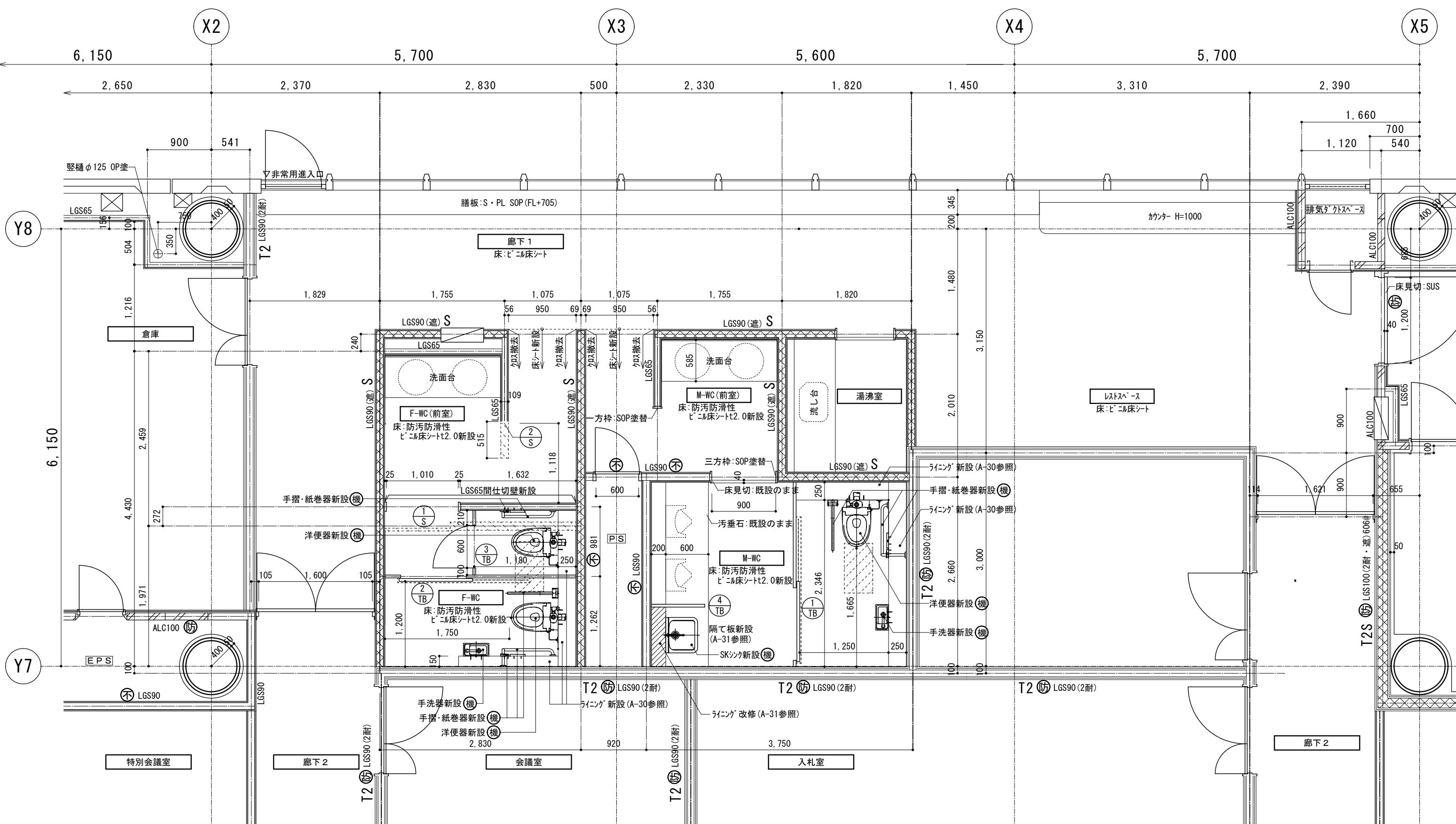


特記事項

■ハッチ
[]: 床ハッチ範囲を示す
[]: 壁撤去範囲を示す

■記号
防: 防火区画壁を示す
不: 不燃区画壁を示す
煙: 防煙区画壁を示す
機: 機械設備工事を示す

■間仕切壁
LGS65: LGS65@455+Pbt=9.5+12.5(両面張り)【LGS・PB共天井まで】
WC内部側: Pbt=9.5+耐水Pbt=12.5+施釉ケイカル板t=3.2
LGS90: LGS90@455+不燃Pbt=9.5+12.5(両面張り)【LGS・PB共スラブ下まで】
WC内部側: Pbt=9.5+耐水Pbt=12.5+施釉ケイカル板t=3.2
LGS90(遮) S: LGS90@606+ガラスケードt=50(24kg)+不燃Pbt=9.5+12.5(両面張り)【遮音壁 LGS・PB共スラブ下まで】
WC内部側: Pbt=9.5+耐水Pbt=12.5+施釉ケイカル板t=3.2
LGS90(2耐) T2: LGS90@455+無機質繊維強化Pbt=21+21(両面張り)【2時間耐火壁 LGS・PB共スラブ下まで】
WC内部側: 無機質繊維強化Pbt=21+21+施釉ケイカル板t=3.2



特記事項

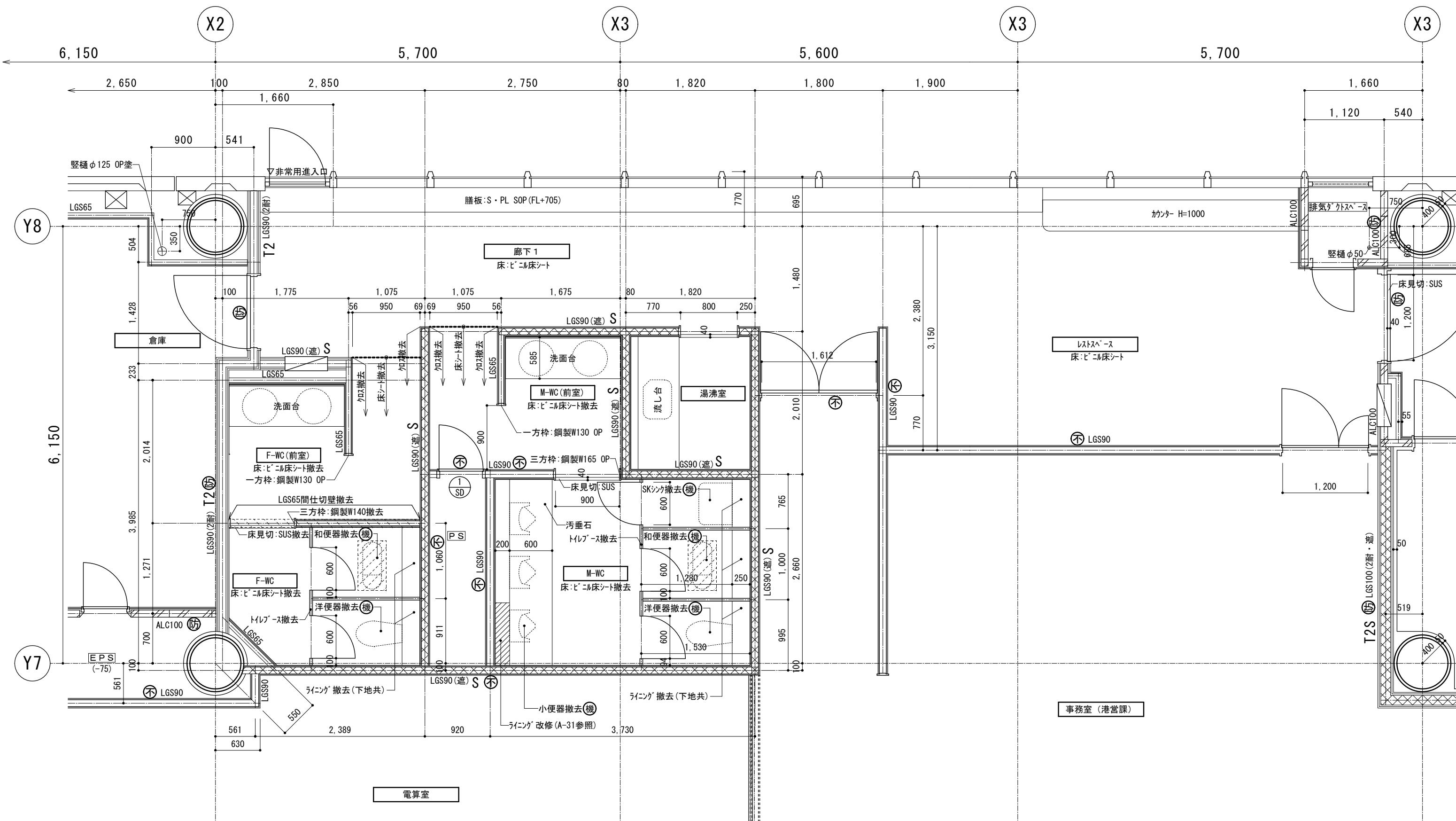
※ 防汚防滑性ピニル床シートは以下同等品とする。
 - ロシール工業 サニタリウム
 - 東リ 消臭NSTロフレNW
 - タキロンマテックス オクリーン

凡例

■ハッチ
 []: コンクリート穴埋め補修を示す(A-32参照)

■記号
 防: 防火区画壁を示す
 不: 不燃区画壁を示す
 燃: 防煙区画壁を示す
 機: 機械設備工事を示す

■間仕切壁
 LGS65: LGS65@455+Pbt=9.5+12.5(両面張り)
 (WC内部側: Pbt=9.5+耐水Pbt=12.5+施釉ケイカル板t=3.2)
 LGS90: LGS90@455+不燃Pbt=9.5+12.5(両面張り)
 (WC内部側: Pbt=9.5+耐水Pbt=12.5+施釉ケイカル板t=3.2)
 LGS90(遮) S: LGS90@606+ガラスケルムt=50(24kg)+不燃Pbt=9.5+12.5(両面張り)
 (WC内部側: Pbt=9.5+耐水Pbt=12.5+施釉ケイカル板t=3.2)
 LGS90(2耐) 2T: LGS90@455+無機質繊維強化Pbt=21+21(両面張り)
 (WC内部側: 無機質繊維強化Pbt=21+21+施釉ケイカル板t=3.2)



特記事項

電算室

凡例

■ハッチ

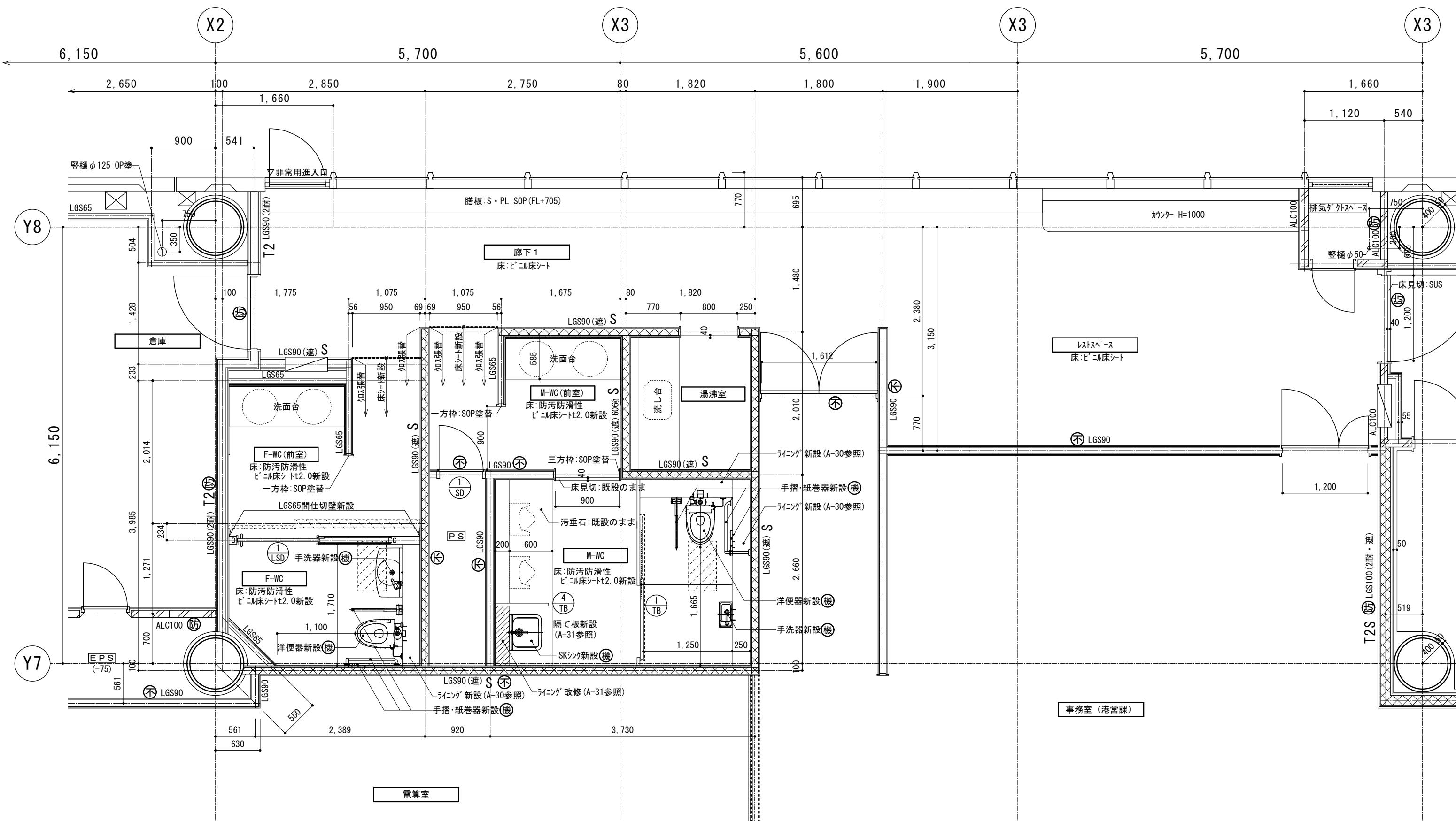
【】: 床ハリ範囲を示す
(カッター入れ共)

■記号

△: 防火区画壁を示す
□: 不燃区画壁を示す
△: 防煙区画壁を示す
機: 機械設備工事を示す

■間仕切壁

LGS65 : LGS65@455+Pbt=9.5+12.5(両面張り)【LGS・PB共天井まで】
(WC内部側: Pbt=9.5+耐水Pbt=12.5+施釉ケイカル板t=3.2)
LGS90 : LGS90@455+不燃Pbt=9.5+12.5(両面張り)【LGS・PB共スラブ下まで】
(WC内部側: Pbt=9.5+耐水Pbt=12.5+施釉ケイカル板t=3.2)
LGS90(遮) S : LGS90@606+ガラスケールt=50(24kg)+不燃Pbt=9.5+12.5(両面張り)【遮音壁 LGS・PB共スラブ下まで】
(WC内部側: Pbt=9.5+耐水Pbt=12.5+施釉ケイカル板t=3.2)
LGS90(2耐) T : LGS90@455+無機質纖維強化Pbt=21+21(両面張り)【2時間耐火壁 LGS・PB共スラブ下まで】
(WC内部側: 無機質纖維強化Pbt=21+21+施釉ケイカル板t=3.2)



特記事項

※ 防汚防滑性ピニル床シートは以下同等品とする。
 - ロンセル工業 サニタリクM
 - 東リ 消臭NSトワルNW
 - タキロンマテックス オオクリーン

凡例

■ハッチ

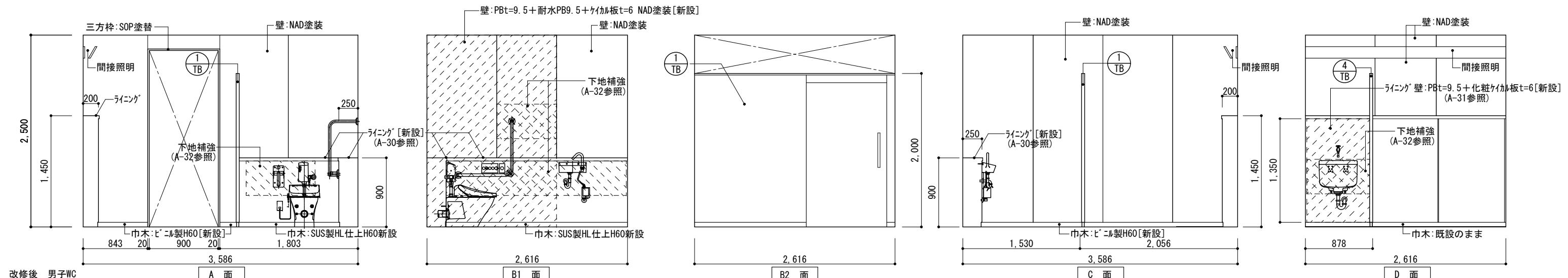
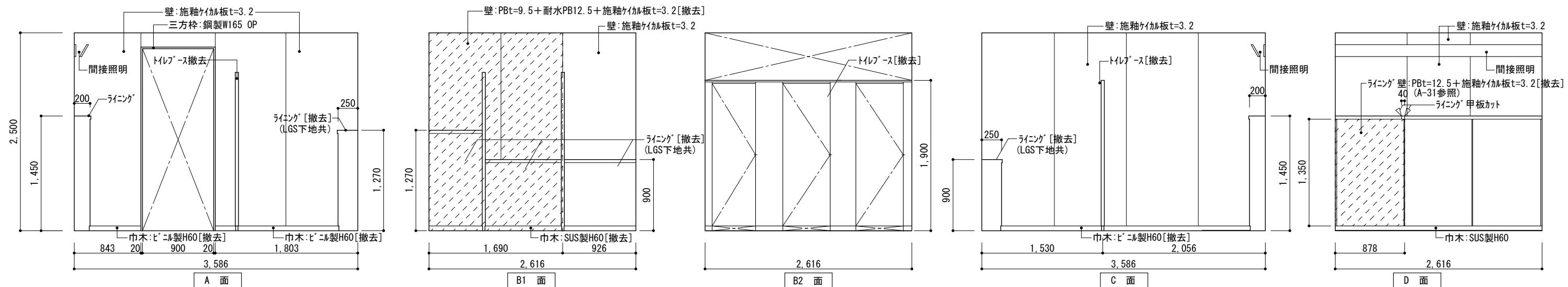
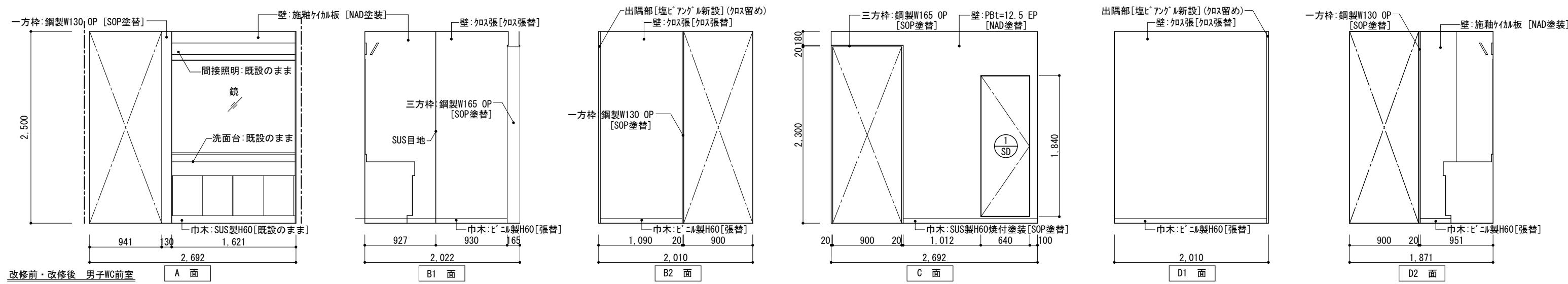
〔〕: コンクリート穴埋め補修を示す (A-32参照)
 (): 不燃区画壁を示す
 (△): 防煙区画壁を示す
 (機): 機械設備工事を示す

■記号

(): 壁撤去跡補修を示す (リマセメントモルタル補修)
 ■基準レベル: 8FL-9FL-4200
 ■耐火被覆: 柱・梁共2時間耐火 (ワーカー吹付t=50)

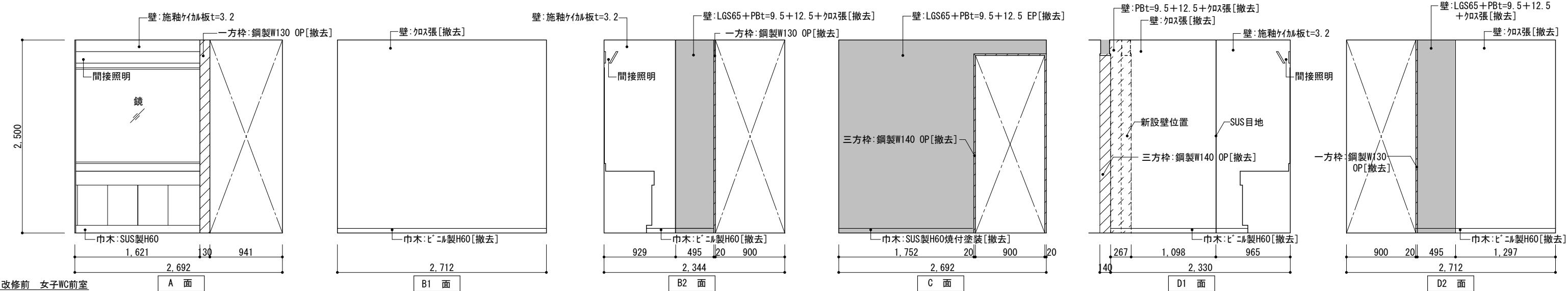
■間仕切壁

LGS65: LGS65@455+PBt=9.5+12.5(両面張り)【LGS・PB共天井まで】
 (WC内部側: PBt=9.5+耐水PBt=12.5+施釉ケイカル板t=3.2)
 LGS90: LGS90@455+不燃PBt=9.5+12.5(両面張り)【LGS・PB共天井下まで】
 (WC内部側: PBt=9.5+耐水PBt=12.5+施釉ケイカル板t=3.2)
 LGS90(遮) S: LGS90@606+ガラスケールt=50(24kg)+不燃PBt=9.5+12.5(両面張り)【遮音壁 LGS・PB共天井下まで】
 (WC内部側: PBt=9.5+耐水PBt=12.5+施釉ケイカル板t=3.2)
 LGS90(2耐) 2T: LGS90@455+無機質繊維強化PBt=21+21(両面張り)【2時間耐火壁 LGS・PB共天井下まで】
 (WC内部側: 無機質繊維強化PBt=21+21+施釉ケイカル板t=3.2)



: 壁新設(ボード下地+仕上)範囲を示す

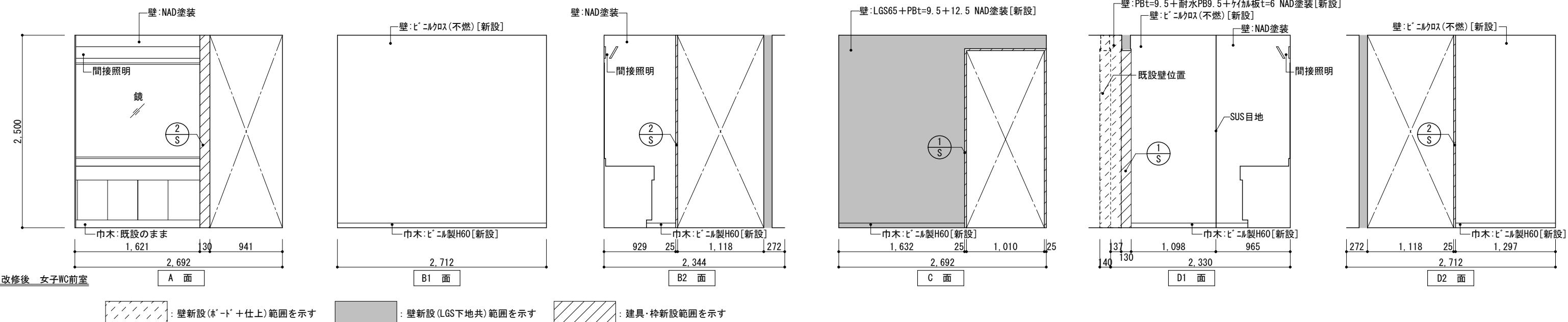
: 壁下地補強範囲を示す



: 壁撤去(ボートのみ)範囲を示す

: 壁撤去(LGS下地共)範囲を示す

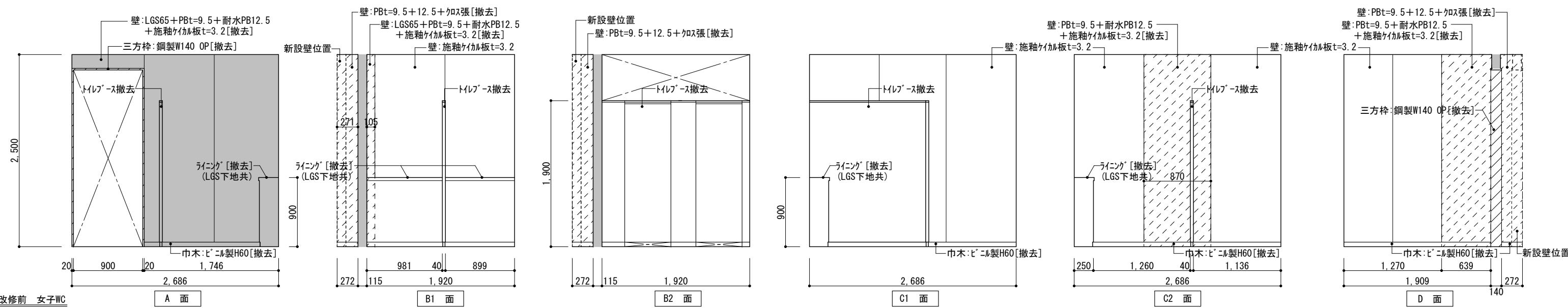
: 建具・枠撤去範囲を示す



: 壁新設(ボート+仕上)範囲を示す

: 壁新設(LGS下地共)範囲を示す

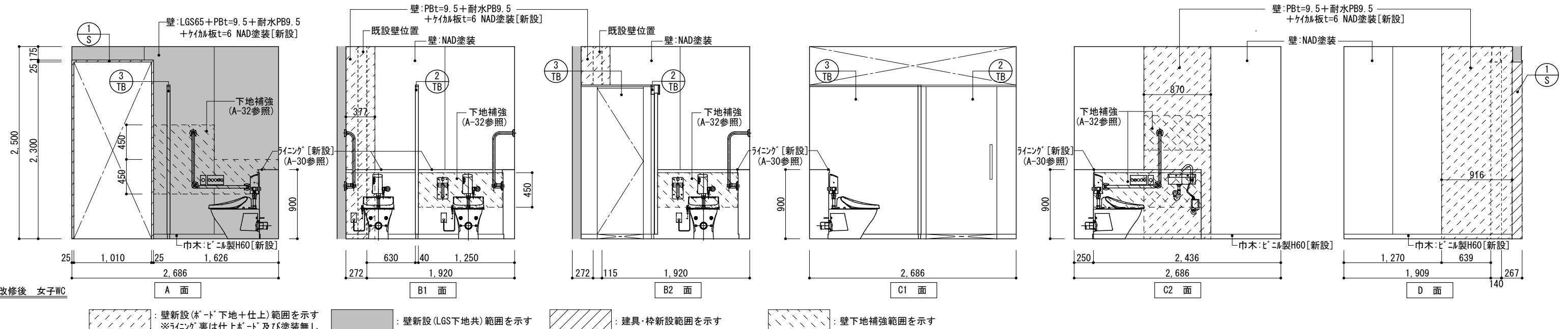
: 建具・枠新設範囲を示す



：壁撤去（ボードのみ）範囲を示す
※ライニング裏は施釉ケイカル板無し

：壁撤去 (LGS下地共) 範囲を示す

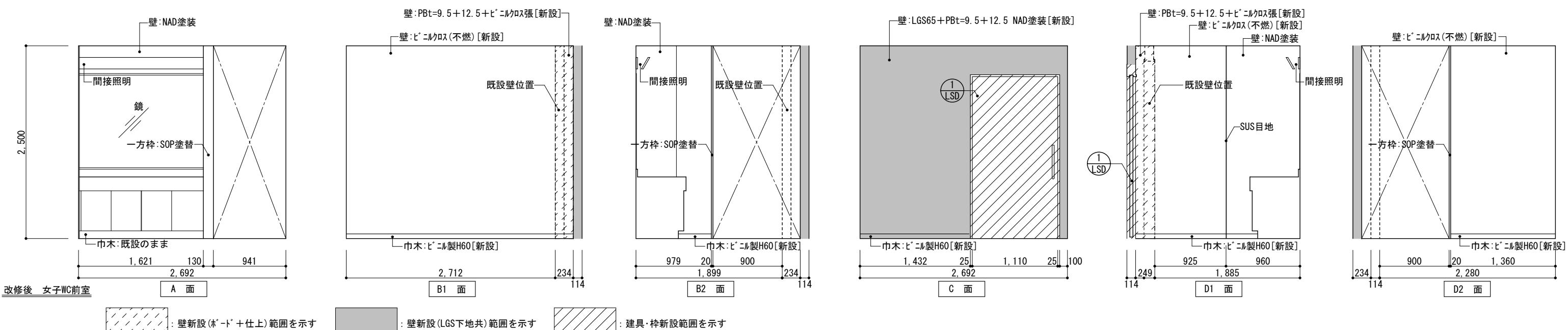
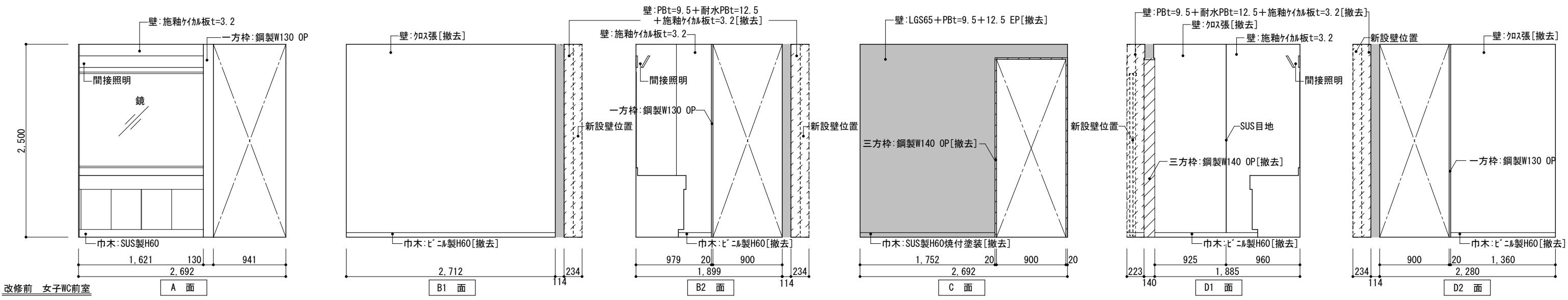
 : 建具・枠撤去範囲を示す

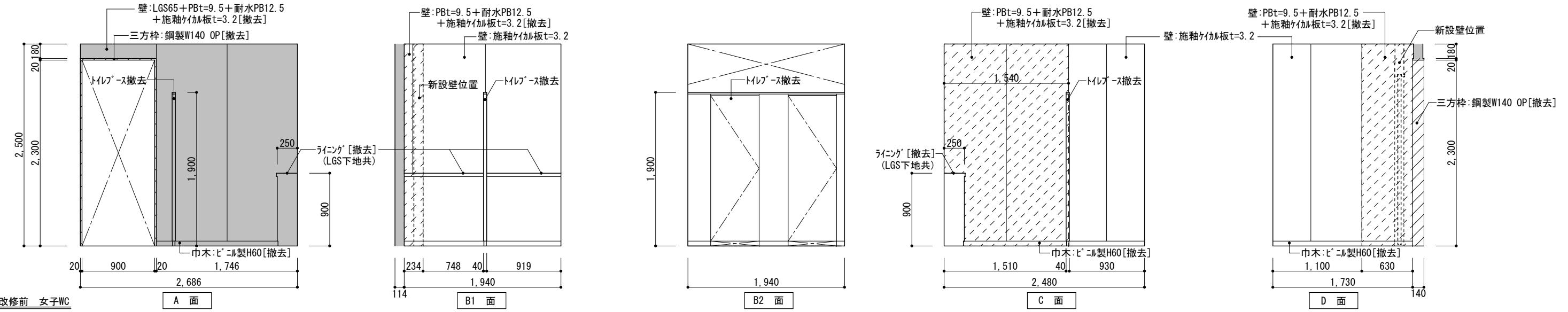


 : 壁新設(ボード下地+仕上)範囲を示す
※ライング裏は仕上ボード及び塗装無し

：壁新設(LGS下地共)範囲を示す

 : 建具・枠新設範囲を示す  : 壁下地補強範囲を示す

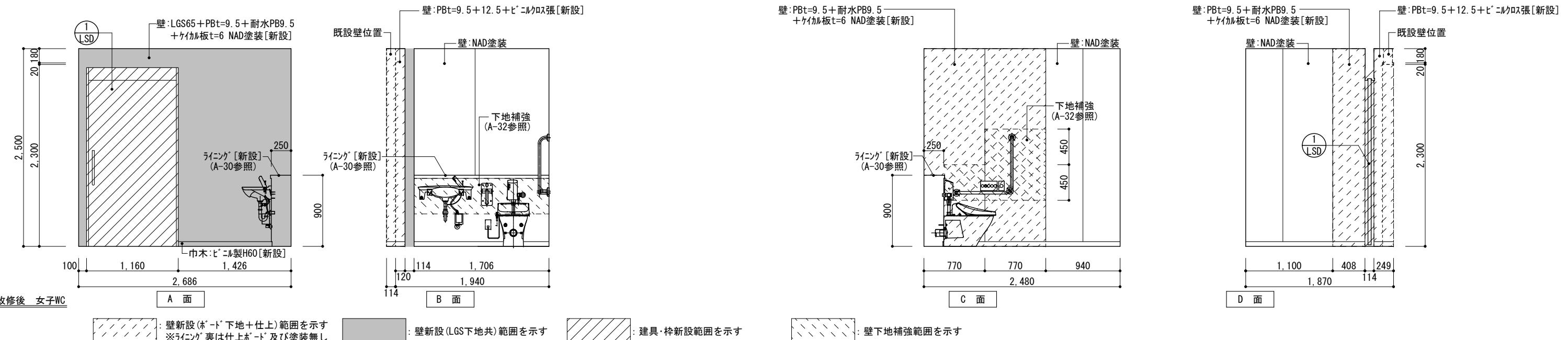




 : 壁撤去(ボードのみ)範囲を示す
※ライング裏は施釉ケイカル板無し

：壁撤去(LGS下地共)範囲を示す

 : 建具・枠撤去範囲を示す

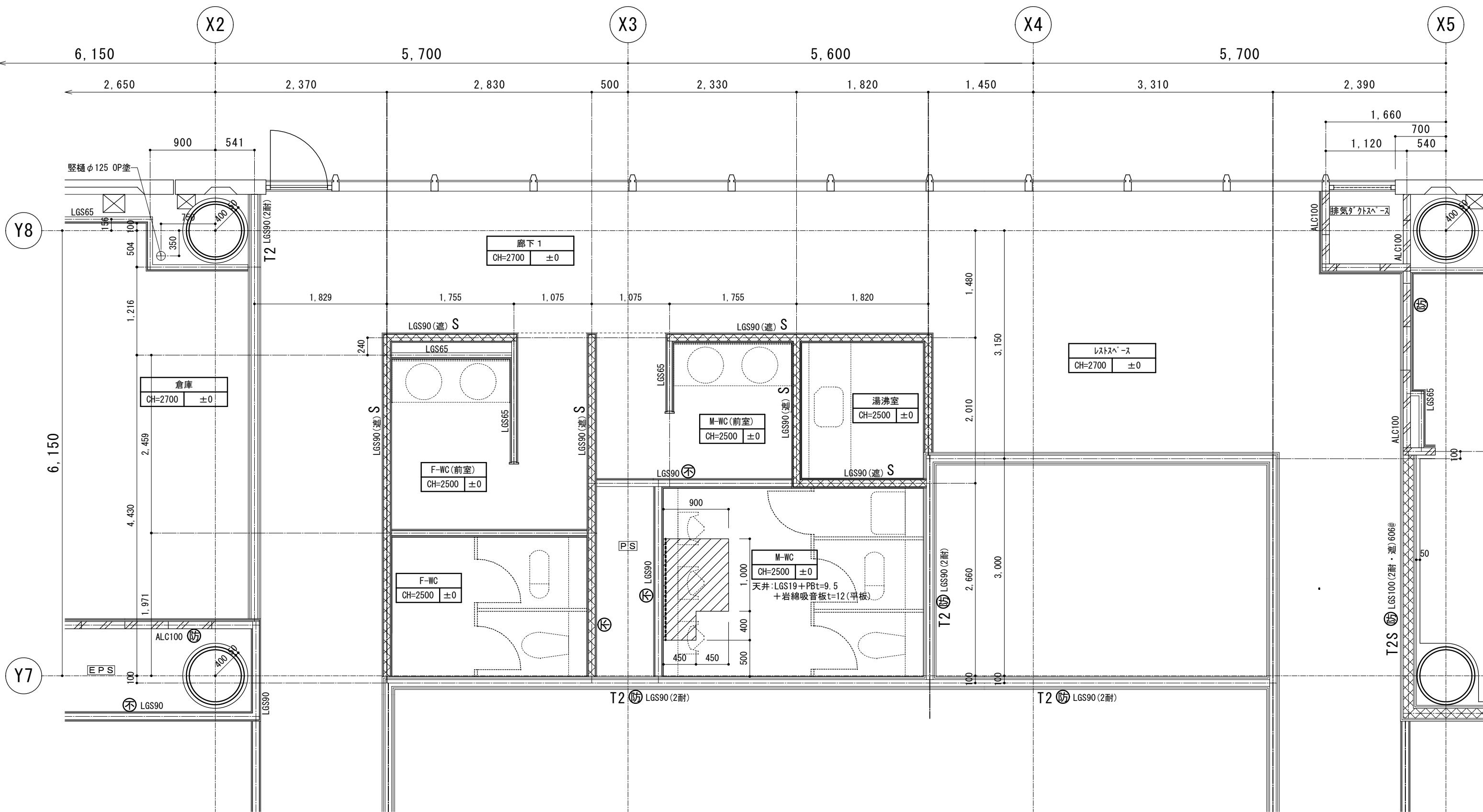


 : 壁新設(ボード下地+仕上)範囲を示す
※ライング裏は仕上ボード及び塗装無し

：壁新設(LGS下地共)範囲を示す

 : 建具・枠新設範囲を示す

 : 壁下地補強範囲を示す



特記事項

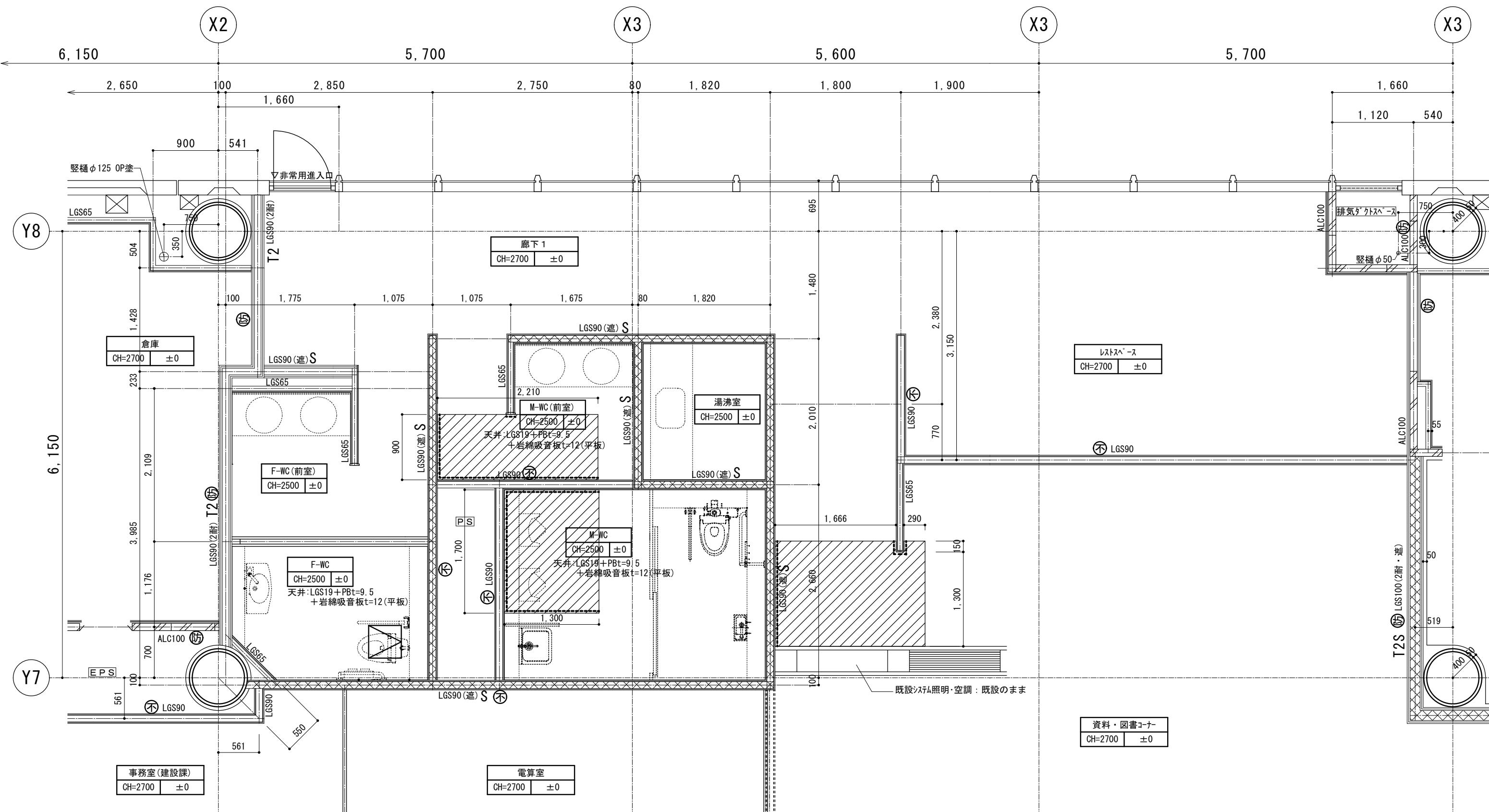
凡例

■ハッチ
 □: 天井ホーネ撤去新設範囲を示す (LGS下地共)
 -----: 塩ビ製廻り縁撤去新設範囲を示す

■記号
 防: 防火区画壁を示す
 不: 不燃区画壁を示す
 煙: 防煙区画壁を示す
 機: 機械設備工事を示す

■基準ハーネ: 8FL=9FL-4200
 ■耐火被覆: 柱・梁共2時間耐火 (ロッカール吹付t=50)

■間仕切壁
 LGS65: LGS65@455+Pbt=9.5+12.5(両面張り)【LGS・PB共天井まで】
 (WC内部側: Pbt=9.5+耐水Pbt=12.5+施釉ケイカル板t=3.2)
 LGS90: LGS90@455+不燃Pbt=9.5+12.5(両面張り)【LGS・PB共スラブ下まで】
 (WC内部側: Pbt=9.5+耐水Pbt=12.5+施釉ケイカル板t=3.2)
 LGS90(遮)S: LGS90@606+ガラスケーブルt=50(24kg)+不燃Pbt=9.5+12.5(両面張り)【遮音壁 LGS・PB共スラブ下まで】
 (WC内部側: Pbt=9.5+耐水Pbt=12.5+施釉ケイカル板t=3.2)
 LGS90(2耐)2T: LGS90@455+無機質繊維強化Pbt=21+21(両面張り)【2時間耐火壁 LGS・PB共スラブ下まで】
 (WC内部側: 無機質繊維強化Pbt=21+21+施釉ケイカル板t=3.2)

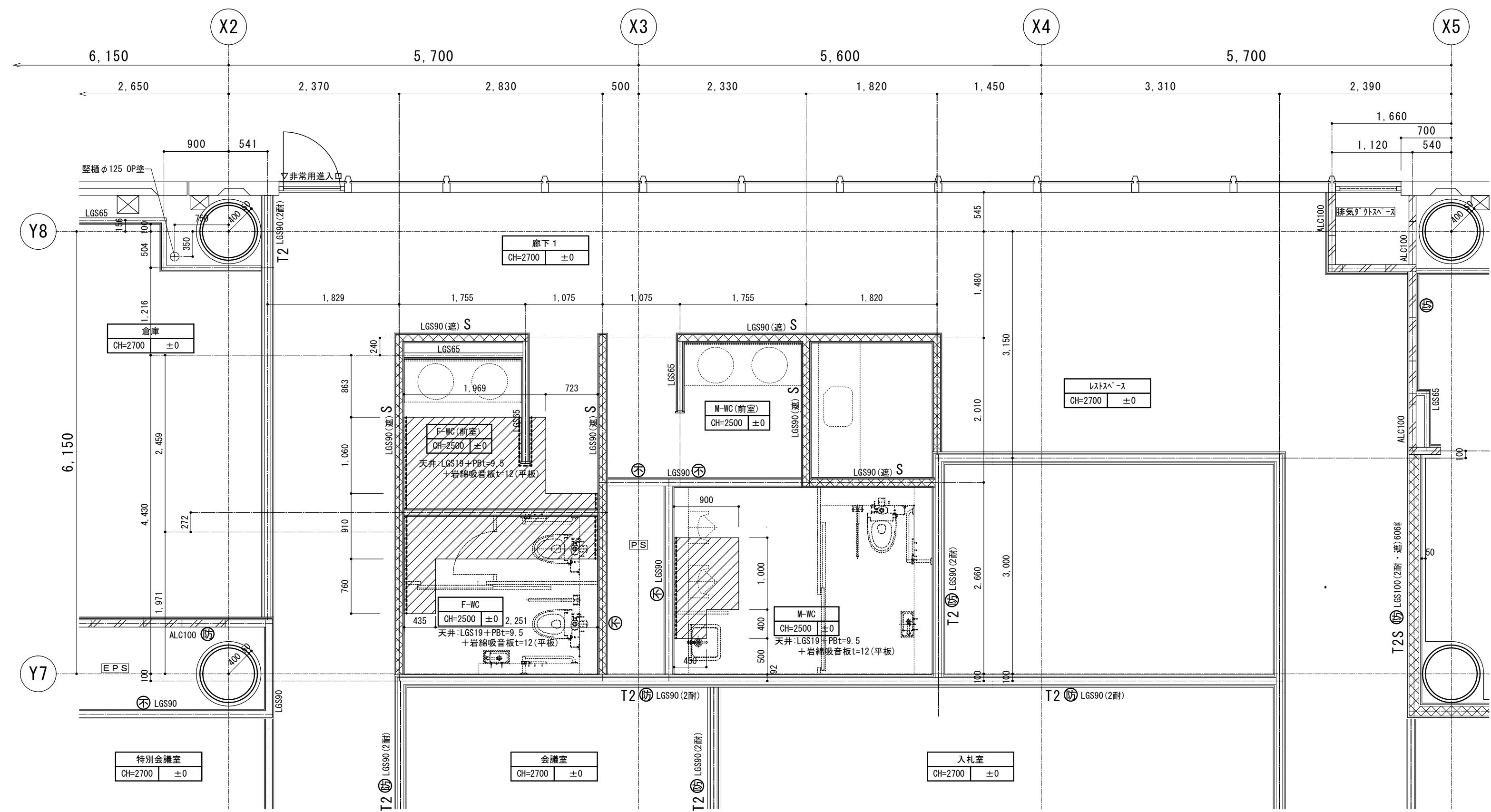


特記事項

凡例

- ハッチ: 天井ホート撤去新設範囲を示す (LGS下地共)
- 記号: 防火区画壁を示す (△)
- : 不燃区画壁を示す (○)
- : 防煙区画壁を示す (△)
- 機械設備工事を示す (機)
- 基準レベル: 8FL=9FL-4200
- 耐火被覆: 柱・梁共2時間耐火 (ローカル吹付t=50)

- 間仕切壁: LGS65: LGS65@455+PBT=9.5+12.5(両面張り)【LGS・PB共天井まで】(WC内部側: PBT=9.5+耐水PBT=12.5+施釉ケイカル板t=3.2)
- : LGS90: LGS90@455+不燃PBT=9.5+12.5(両面張り)【LGS・PB共スラブ下まで】(WC内部側: PBT=9.5+耐水PBT=12.5+施釉ケイカル板t=3.2)
- LGS90(遮)S: LGS90@606+ケラマールt=50(24kg)+不燃PBT=9.5+12.5(両面張り)【遮音壁 LGS・PB共スラブ下まで】(WC内部側: PBT=9.5+耐水PBT=12.5+施釉ケイカル板t=3.2)
- LGS90(2耐)2T: LGS90@455+無機質繊維強化PBT=21+21(両面張り)【2時間耐火壁 LGS・PB共スラブ下まで】(WC内部側: 無機質繊維強化PBT=21+21+施釉ケイカル板t=3.2)



特記事項

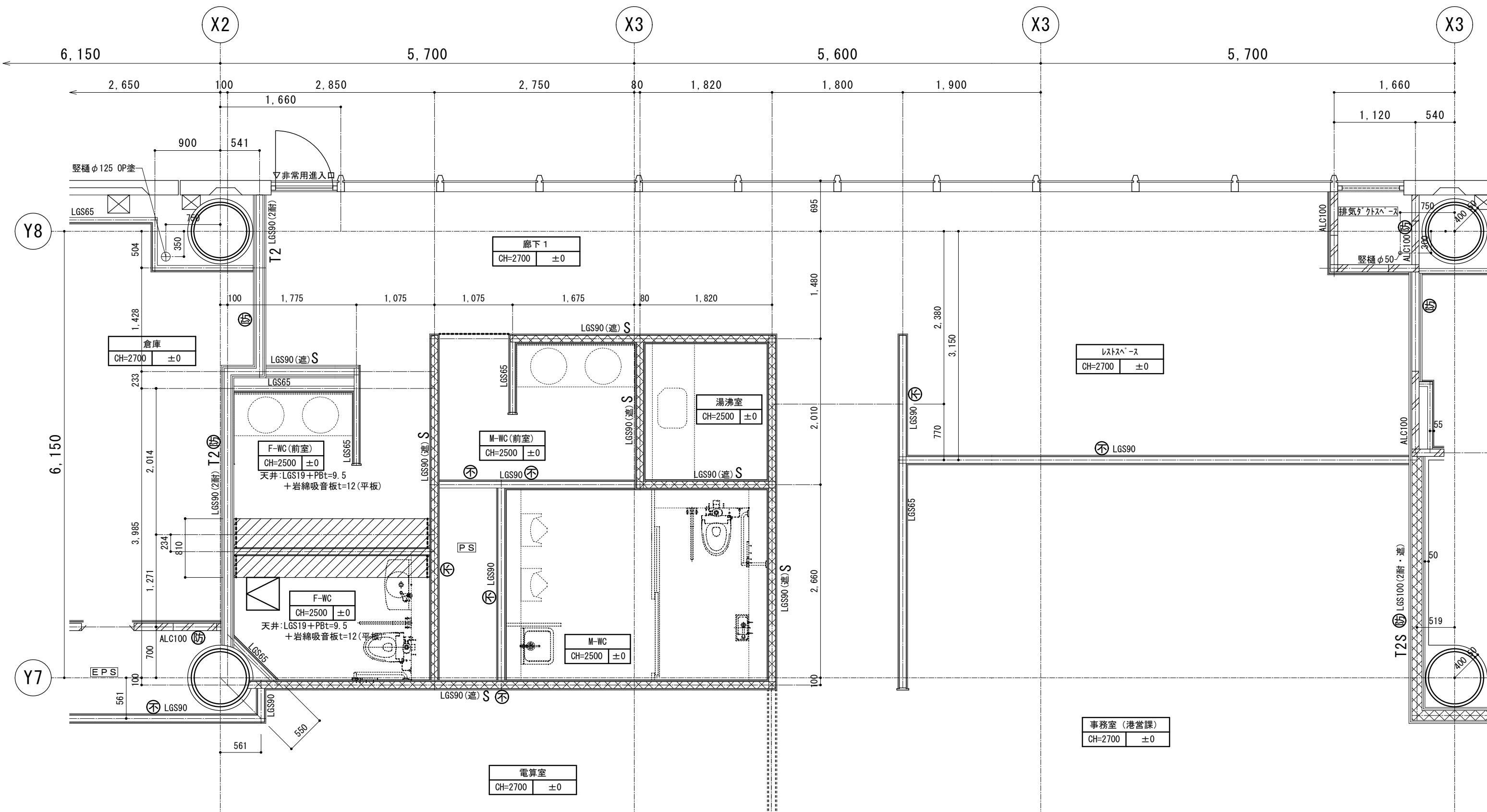
凡例

■ハッチ
□: 天井ホーネット撤去新設範囲を示す (LGS下地共)

■記号
防: 防火区画壁を示す
不: 不燃区画壁を示す
煙: 防煙区画壁を示す
機: 機械設備工事を示す

■基準ハーフ: 8FL=9FL-4200
■耐火被覆: 柱・梁共2時間耐火 (ロッカール吹付t=50)

■間仕切壁標準
LGS65: LGS65@455+Pbt=9.5+12.5(両面張り)【LGS・PB共天井まで】
WC内部側: Pbt=9.5+耐水Pbt=12.5+施釉ケイカル板t=3.2
LGS90: LGS90@455+不燃Pbt=9.5+12.5(両面張り)【LGS・PB共スラブ下まで】
WC内部側: Pbt=9.5+耐水Pbt=12.5+施釉ケイカル板t=3.2
LGS90(遮)S: LGS90@606+ガラスケルt=50(24kg)+不燃Pbt=9.5+12.5(両面張り)【遮音壁 LGS・PB共スラブ下まで】
WC内部側: Pbt=9.5+耐水Pbt=12.5+施釉ケイカル板t=3.2
LGS90(2耐)2T: LGS90@455+無機質繊維強化Pbt=21+21(両面張り)【2時間耐火壁 LGS・PB共スラブ下まで】
WC内部側: 無機質繊維強化Pbt=21+21+施釉ケイカル板t=3.2

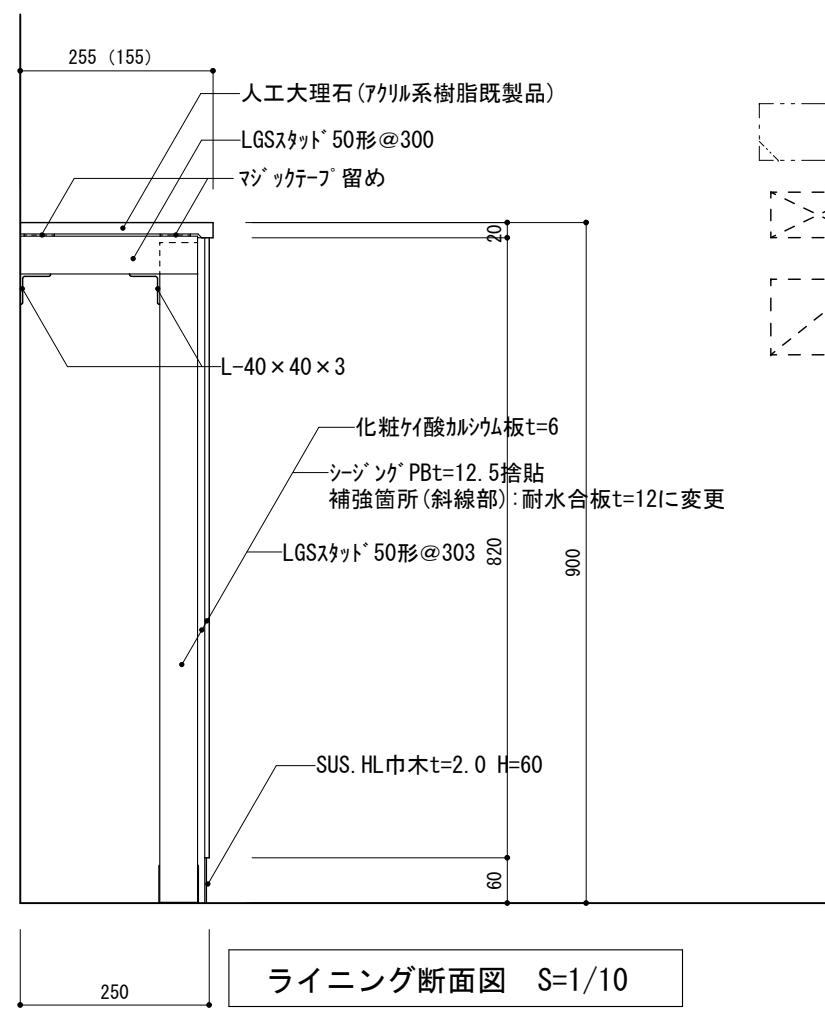


特記事項

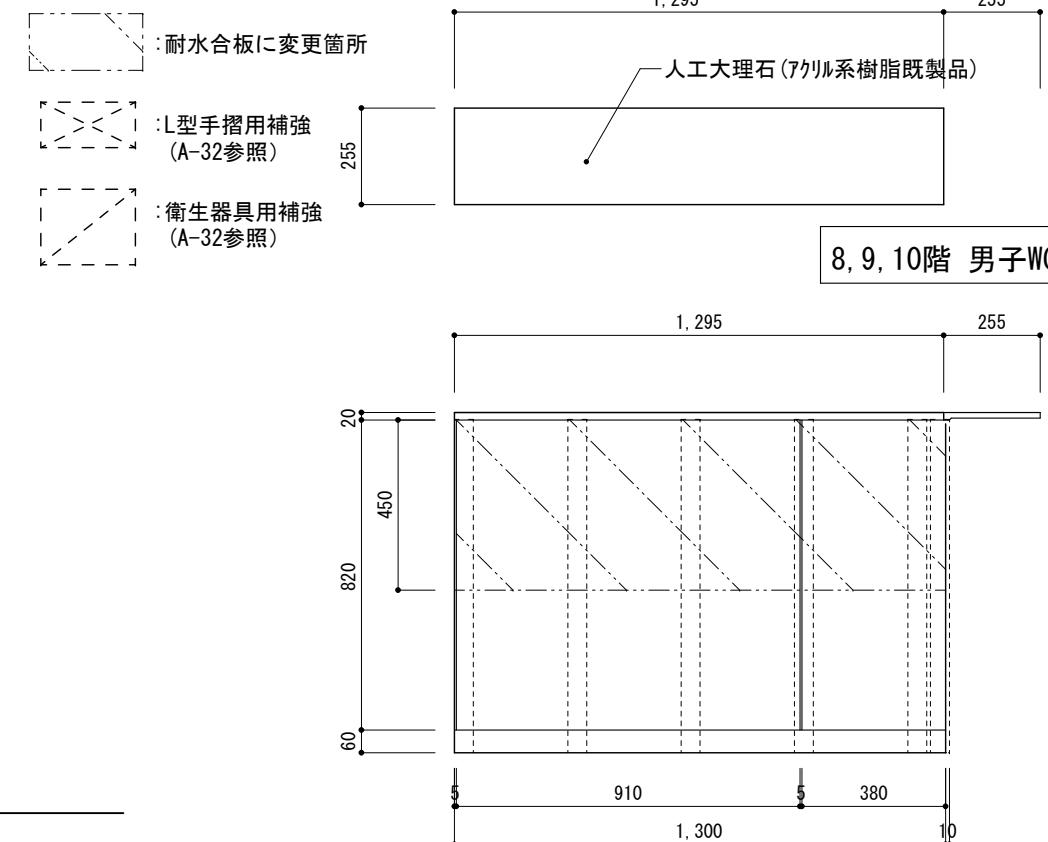
建具表

記号/数	1 LSD	× 1	1 SD	× 1	1 S	× 1	2 S	× 1
型 式	自動閉鎖装置付 ハンガー片引き戸 (両面戸袋ボード)		片開き戸		三方枠		一方枠 (壁小口枠)	
姿 図								
室 名	10F女子WC		8, 9, 10F男子WC		9F女子WC		9F女子WC	
材 質	溶融亜鉛メッキ鋼板t=0.6	扉厚 40	溶融亜鉛メッキ鋼板t=1.6	扉厚 40	溶融亜鉛メッキ鋼板t=1.6		溶融亜鉛メッキ鋼板t=1.6	
仕 上	化粧鋼板 単色仕上		OP塗装		メラミン樹脂焼付塗装		メラミン樹脂焼付塗装	
枠	溶融亜鉛メッキ鋼板t=1.6 メラミン焼付塗装仕上	枠W130	溶融亜鉛メッキ鋼板t=1.6 OP塗装		溶融亜鉛メッキ鋼板t=1.6 W=130		溶融亜鉛メッキ鋼板t=1.6 W=130	
ガ ラ ス	学校用強化型板4				-		-	
額 縁	-				-		-	
金 物	標準金物一式、自動閉鎖装置(エンドストッパー付)、SUS把手L450、手詰め防止ゴム、大型サムターン非常開放付表示錠、SUSキックプレートt=1.0、ガラリ				-		-	
備 考								
記号/数	1 TB	× 3	2 TB	× 1	3 TB	× 1	4 TB	× 3
型 式	自動閉鎖装置付 ハンガー片引き戸 トイレブース		自動閉鎖装置付 ハンガー片引き戸 トイレブース		トイレブース		隔て板	
姿 図								
室 名	8F, 9F, 10F男子WC		9F女子WC		9F女子WC		8F, 9F, 10F男子WC	
材 質	木製 ペーパーハニカム	ブース厚 40	木製 ペーパーハニカム	ブース厚 40	木製 ペーパーハニカム	ブース厚 40	木製 ペーパーハニカム	板厚 40
仕 上	高圧メラミン化粧板		高圧メラミン化粧板		高圧メラミン化粧板		高圧メラミン化粧板	
枠	アルミ		アルミ		アルミ		小口: メラミン、壁取付: アルミ	
ガ ラ ス	-		-		-		-	
額 縁	-		-		-		-	
金 物	標準品一式、自動閉鎖装置(エンドストッパー付)、SUS笠木(天端蓋付)、SUS巾木、SUS把手L450、手詰め防止ゴム、大型サムターン非常開放付表示錠		標準品一式、自動閉鎖装置(エンドストッパー付)、SUS笠木(天端蓋付)、SUS巾木、SUS把手L450、手詰め防止ゴム、大型サムターン非常開放付表示錠		標準品一式、SUS笠木(天端蓋付)、SUS巾木、中吊りグリビティヒンジ、非常開放付表示錠、帽子掛け戸当り、アルミアールエッジ		SUS巾木	
備 考								

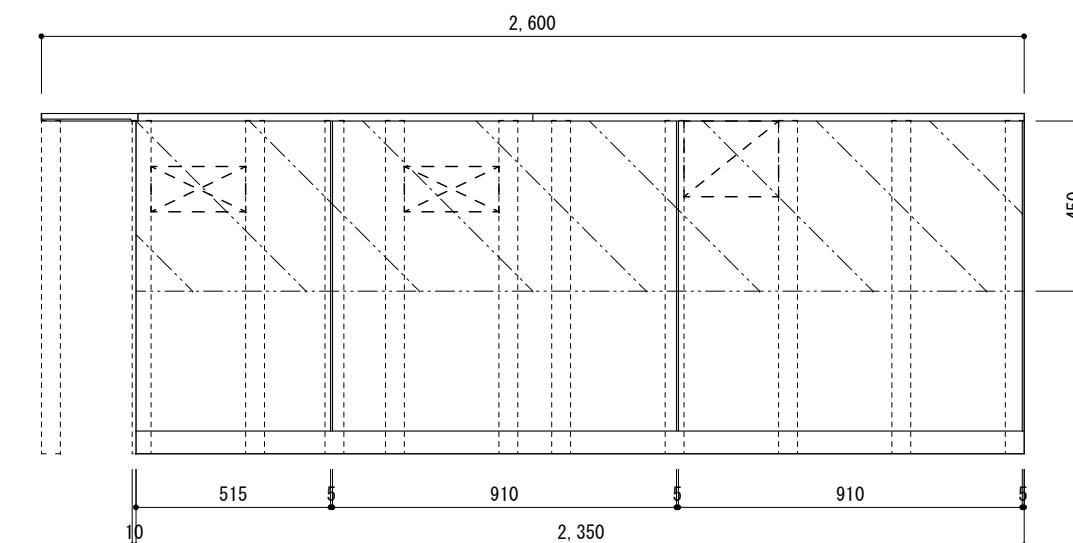




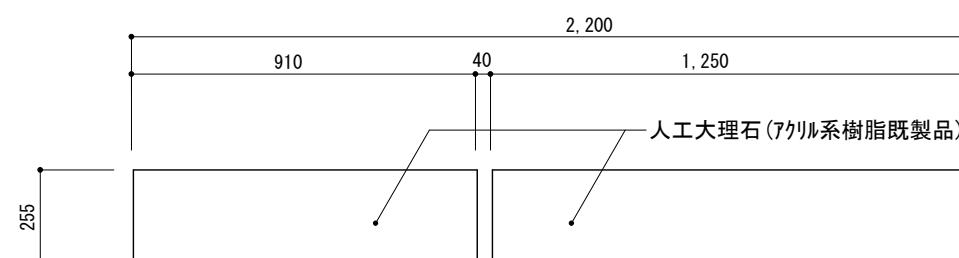
ライニング断面図 S=1/10



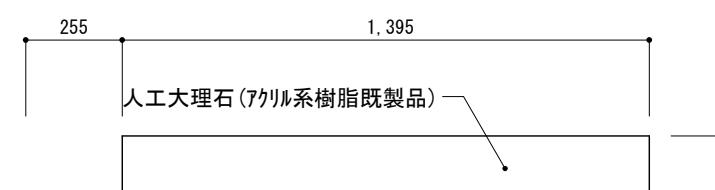
8, 9, 10階 男子WCライニング 甲板平面図 S=1/20



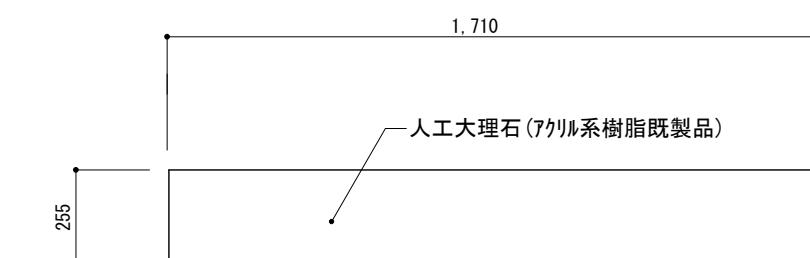
8, 9, 10階 男子WCライニング 展開図 S=1/20



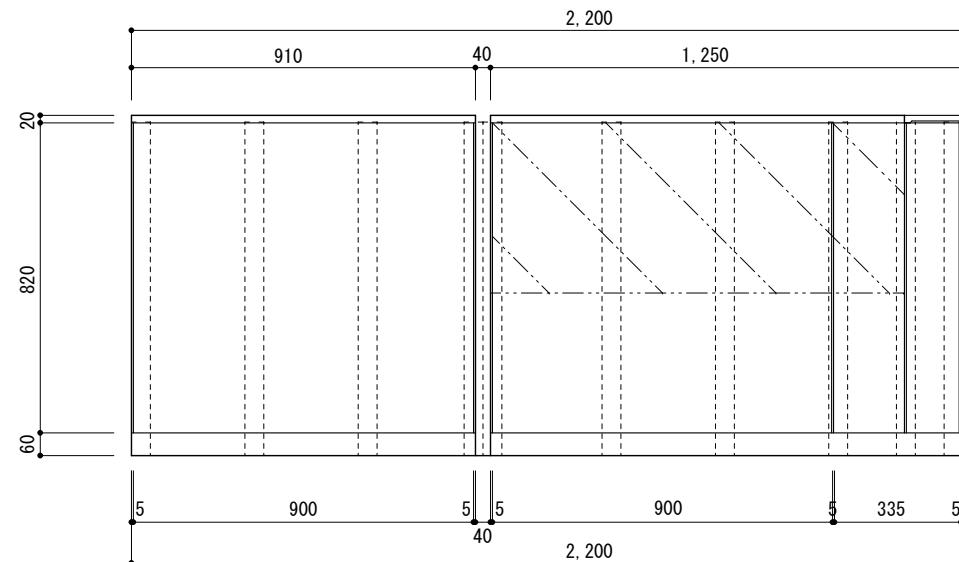
9階 女子WCライニング 甲板平面図 S=1/20



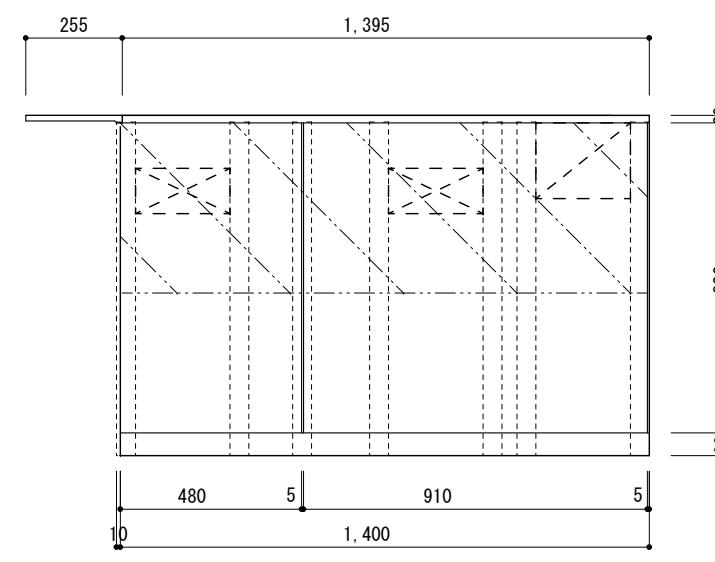
9階 女子WCライニング 甲板平面図 S=1/20



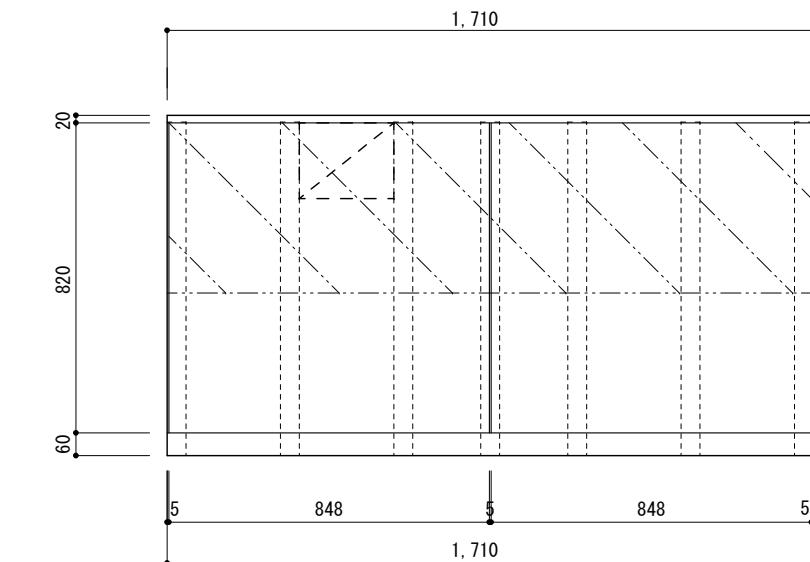
10階 女子WCライニング 甲板平面図 S=1/20



9階 女子WCライニング 展開図 S=1/20

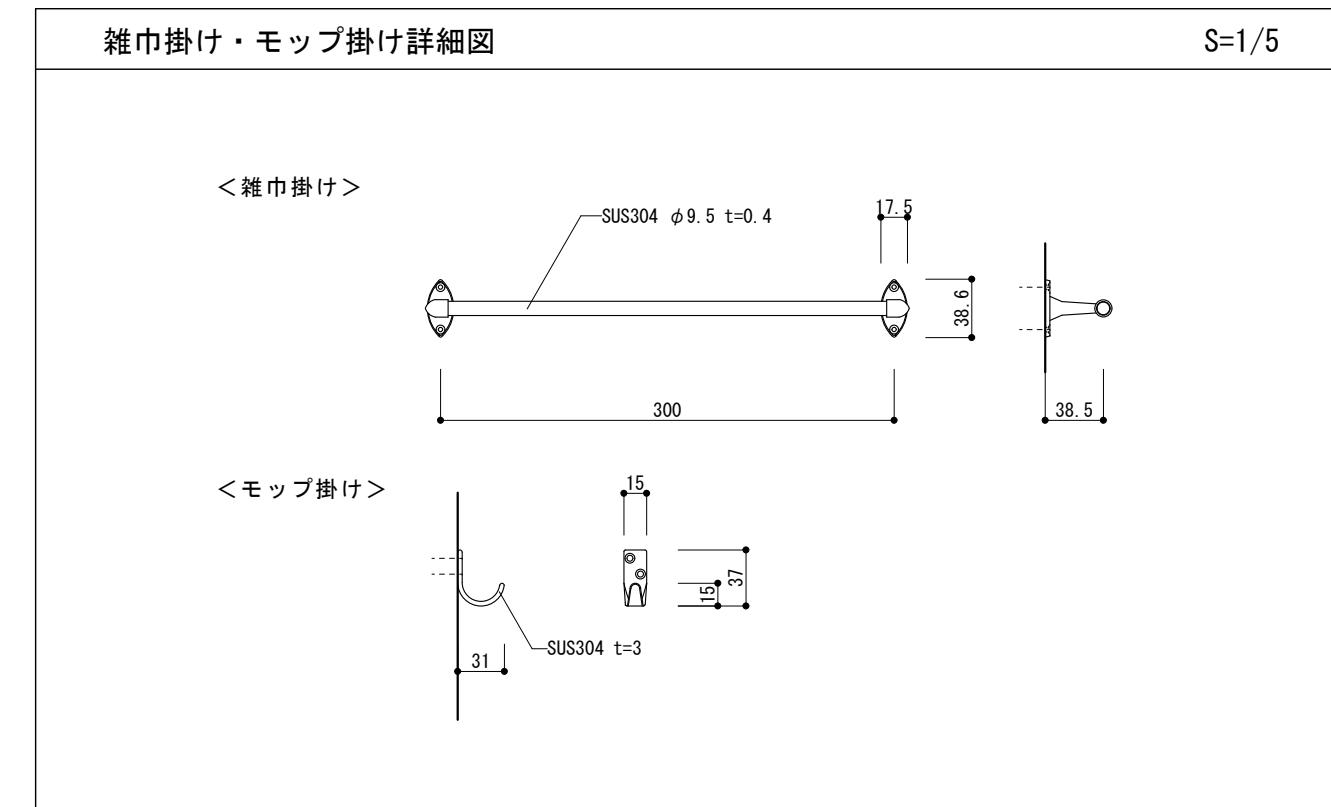
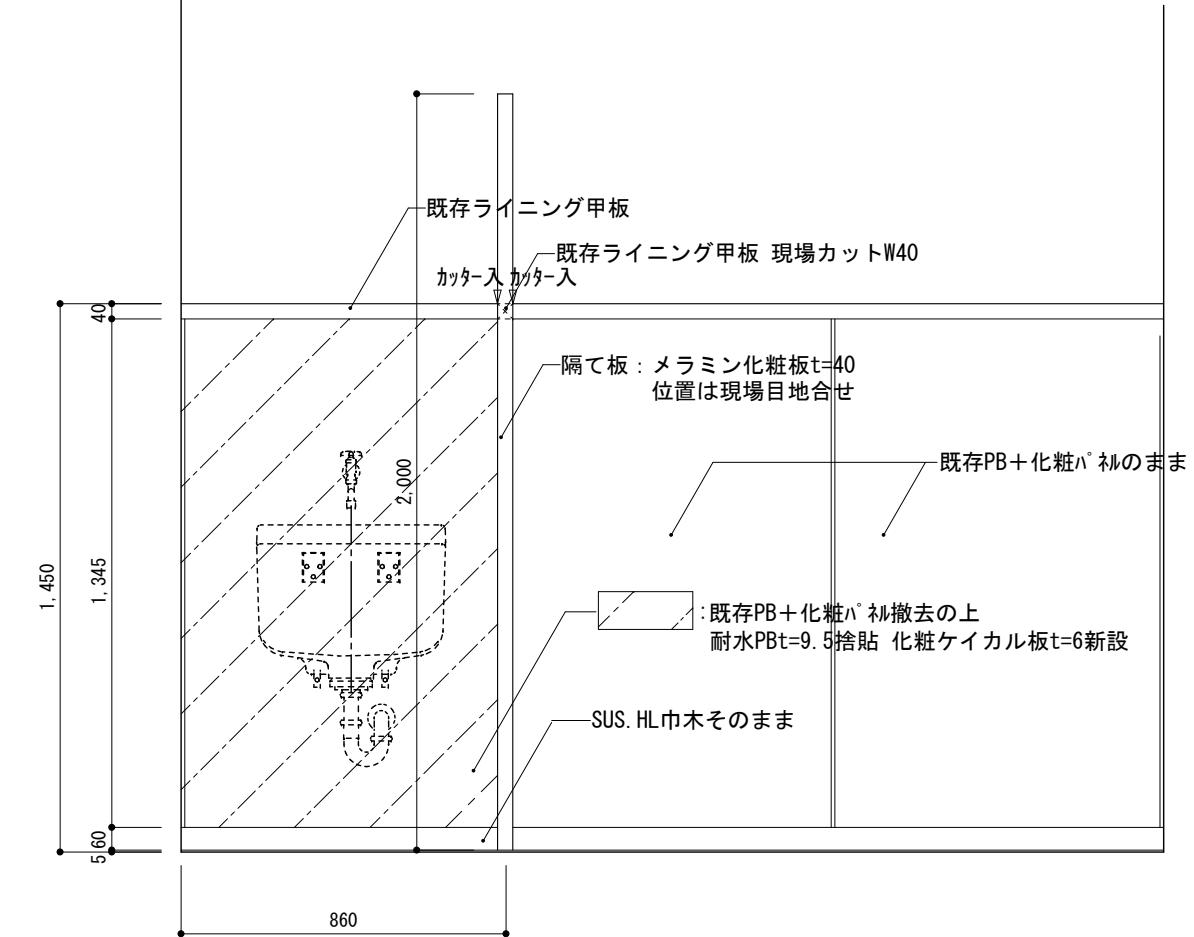
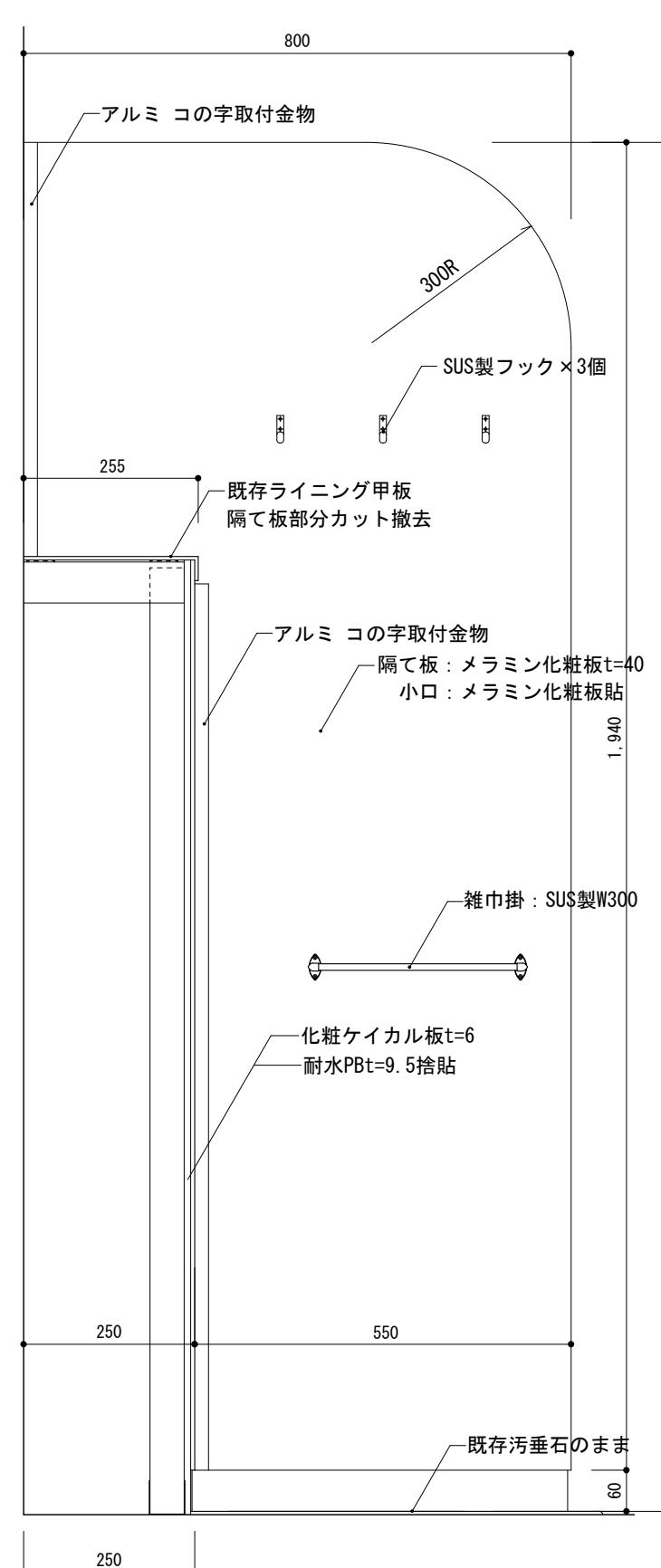
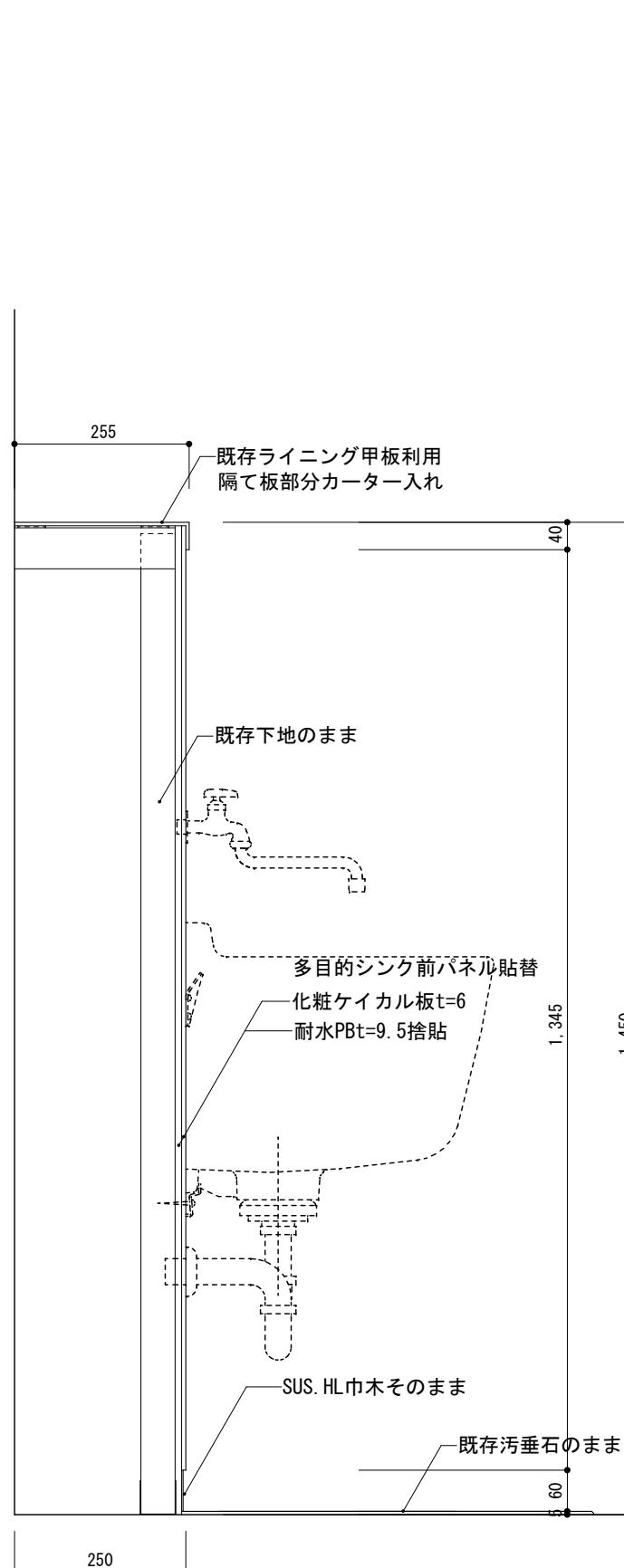


9階 女子WCライニング 展開図 S=1/20



10階 女子WCライニング 展開図 S=1/20



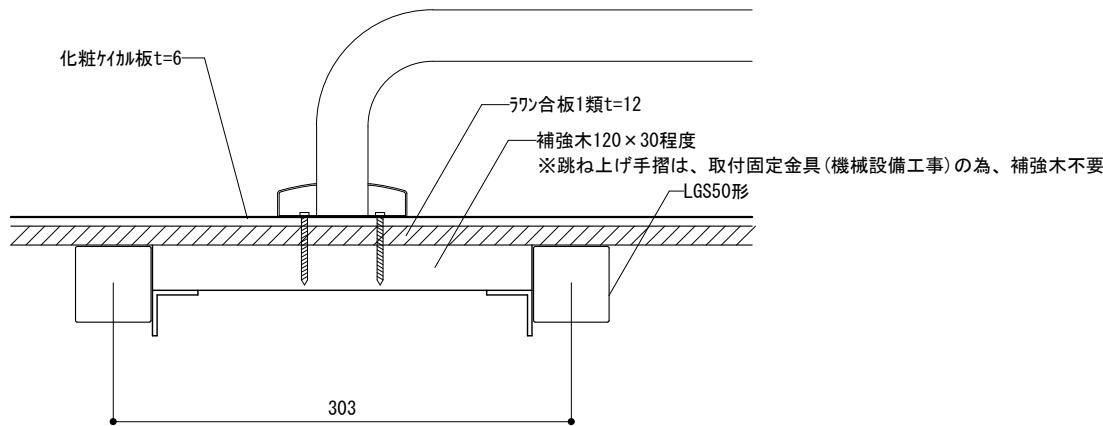


L型手摺用補強詳細図

S=1/5

※補強要領を提出のうえ監督職員の承認を受けること。

<ライング新設部:LGS50+耐水PB t=12.5+化粧ケイカル板t=6部分>

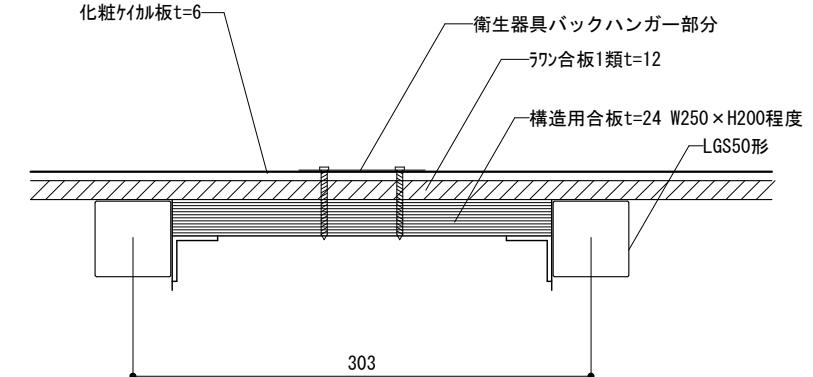


衛生器具用補強詳細図

S=1/5

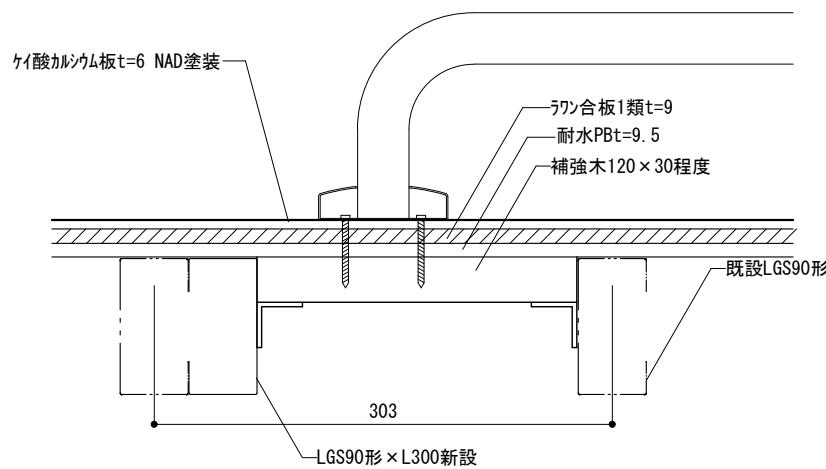
※補強要領を提出のうえ監督職員の承認を受けること。

<ライング新設部:LGS50+耐水PB t=12.5+化粧ケイカル板t=6部分>



<小便器側ライング部:既存LGS+耐水PB t=9.5+化粧ケイカル板t=6部分>

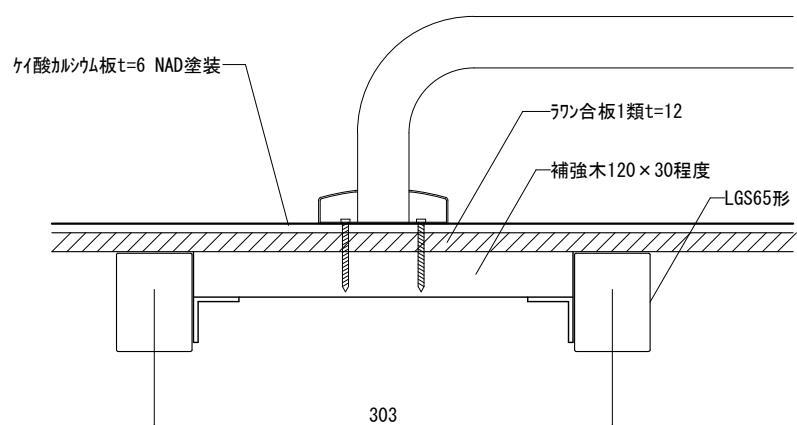
<壁貼替部:既設LGS90+PB t=9.5+耐水PBt=9.5+ケイ酸カルシウム板t=6の上NAD塗装部分>



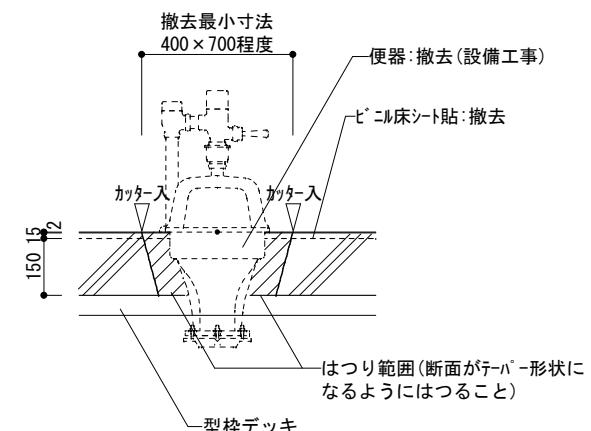
和便器撤去床詳細図

S=1/20

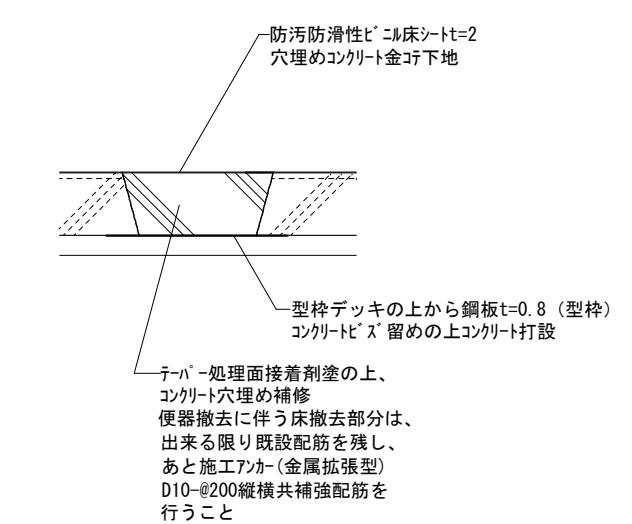
<9階女子WC間仕切新設部:LGS65+耐水PB t=12.5+ケイ酸カルシウム板t=6の上NAD塗装部分>



<現況>



<改修後>



アイ・エス建築企画

三重県知事登録(1)第1384号 一級建築士事務所

一級建築士 第227535号 生川 昌毅

Project

四日市港ポートビルトイレ改修工事

Date 2025年9月
Scale A3:1/5, 1/20

Title

詳細図 3

No.

A - 32

トイレベース TB-1、TB-2詳細図

※この図面は参考図とし施工図提出の上、監督員の承諾を得ること

S=1/30、S=1/5

トイレベース TB-3詳細図

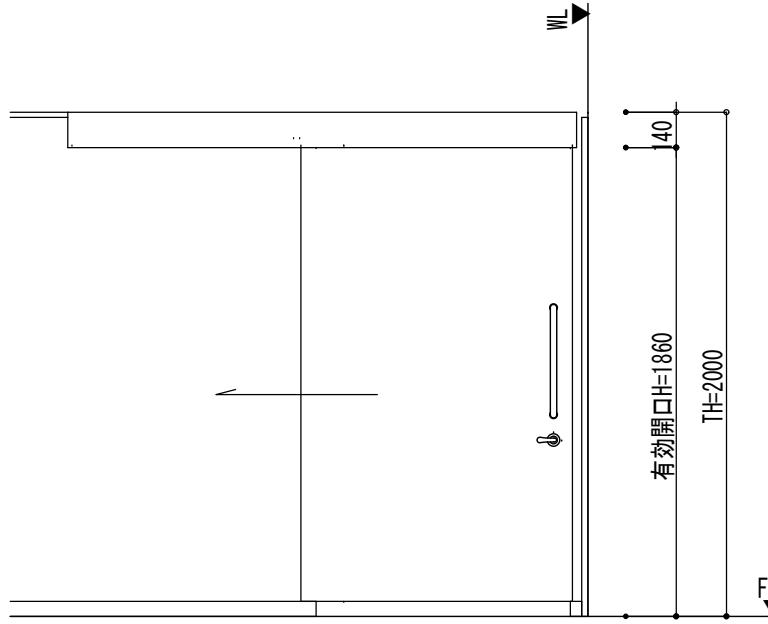
S=1/30、S=1/5

※この図面は参考図とし施工図提出の上、監督員の承諾を得ること

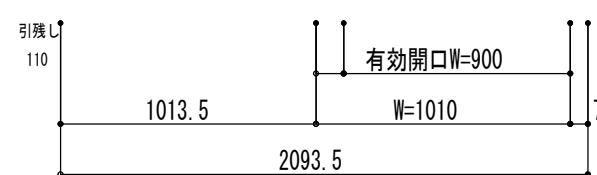
外開き戸当り



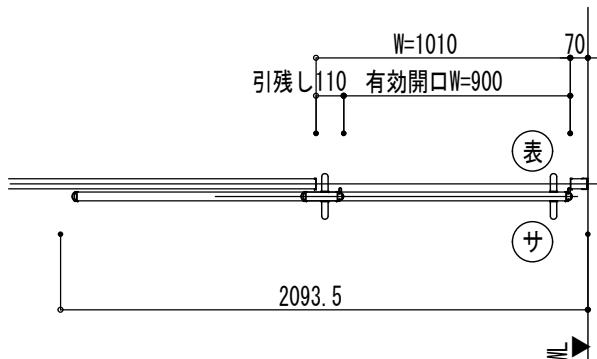
姿図 S=1/30



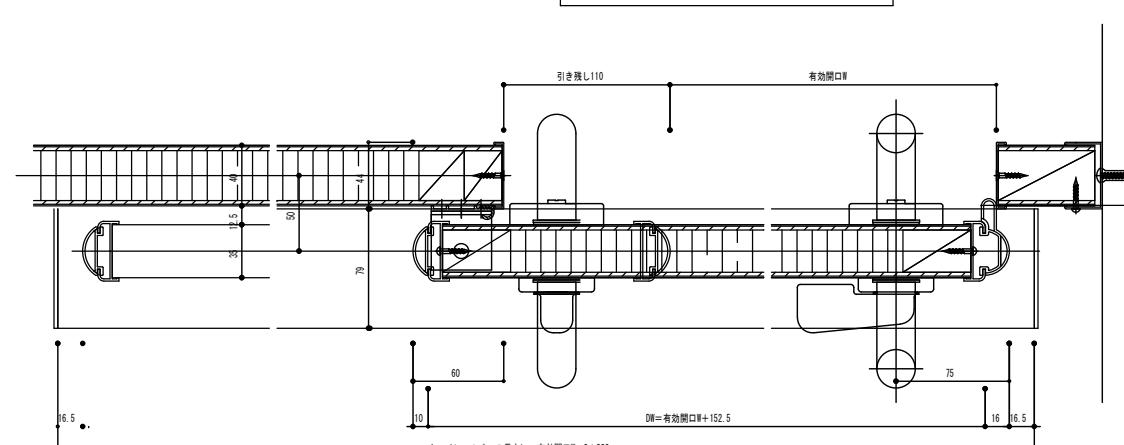
姿図 S=1/30



内部



平面図 S=1/30



断面詳細図 S=1/5

平面詳細図 S=1/5

Project
四日市港ポートビルトイレ改修工事
Date
2025年9月
Scale
A3:1/5, 1/30
Title
Title
No.

詳細図 4

A - 33



アイ・エス建築企画

三重県知事登録(1)第1384号 一級建築士事務所

一級建築士 第227535号 生川 昌毅

電気設備工事特記仕様書

I. 工事概要	四日市港ポートビルトイレ改修工事
2. 工事場所	三重県四日市霞二丁目 地内
3. 建物概要	四日市港ポートビル 鉄骨造 14階建 延べ面積13,463.75m ² 用途区分(16)Ⅰ項
用途区分は消防法施行令別表第一による表記	

4. 工事種目
下記において●印を付した工事を対象とする。
・電力設備
・受電設備
・電力貯蔵設備
・発電設備
●・通信・情報設備
・中央監視制御設備
・医療関係設備
・構内電線路
・構内通信線路
・その他

II. 共通仕様
図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。
・三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月制定版）（令和7年7月一部改定）
・三重県建設工事務必携（令和7年4月1日版）
・国土交通省大臣官房官庁營繕部監修
「公共建築工事標準仕様書」（建築、電気、機械設備工事編 令和7年版）
「公共建築改修工事標準仕様書」（建築、電気、機械設備工事編 令和7年版）
「公共建築設備工事標準図」（電気、機械設備工事編 令和7年版）
・電気設備に関する技術基準を定める省令（電気設備技術基準）
・電気工事業の業務の適正化に関する法律
・電気工事士法
・労働安全衛生法
・消防関連法規（条例・所轄署指導要領を含む。）
・電力会社供給約款
・その他関連法令、関連諸基準

III. 一般共通事項
下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。

1. 一般事項
(1)工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督指示の下に入念かつ誠実に施工すること。
(2)設計図面に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図面のとおりに施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。
なお、設計図面のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。
(3)他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。

2. 技術検査
中間技術検査 実施回数（＊）回 実施する段階（＊＊＊＊）
3. 火災保険等
建設工事請負契約書第53条第1項の規定により、火災保険、組立保険又はその他の保険等に加入し、その加入証券等を提示しなければならない。
(1) 保険の目的物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）
(2) 保険の加入期間 工事着手後速やかに加入し、完成引渡しまでの間
(3) 保険金額 原則として請負金額に相当する金額
(4) 被保険者 発注者、請負者及びその全ての下請負人

4. 足場等
●別契約の関係受注者（下請け工事の場合は元請け）が定置したものは無償で使用できる。
・本工事で設置する。
足場を設ける場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に適用する基準」における2の(1)手すり据置き方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）第1編第2章2.2.2より足場の種別は以下による。
・単管足場
・くさび緊結式足場
・組立足場
・脚立、可搬式作業台
・移動式足場
・移動式昇降足場
・高所作業車

高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能基準を定める器具はフルハーネス型とし、「墜落防止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）によるものとする。

5. 三重県産業廃棄物税
本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。

なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。

6. 電気工作物の種類
・一般電気工作物 ●自家用電気工作物

7. 電気工事士
電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事により施工するものとする。

8. 電気工事業の業務の適正化に関する法律
電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

9. 電気保安技術者
電気工作物に係る工事は電気保安技術者を配置し、工事期間中の電気工作物の保安業務を行う。

また、電気主任技術者が選任されている施設においては、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、工事の調整にあたる指導を受けるものとする。

なお、電気主任技術者の立会費用は、下記のとおりとする。
・受注者負担
・不要
・その他

10. 品質計画
品質計画については、監督員の承諾を受けること

11. 測定機器の校正等
試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書（写）又は有効期限内の精度保証書（写）等を提出する。

また、照度計・騒音計・振动レベル計等の特定計量器を用いて計測する場合は、計量法に基づく検定に合格し、かつ検定有効期限内のものを使用する。

12. 施工計画等
受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。

なお、書類の作成においては、関連する関係者と十分に調整すること。

① 総合施工計画書
包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。

② 工種別施工計画書（施工要領書）
各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。

③ 施工図（プロット図、平面図、展開図、各種詳細図）

主要機器、重量機器、3kg超超吊器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、十分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。

④ 耐震計算書・幹線計算書等

⑤ 照度分布図、センサ動作範囲図など

13. 機材等
工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。

① 使用機材届出書
② 機器明細図
使用機材届出書に記載のもの他、監督員の指示による。

③ 各種計算書
設計図面による他、監督員の指示による。

④ 機材の品質・性能証明
設備機材については、設計図面に定める品質及び性能を有することの証明資料（「建築事務機器・設備機材等品質性能評価事業」（一社）公共建築協会）による場合は評価書の写）を監督員に提出する。また、品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努め、「みえ・グリーン購入基本方針」に準ずること。建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めるこ。

21. 電子納品
(1)工事写真は「現業工事に係る電子納品マニュアル（デジタル工事写真編）」に基づき、電子媒体で提出すること。
(2)工事完成図書は「現業工事に係る電子納品マニュアル（工事完成図書編）」に基づき、電子媒体で提出すること。

22. 官署への手続き
工事の着手、着工、完成にあたり、関係官署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。

・消防設備関係
・電気工作物関係
・受電関係
・通信関係
・建設工事関係
・その他

23. 消防法関係の手続き
(1)消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成
・本工事（・建築工事、電気設備工事、機械設備工事）・別途工事

(2)防火対象物使用開始届出書
書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。

24. 工事用仮設物
構内への設置
・できる（施設管理者と協議）
・できない

25. 工事用電力、水、その他
(1)本工事に必要な工事用電力、水等の費用は受注者の負担とする。

(2)本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の選任及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。

26. 工事中等の保安監理
電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。

27. 搬入計画
大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法（扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等）、障害物（足場等）、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。

28. 製品確認
発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。

29. 機材等の検査及び試験
検査及び試験を行うべき機器等は、設計図面によるほか、監督員の指示による。

30. 完成確認及び完成検査等の電源確保
機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。

31. 完成時の操作説明
総合工事の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。

32. 下請次数制限及び県内（管内）企業優先使用
(1)本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。

なお、その次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。

(2)本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者のうちから選定することに努めること。また、工事場所を所管する建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定すること。

なお、県外企業を下請契約の相手方に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。

33. 総合評価方針
総合評価方針の工事において、技術提案の不履行があった場合は、本工事の完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する（以下「発注工事」という。）で、貢社の評価点において発注工事の技術評価点（満点）の1割を減点する。また、同一年度に複数工事で不履行があった場合は不履行工事件数に応じて、発注工事の技術評価点（満点）を減点する。

34. 不当介入を受けた場合の措置
暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について
(1)受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があつた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。

(2)(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。

(3)受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工事に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

35. 主任技術者又は監理技術者
(1)技術者要件
工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、本工事の入札公告で定める技術者要件を満たす者としなければならない。

(2)専任を要しない期間
1) 現場施工に着手するまでの期間
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。

(3)引渡しを要するものは下記のとおりとし、それ以外は別途監督員の指示による。

(4)引渡しを要するものは下記のとおりとし、それ以外は別途監督員の指示による。

(2)特別管理産業廃棄物

・変圧器
・コンデンサ
・その他
現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。

なお、施工に際してP C D等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。

(3)現場内において再利用を図るもの
・発生土
・その他

(4)再資源化を図るもの
・コンクリート塊
・アスファルトコンクリート塊
・建設発生木材

(5)水銀用製品産業廃棄物として取り扱うもの
●蛍光ランプ
・H I Dランプ（高輝度放電ランプ）
・その他

・水銀廃棄物ガイドライン第4版（令和7年3月 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課）に基づき適切に処理すること。

(6)発注者へ引き渡しを要しないものについては、「現場発生品調査」を提出すること。

また、再利用を図るものについても調査を作成し、監督員へ提出すること。

(7)引き渡しを要しないもの、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。

21. 電子納品
(1)工事写真は「現業工事に係る電子納品マニュアル（デジタル工事写真編）」に基づき、電子媒体で提出すること。

(2)工事完成図書は「現業工事に係る電子納品マニュアル（工事完成図書編）」に基づき、電子媒体で提出すること。

22. 官署への手続き
工事の着手、着工、完成にあたり、関係官署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。

・消防設備関係
・電気工作物関係
・受電関係
・通信関係
・建設工事関係
・その他

23. 消防法関係の手続き
(1)消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成
・本工事（・建築工事、電気設備工事、機械設備工事）・別途工事

(2)防火対象物使用開始届出書
書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。

24. 工事用仮設物
構内への設置
・できる（施設管理者と協議）
・できない

25. 工事用電力、水、その他
(1)本工事に必要な工事用電力、水等の費用は受注者の負担とする。

(2)本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の選任及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。

26. 工事中等の保安監理
電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。

27. 搬入計画
大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法（扉、天井高さ、搬入経路上

12. 予備配管等	28. 土工事
(1) 埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備回路が4回路以下は(PF22)を1本、5回路以上は(PF22)を2本施工する。スラブ天井の場合は、天井又は梁下200mmまで立上げ、位置ボックスを取付ける。また、二重天井の場合は、天井まで立上げ、位置ボックスを取付ける。	(1) 埋戻しの材料及び工法
(2) 防犯主装置、自動火災報知受信機、MD-F、警報盤等の間に移報のための空配管を行う。	(1) B種 (材料: 根切り土の中の良質土 / 工法: 機器による締固め) ・その他 ()
13. 金属製電線管等の塗装	(2) 特記なき地中埋設配管の深さは、GL-600mm以上とする。
露出配管、露出ボックス、鋼製ブルボックス等は、設計図書に塗装指示のある箇所及び建築意匠上必要な箇所について塗装を施す。	(3) 根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外変電設備及び自家発電装置の基礎等は締固り、埋設管路等は布締り、外灯基礎、電柱等はつば締りとする。

14. 導入線	29. ハンドホール、マンホール
通線を行わない配管及び配線引抜き後に空となった配管には、導入線(Φ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等)を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。	高さ900mmを超えるものにあっては、タラップ付とする。
15. 予備スリーブ	30. 地中配線路の表示杭
梁下に配管・配線スペースがない梁には、1スパンに2本程度を予備スリーブとして埋込む。なお、防火区画貫通スリーブは、防火区画処理を行うこと。	下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ① 建物への引込口及び送出口付近 ② マンホール・ハンドホール付近 ③ 地中線路の曲折箇所 ④ 道路横断箇所 ⑤ 直線部分では30m程度に1個(30mに満たない部分はその間に1個)

16. 軽量間仕切のボックス	(2) 雷サージ保護
軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。	1) 耐雷トランジスト (・単相用・動力用) ・設置しない 2) SPD (・低圧用 (・クラスI・クラスII) ・通信用 (・カテゴリーC2・カテゴリーD1))
17. ブルボックス	(3) 電源回路保護
(1) 屋外形、特殊な形状又は一辺が800mm以上のものは、製作図を提出すること。 (2) 屋外形ブルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。	3) SPDの性能仕様は別図による 1) 低圧用SPDに使用する配線用遮断器は警報接点とする。
18. ボルト・ナット類	(4) 通信回線保護
屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの ●ステンレス・溶融亜鉛メッキ上げ	2) 主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。 電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場所は、雷サージから機器を保護するため通信用SPDを設置する。
19. 環境に配慮した電線類の採用	4. 接地設備
電線、ケーブル及び通信線はEM(エコマテリアル)ケーブルを使用すること。	(1) 接地工事

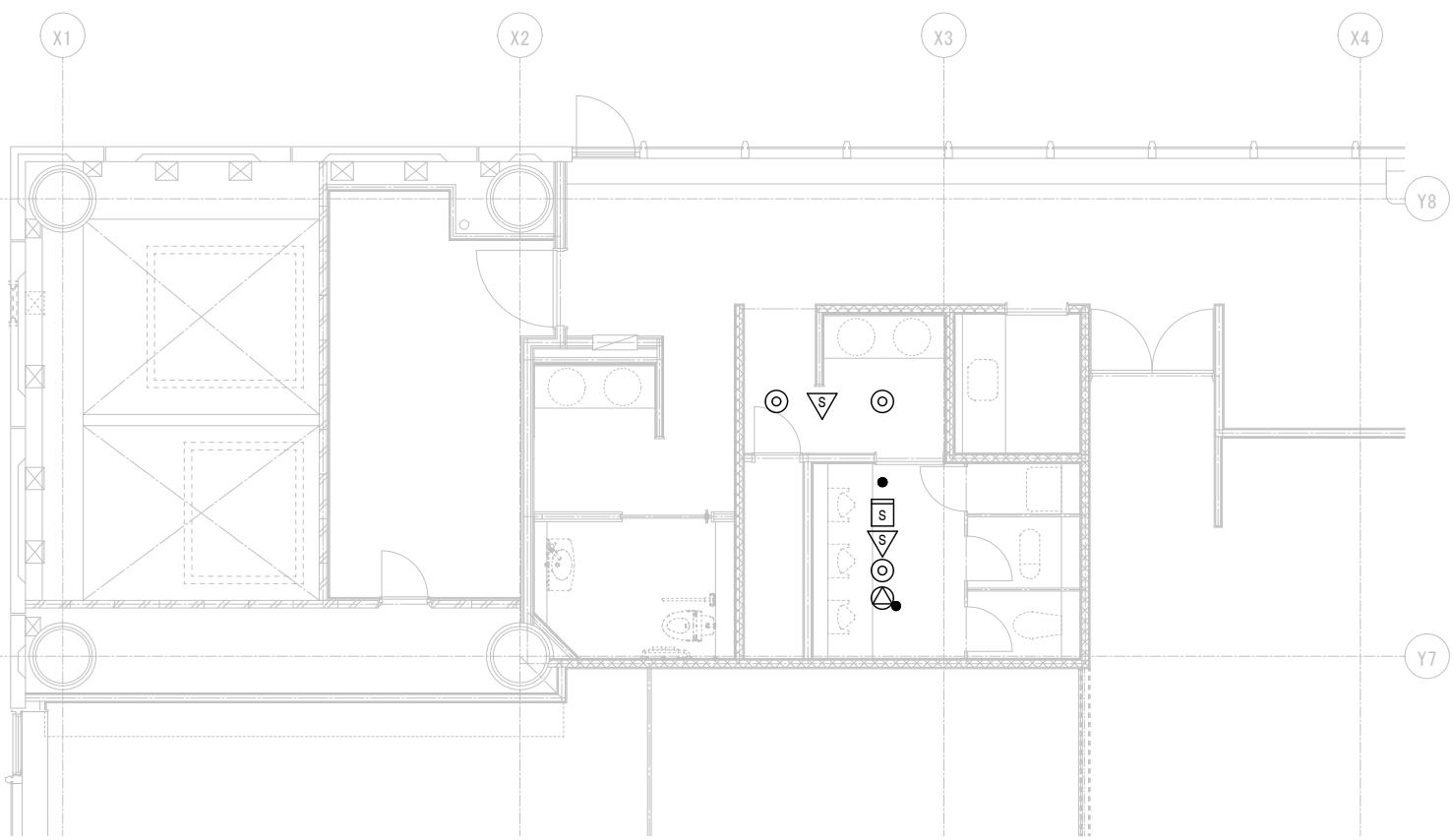
20. ケーブル及び配線	【発電設備】
(1) 表示	1) 用途 (・防災電源専用 (防災認定品) ・防災電源兼用 (防災認定品))
下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札(ケーブル種別及びサイズ、行き先、施工年、用途、施工者名等を表示。)を取り付ける。 ① ケーブルがスラブを貫通する部分 ② ケーブル分歧部分 ③ 変電所内のケーブル引出し部分 ④ 盤内及び接地端子箱の外部配線引込み部分 ⑤ 屋内の直線部分は、30mごと ⑥ ブルボックス内 ⑦ 屋外の共同溝等の直線部分は、50mごと ⑧ 屋外の中管路より建物内への引込み部分 ⑨ マンホール及びハンドホールごと	2) 区分 (・一般用 ・非常用) ・屋外 (・普通地域 ・塩害地域) ・発電装置 (・燃料槽 ・給油ボックス ・燃料移送ポンプ)
(2) ケーブル余長	3) 機器 (・その他 ())
1) 地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所 ・4箇所 () 箇所	4) 発電装置 (・ディーゼル発電装置 ・ガスエンジン発電装置) ・ガスタービン発電装置
2) 架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所 ・4箇所 () 箇所	5) 発電機 (・電気方式 (・三相3線式 (・6.6kV ・200V) ・() V)) ・単相3線式 (200V/100V) ・単相2線式 (・200V ・100V) ・() V) ② 定格周波数 60Hz ③ 定格出力 () kVA
(3) 耐候処置	6) 原動機 (・定格出力 (・() kW 以上) ・() ps 以上) ① 冷却方式 (・ラジエータ方式 ・その他 ()) 1) 種類 (・軽油 ・灯油 ・A重油 ・その他 ()) 2) 引き燃焼式燃料 (・満タン ・指定なし ・その他 ()) 1) 形式 (・パッケージ搭載タンク () リットル) ・燃料小出槽 () リットル ・主燃料槽 () リットル ・屋外型 (・ステンレス製 ・鋼製) ・屋内型 (・ステンレス製 ・鋼製)
高圧引下ケーブルの屋外露出部には高圧絶縁テープを施す。	7) 給油ボックス (・屋内 ・屋外 (地上)) ・地下埋設 (・タンク室内埋設 ・直埋設) ・二重殻タンク (・一重殻タンク)
21. 配線器具の設置	8) 燃料移送ポンプ (・電動ポンプ (・() リットル) ・有 ・無) 1) 材質 (・ステンレス製 ・鋼製) ・その他 ()
(1) 特殊コンセントはプラグ付とする。	2) 手動ポンプ (・() リットル) ・有 ・無
(2) 電源の種類により色を区別する。	3) 電動ポンプ (・() リットル) ・有 ・無
(3) 公共住宅の住戸部分に設置するスイッチ・コンセントは原則として表示付とし、特記なきスイッチはワイヤレスイッチとする。	4) 基本 (・別途工事 ・既設利用) ・その他 ()
(4) 配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁枠を使用する。	5) 電線 (・別途工事 ・既設利用) ・その他 ()
(5) ブレードは、図面に特記な場合、新金属製とする。	6) 電線 (・別途工事 ・既設利用) ・その他 ()
(6) カバープレートは、原則として新金属製とする。	7) 電線 (・別途工事 ・既設利用) ・その他 ()
なお、器具を実装しない位置ボックスには用途表示をすること。	8) 電線 (・別途工事 ・既設利用) ・その他 ()
(7) フロアフレートは、水平高低調整型(空転防止リング付)とする。	9) 基礎 (・別途工事 ・既設利用) ・その他 ()
22. 照明器具の設置	10) 基礎 (・別途工事 ・既設利用) ・その他 ()
(1) 照明器具を設置する前に、照度分布図を作成し監督員の承認を得ること。	11) 基礎 (・別途工事 ・既設利用) ・その他 ()
(2) 照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形AA級とする。	12) 基礎 (・別途工事 ・既設利用) ・その他 ()
(3) 天井下地材により支持をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。	13) 基礎 (・別途工事 ・既設利用) ・その他 ()
(4) バイブ吊りの照明器具は振れ止めを施工する。	14) 基礎 (・別途工事 ・既設利用) ・その他 ()
23. 照明改修の際の測定	15) 基礎 (・別途工事 ・既設利用) ・その他 ()
対象室の改修前後の照度及び回路電流値の測定を次のとおり行うこと。	16) 情報表示設備 (・マレイン装置 ・出退表示装置 ・時刻表示装置 ・警報等表示装置) 仕様詳細は別図による。
測定箇所 (* * * *) 测定回数 前後各 (*) 回	17) 情報表示設備 (・マレイン装置 ・出退表示装置 ・時刻表示装置 ・警報等表示装置) 仕様詳細は別図による。
24. 分電盤、制御盤、キュービクル等	18) 情報表示設備 (・マレイン装置 ・出退表示装置 ・時刻表示装置 ・警報等表示装置) 仕様詳細は別図による。
(1) 図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。	19) 映像音響設備 (・映像装置 ・音響装置) ・その他 ()
25. 受電設備、発電設備の設置場所	20) 映像音響設備 (・映像装置 ・音響装置) ・その他 ()
(1) 保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。	21) 映像音響設備 (・映像装置 ・音響装置) ・その他 ()
(2) 屋内に設置する場合は、床の強度計算書、換気計算書等を監督員に提出する。	22) 映像音響設備 (・映像装置 ・音響装置) ・その他 ()
(3) 屋外に設置する場合は、機器及び基礎の質量を求め、地盤の許容地耐力を確認し、結果を監督員に提出する。	23) 映像音響設備 (・映像装置 ・音響装置) ・その他 ()
なお、地盤改良を行う場合は、工法について監督員と協議する。	24) 映像音響設備 (・映像装置 ・音響装置) ・その他 ()
(4) 基礎の高さは周囲の状況を考慮する。	25) 映像音響設備 (・映像装置 ・音響装置) ・その他 ()
(5) 電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。	26) 映像音響設備 (・映像装置 ・音響装置) ・その他 ()
26. 発電設備の燃料配管	27) 映像音響設備 (・映像装置 ・音響装置) ・その他 ()
(1) フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。	28) 映像音響設備 (・映像装置 ・音響装置) ・その他 ()
(2) 配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。	29) 映像音響設備 (・映像装置 ・音響装置) ・その他 ()
27. 非放送設備のスピーカー設置	30) 映像音響設備 (・映像装置 ・音響装置) ・その他 ()
(1) 放送区域の各部からスピーカーまでの水平距離は10m以内とする。	31) 映像音響設備 (・映像装置 ・音響装置) ・その他 ()
(2) 階段等にスピーカーを設置する場合は、垂直距離1.5m以内とする。	32) 映像音響設備 (・映像装置 ・音響装置) ・その他 ()
(3) 増幅器からスピーカーまでの配線及び非常電話の配線は、各系統ごとに独立させ、共通線方式は用いない。	33) 映像音響設備 (・映像装置 ・音響装置) ・その他 ()

16. 拡声設備	・増幅器・付属機器・操作装置・スピーカ・その他()
(1)機器	・非常放送兼用(仕様は非常放送装置を参照)
(2)増幅器	・専用出力()W
(3)付属機器	・出力インピーダンス・Lo形・Hi形
(4)操作装置	・オーディオミキサー・リモコンマイク・電源制御器
(5)スピーカ	・録音再生装置(・CD・メモリオーディオ・その他())
	・アナウンスレコーダ(・チャイム・独自メッセージ・プログラムタイム・その他())
	・有線マイクロホン
	・無線マイクロホン(・電波式・アナログ・デジタル)・赤外線式)
	・ラジオチューナ(・FM・AM・その他())
	・スピーカ切替装置・その他の機器()
	・卓型・キャビネットラック型・壁掛型・その他()
	・非常放送兼用(仕様は非常放送装置を参照)
	・専用結線(1W・3W・()W
	インピーダンス・Lo形・Hi形
	設置場所・屋内・屋外・その他()
17. 誘導支援設備	・音声誘導装置・インターホン ●トレイ等呼出装置
(1)設備	1) 検出方式・磁気式・無線式・画像認識式・その他()
(2)音声誘導装置	2) 設置場所・屋外(防雨形)・屋内
(3)インターホン	3) 機能・自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する・タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする・その他()
(4)トイレ等呼出装置	4) 機器・制御装置・送信機・受信機・その他()
	5) 制御装置・卓上形・複合盤組込・その他()
	6) 送信機・壁掛形・卓上形・埋込形・その他()
	7) 受信機・スピーカ式・イヤホン式・その他()
	1) 用途・内部受付用・外部受付用・夜間訪問用・身体障害者用・保守用・その他()
	2) 機能・音声通話・映像モニタ
	3) 通話網・親子式・相互式・複合式
	4) 通話方式・同時通話式・交互通話式・その他()
	5) 機器・親機・子機・その他()
	6) 親機
	①形状・壁掛型・卓上形・複合盤組込・その他()
	②送受話器・電話機形・マイク形・その他()
	7) 子機
	①形状・壁掛形・卓上形・埋込形・その他()
	②送受話器・電話機形・マイク形・その他()
	1) 用途 ●トイレ呼出・受付呼出・非常通報・その他()
	2) 機器 ●親機 ●呼出スイッチ ●警報装置・その他()
	3) 親機・壁掛型・卓上型 ●複合盤組込・その他()
	4) 呼出スイッチ ●押ボタン式 ●引紐式・その他()
	5) 警報装置 ●光・音声 ●ブザー・ベル・その他()
18. テレビ共同受信設備	・UHF・BS・CS・FM・CATV・その他()
(1)受信放送	・増幅器・混合器・分波器・分岐器・分配器・機器収容箱
(2)機器	・アンテナ・その他()
(3)アンテナ	1) 放送・UHF・BS・CS・FM・その他()
	2) マスト・地上波用(・壁面取付・自立・既設利用)・衛星用(・壁面取付・自立・既設利用)
	3) 自立用基礎・本工事・別途工事・既設利用
19. 監視カメラ設備	・仕様詳細は別図による。
20. 駐車場管理設備	・仕様詳細は別図による。
21. 防犯・入退室管理設備	・仕様詳細は別図による。
22. 自動火災報知設備	・受信機・副受信機(表示装置)・中継器・発信機・感知器
(1)機器	・光警報装置・その他()
(2)受信機	1) 型式・P型1級・P型2級・R型
	2) 回線数()回線・()アドレス
	3) 試験機能・自動試験機能・遠隔試験機能
	4) 盤形式・複合盤組込・自立型・壁掛型
(3)副受信機(表示装置)	1) 盤形式・自立型・壁掛型・その他()
	2) 回線数()回線・()アドレス
	3) 表示装置の仕様詳細は別図による。
(4)中継器	試験機能・自動試験機能・遠隔試験機能
(5)発信機	1) 型式・アドレス付・P型1級・P型2級
	2) 消火栓ポンプ起動特記なき場合は、発信機運動方式とし、発信機表面に「消火栓起動」等の文字を併記する。
(6)感知器	3) 設置・単独設置・機器収容箱に組込
(7)光警報装置	1) 型式・アドレス付・一般型
	2) 種類・熱感知器・空気管式・煙感知器・炎感知器
	3) 試験機能・自動試験機能・遠隔試験機能
	4) 機器仕様・一般・防水・防爆・防食・その他()
	1) 機器・警報装置・制御装置・同期装置
	2) 警報装置・天井付・壁付
	3) 同期装置・自走同期式・外部同期式

23. 自動閉鎖設備	・連動制御器・感知器・自動閉鎖装置・自動開錠装置
(1)機器	・その他()
(2)連動制御器	1) 制御対象・防火戸・防火シャッター・防排煙ダンパー
	・非常口等の扉・その他()
	2) 回線数()回線・遠方復帰機能()回路
(3)感知器	3) 設置・単独(・壁掛形・自立形)・火災受信機等との複合盤
(4)自動閉鎖装置	1) 型式・アドレス付・一般型
	2) 種類・煙感知器(・2種・3種)
	3) 試験機能・自動試験機能・遠隔試験機能
(5)自動開錠装置	4) 機器仕様・一般・防水・防爆・防食・その他()
	1) 方式・電磁式・ラッチ式・その他()
	2) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事
	既設利用・その他()
	1) 方式・電気錠・その他()
	2) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事
	既設利用・その他()
24. 非常警報設備	・非常放送装置・非常ベル
(1)設備	1) 消防法基準適合マーク品とする。
(2)非常放送装置	2) 機器・増幅器・スピーカ・非常用リモコンマイク
	・その他()
	3) 増幅器()W
	②出力インピーダンス・Lo形・Hi形
	③形式・ロングラック型・スタンダードラック型・壁掛型
	④機能・マイク放送・連動放送(・自火報設備・緊急地震速報設備)
	・その他()
	⑤用途・拡声設備兼用・非常放送専用
	4) スピーカ
	①結線(1W・3W・()W
	②インピーダンス・Lo形・Hi形
	③設置場所・屋内・屋外・その他()
	④用途・拡声設備兼用・非常放送専用
	5) 非常用リモコンマイク
	・壁掛型・ラック収納形・卓上形・その他()
	1) 機器・起動装置・非常ベル・表示灯・その他()
	2) 設置・単独設置・機器収容箱に組込
	・消火栓ボックス(別途)に組込・その他()
	6) 非常ベル(自動リセットを含む)
	1) 機器
	2) 設置
	・起動装置・非常ベル・表示灯・その他()
	3) 消火栓ボックス(別途)に組込・その他()
25. ガス漏れ火災警報設備	・受信機・副受信機・中継器・検知器・警報器
(1)機器	・その他()
(2)受信機	1) 回線数()回線
	2) 種類・都市ガス用・液化石油ガス用
	3) 設置・単独(・壁掛形・自立形)・火災受信機等との複合盤
	・その他()
	・単独(・壁掛形・自立形)・火災受信機等との複合盤
	1) 動作
	2) 定格電圧・AC100V・DC24V(受信機等から供給)
	・その他()
	3) ガス検知出力信号・有電圧出力方式・無電圧接点方式
	・仕様詳細は別紙による。
【中央監視制御設備】	・仕様詳細は別紙による。
【医療関係設備】	・仕様詳細は別紙による。
【構内配電線路】	
26. 構内配電線路	・地中線式(・直埋・管路)・架空線式(・直接・ちょう架線添架)
(1)配線方式	・建築物等添架式(・露出配管・隠蔽配管)・その他()
(2)建柱	1) 施工・本工事・既設柱利用・その他()
	2) 電柱・コンクリート柱・鋼管柱・バンザマスト
	・その他()
	3) 支持材・根かせ・根はじき・根巻き・底板
	・支線(保護ガード・有・無)
	4) 装柱機器(高圧用)
	・有(電力仕様)・無
	5) 銘板
	・有・無
	1) 機器・開閉器・避雷器・カットアウト・碍子
	・その他()
	2) 耐環境性
	・一般用・耐塩用
	・その他()
	3) 開閉器
	・仕様は5. 受電設備(6)負荷開閉器による。
	1) 機器・開閉器・開閉器箱・避雷器・カットアウト・碍子
	・その他()
	2) 耐環境性
	・一般用・耐塩用
	・その他()
	3) 開閉器
	・仕様は5. 受電設備(6)負荷開閉器による。
	1) 機器・開閉器・開閉器箱・避雷器・カットアウト・碍子
	・その他()
	2) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事
	既設利用・その他()
	3) ケーブル支持金物の取付・2箇所・4箇所・()箇所
	4) 重車両の通行
	・有(破壊荷重200N以上・衝撃係数0.1(走行速度制限箇所))・無
	1) 鎌鉄蓋の刻印は「強電」、「電力」又は「高圧」とする。
	2) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。
	1) 種類・FEP・GLT(PEライニング管)・VE・HIVE・SGR
	・厚鋼電線管・その他()
	2) 標示杭埋設・コンクリート製・鉄製(アスファルト部分)
	3) 埋設標識シート・2倍長・その他()
	4) 埋設標識シートの表記は電力用であることがわかるものとする。

【構内通信線路】	・電話・拡声・時刻表示・火災報知・非常警報・インターホン
27. 構内通信線路	1) 用途
	・地中線式(・直埋・管路)・架空線式(・直接・ちょう架線添架)
	・建築物等添架式(・露出配管・隠蔽配管)・その他()
	・その他()
	1) 施工・本工事・既設柱利用・構内配電線路に添架
	・その他()
	2) 電柱・コンクリート柱・鋼管柱・バンザマスト
	・その他()
	3) 支持材・根かせ・根はじき・根巻き・底板
	・支線(保護ガード・有・無)
	4) 装柱機器
	・有・無
	5) 銘板
	・有・無
	1) 形式・ブロック式・現場打ち
	2) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事
	既設利用・その他()
	3) ケーブル支持金物の取付・2箇所・4箇所・()箇所
	4) 重車両の通行
	・有(破壊荷重200N以上・衝撃係数0.1(走行速度制限箇所))・無
	1) 鎌鉄蓋の刻印は「弱電」又は「通信」とする。
	2) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。
	1) 種類・FEP・GLT(PEライニング管)・VE・HIVE・SGR
	・厚鋼電線管・その他()
	2) 標示杭埋設・コンクリート製・鉄製(アスファルト部分)
	3) 埋設標識シート・2倍長・その他()
	4) 埋設標識シートの表記は弱電用であることがわかるものとする。

VII. 使用資機材の製造者	(1)以下に掲げる資機材については、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿(電気設備機材・機械設備機材)(一社)公共建築協会発行」(以下「評価名簿」という)に記載されている製造者の製品を使用すること。
	なお、納入地区に中部地区が含まれ、評価の有効期間内であるものとする。
	● LED照明器具(一般屋内用に限る)
	● サージ防護テバイス(SPD)
	● 盤類
	● 絶縁監視装置
	● 交流無停電電源装置
	● 監視カメラ装置
	● 中央監視制御装置
	(2)評価名簿に記載されていない製造者の製品を使用する場合は、評価名簿の評価基準と同等の条件を満足することを証明する書類を監督員に提出し、監督員の承諾を得るものとする。
VIII. 完成時の提出図書	
	名 称 完成書類 部数
完成図(原図サイズ)	竣工図(製本) 1部
	施工図(製本) 1部
完成図(A3版縮小二つ折り)	竣工図(製本) 2部
	施工図(製本) 2部
完成写真	1部
保全に関する資料	保全システム図 1部
	システム系図
	機材一覧表
	機器完成図
	取扱説明書
	試験結果報告書
	工場試験結果書



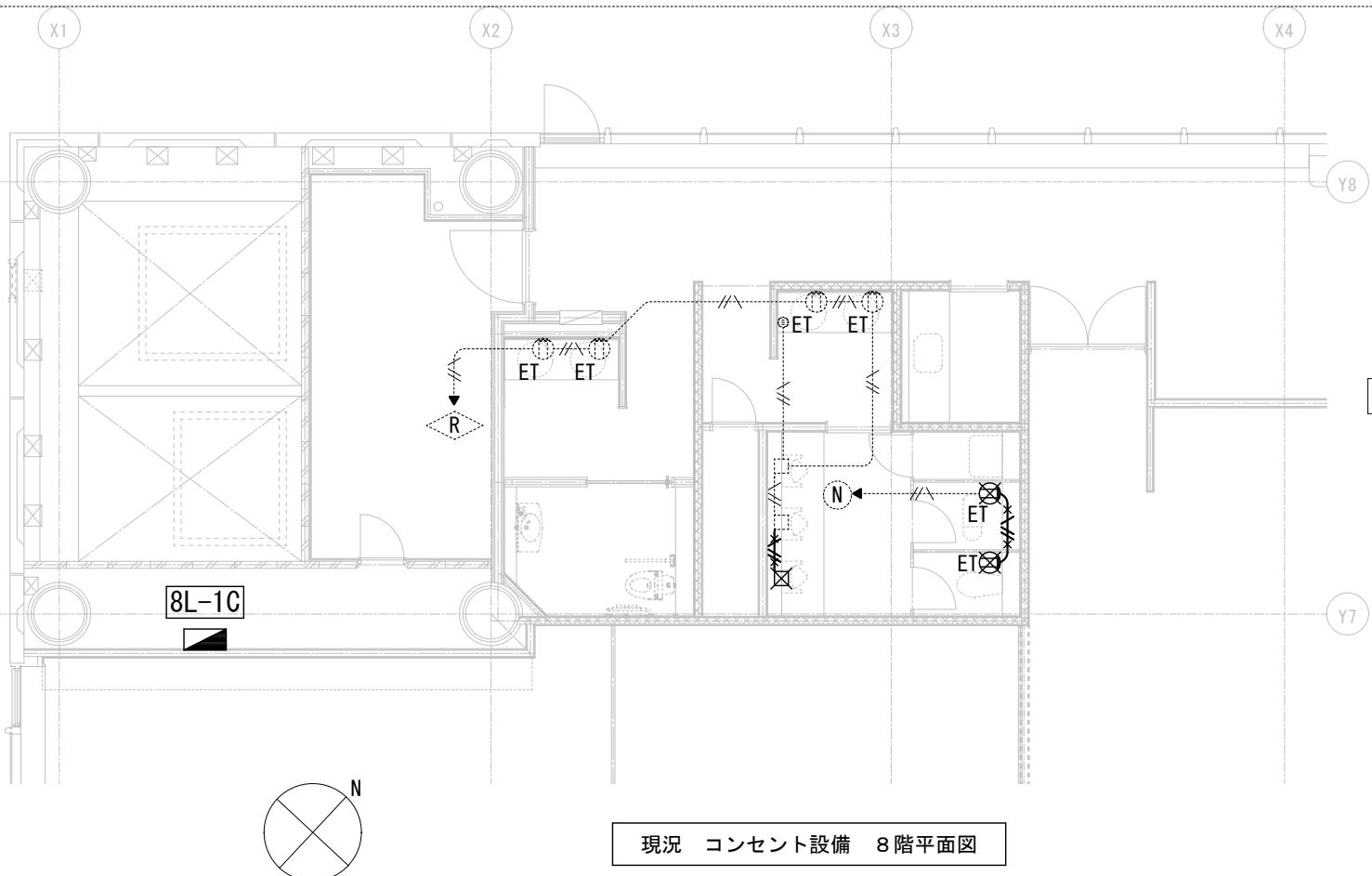
現況・改修後 電灯・弱電設備 8階平面図 ※天井面・既設機器は、脱着

記号	名称	備考
◎	LEDダブルライト	脱着
●	非常照明	脱着
△	熱線センサー	脱着
○	天井埋込スピーカー ATT付	脱着
■	煙感知器 2種	脱着
① 2EET	埋込コンセント 2P15A×2 接地極・接地端子付	新設
① ET	埋込コンセント 2P15A×1 接地端子付	新設
□	ジョイントボックス	新設
□ FV	ジョイントボックス (フラッシュバルブ用)	新設
□ CB	コーナーボックス	新設
✗ ET	埋込コンセント 2P15A×1 接地端子付	撤去
✗ 2ET	埋込コンセント 2P15A×2 接地端子付	撤去
✗	ジョイントボックス	撤去
◎ ET	埋込コンセント 2P15A×1 接地端子付	既設残置
◎ 片切 ×1		既設残置
□	ジョイントボックス	既設残置

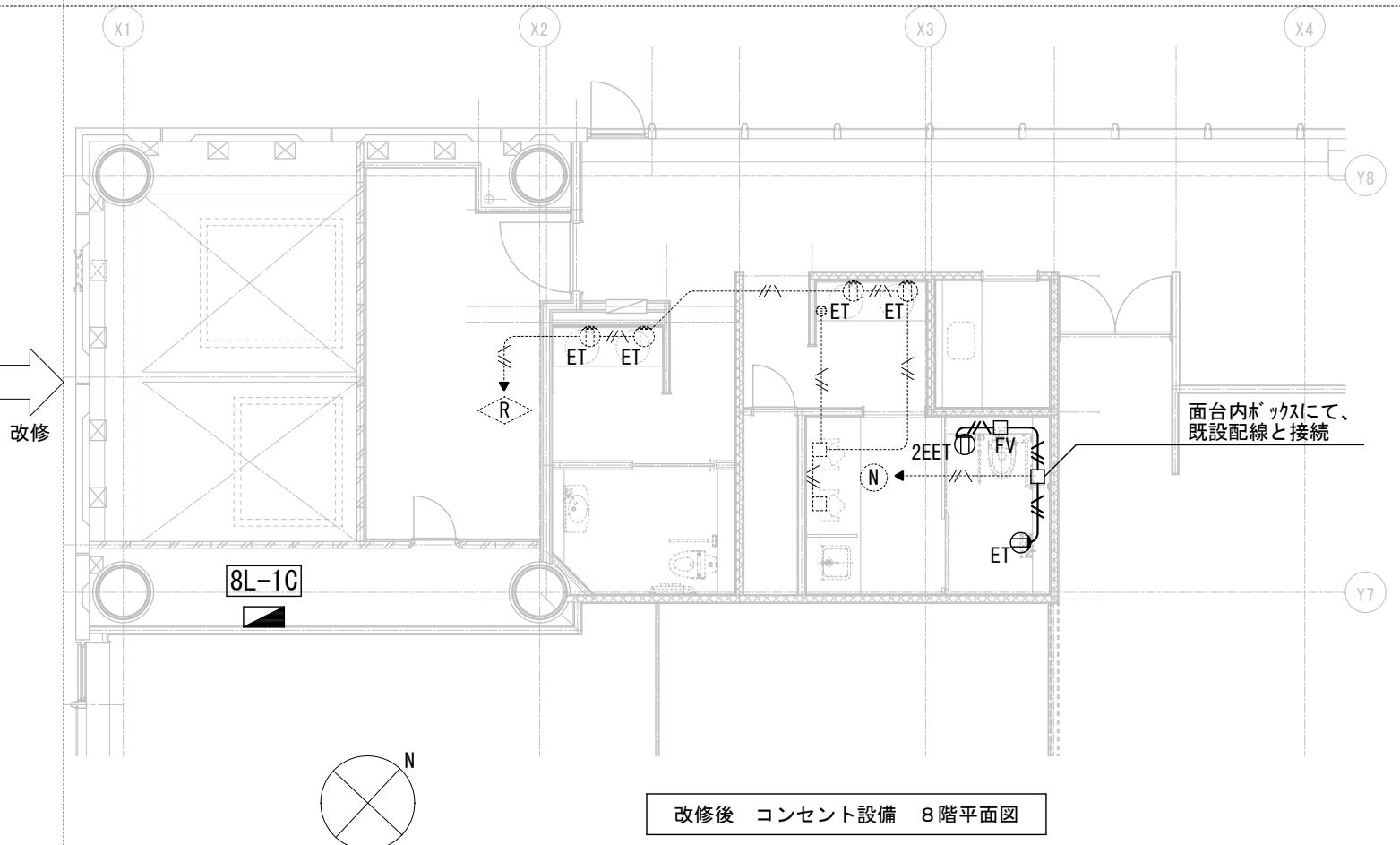
図中記入なき配線は下記とする		
――――――	EM-EEF2.0-3C 内1C接地	新設
-----――――	EM-EEF2.0-3C(MM1A) 内1C接地	新設
---*---*---*	EM-EEF2.0-3C 内1C接地	撤去
-----//-----	EM-EEF2.0-3C(PF22) 内1C接地	既設残置

■特記事項

既設感知器の脱着は、工事期間中も工事対象区域以外が警戒可能なよう結線調整を行うこととする。

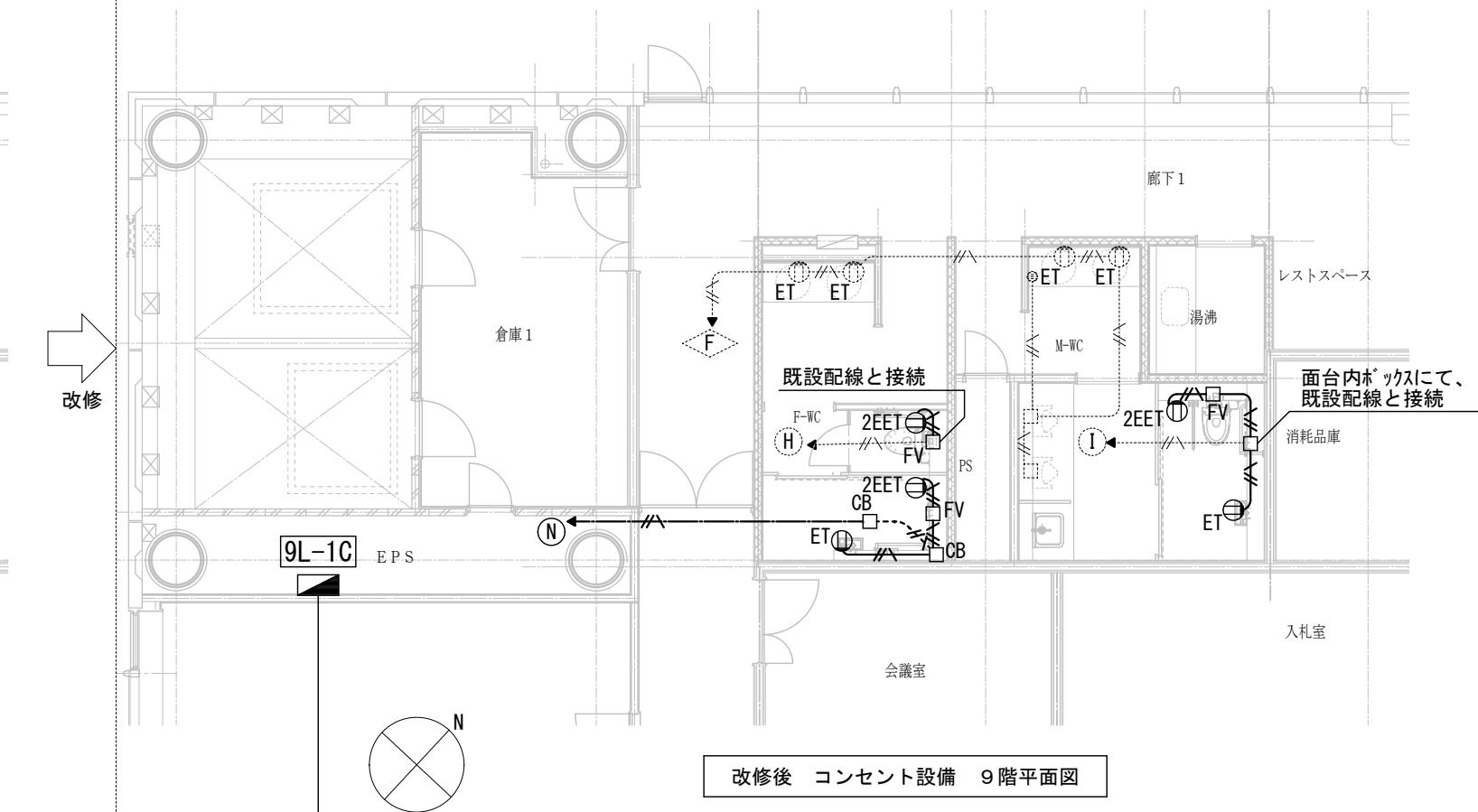
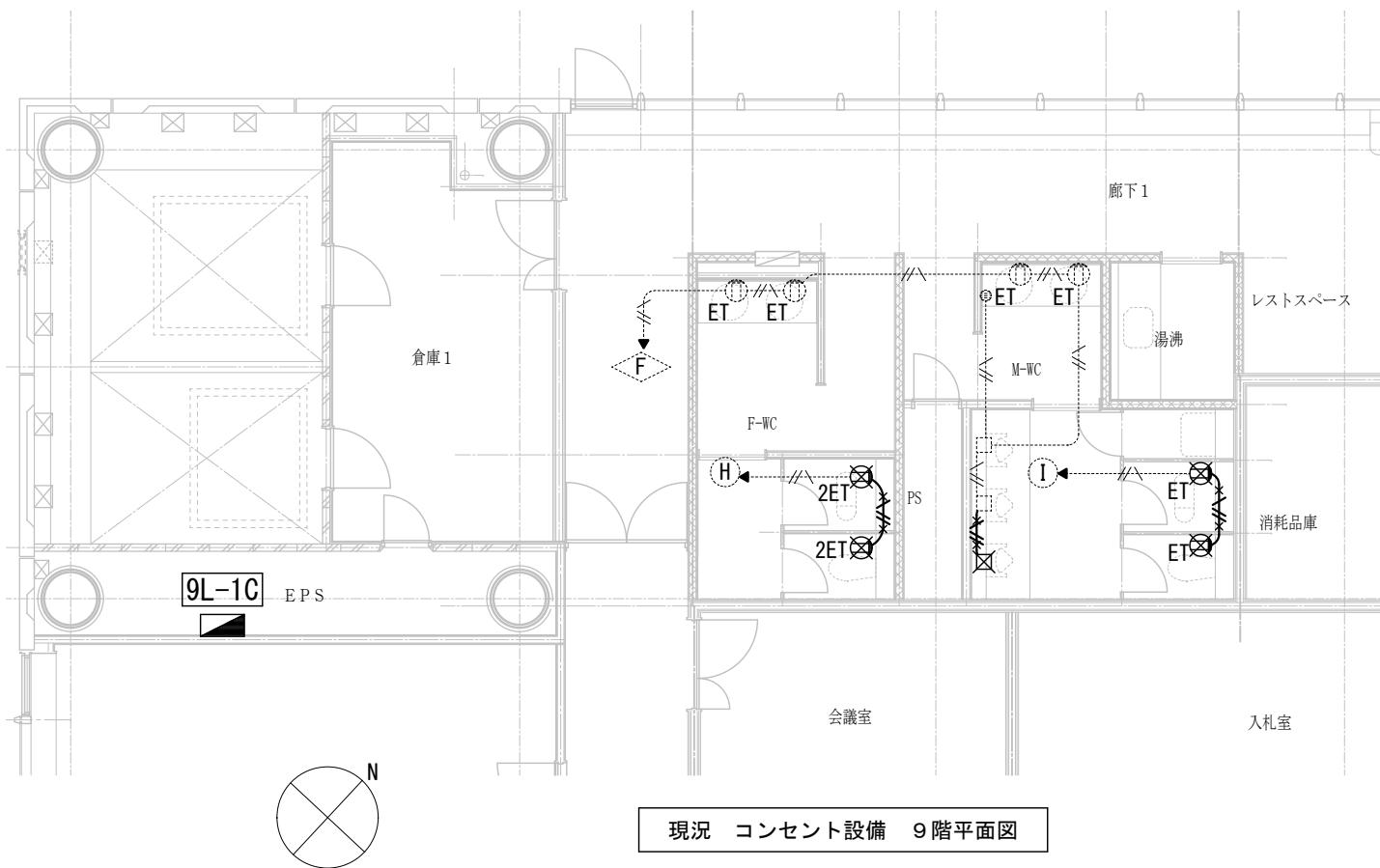
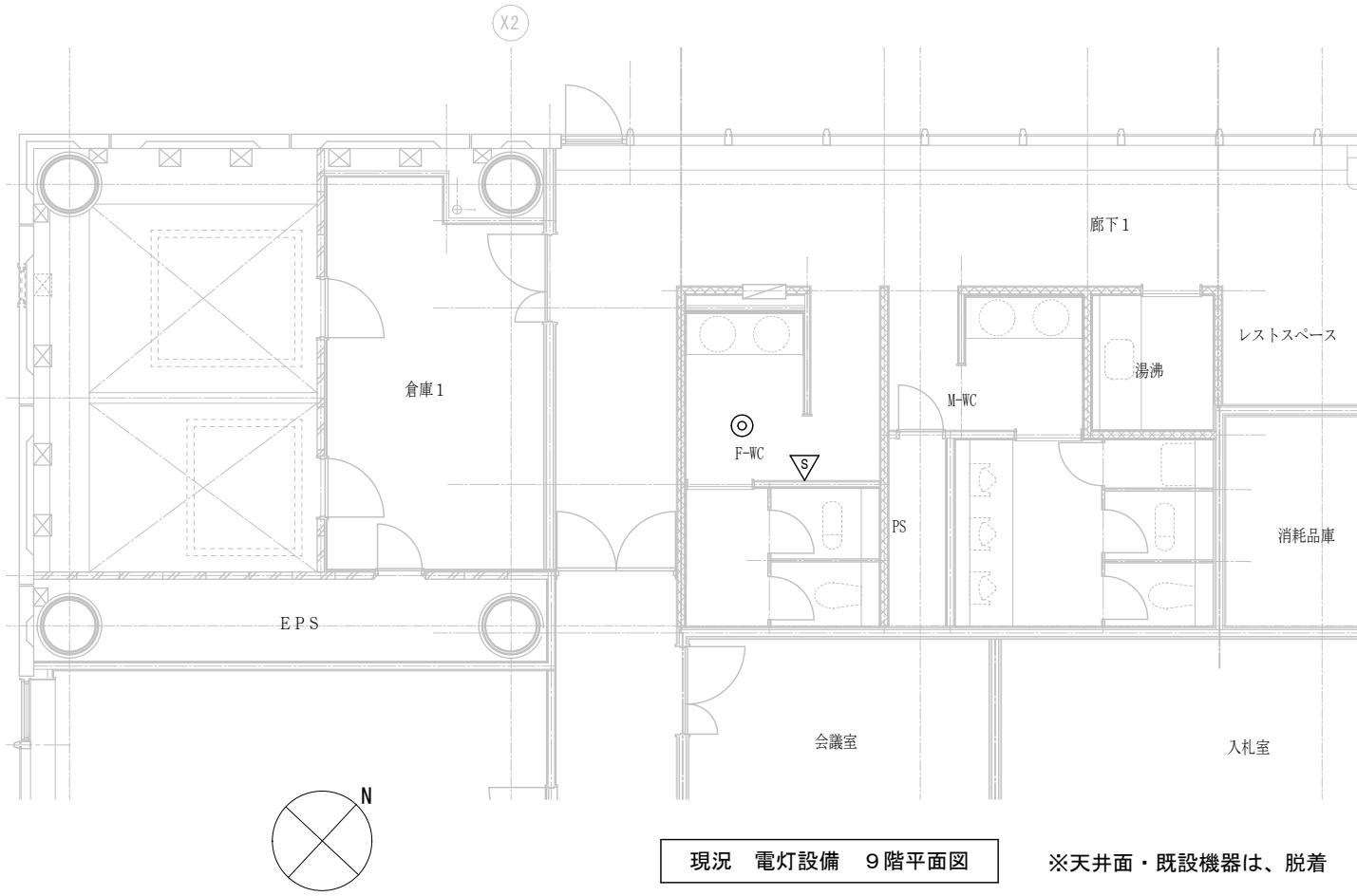


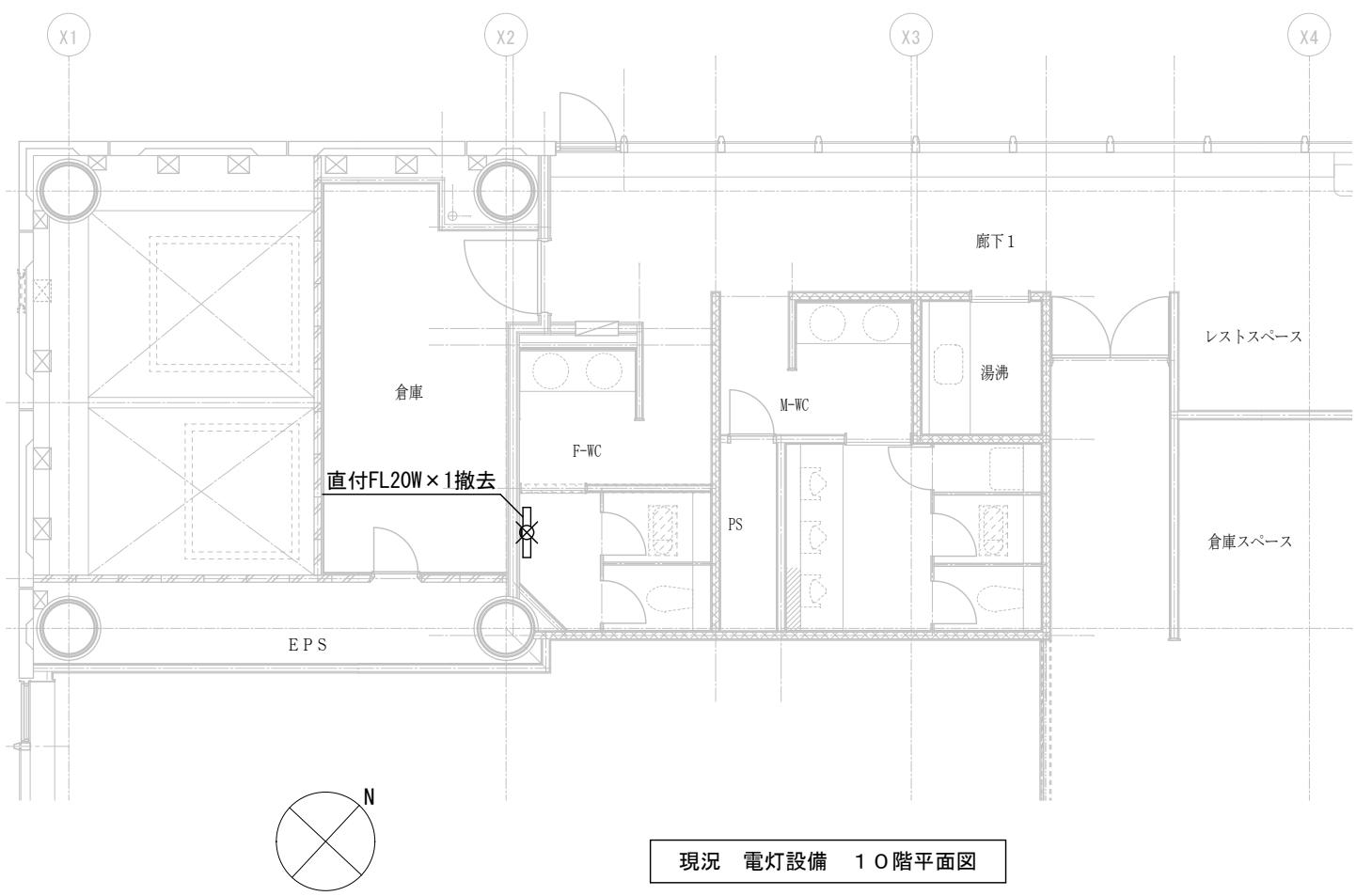
現況 コンセント設備 8階平面図



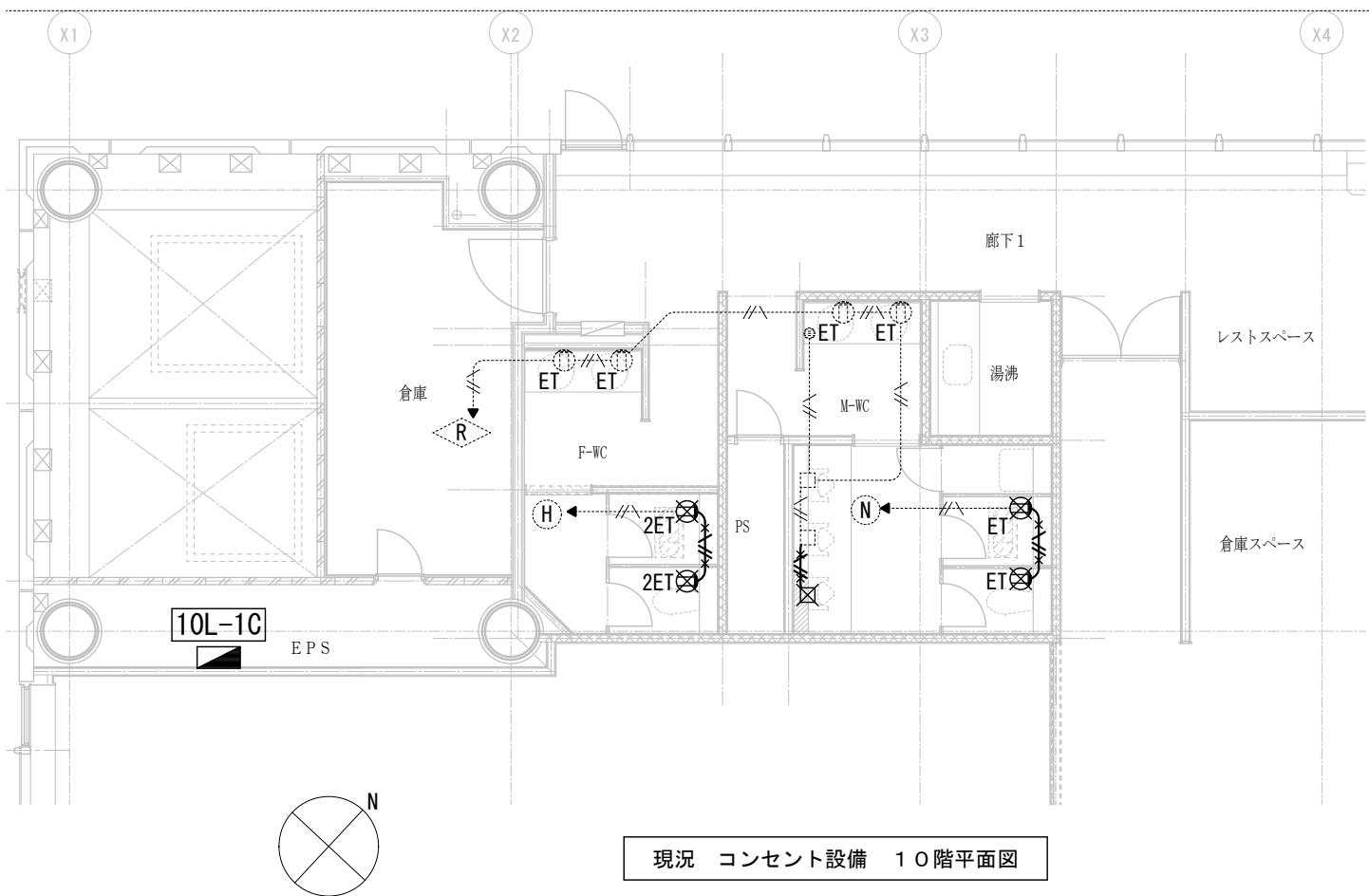
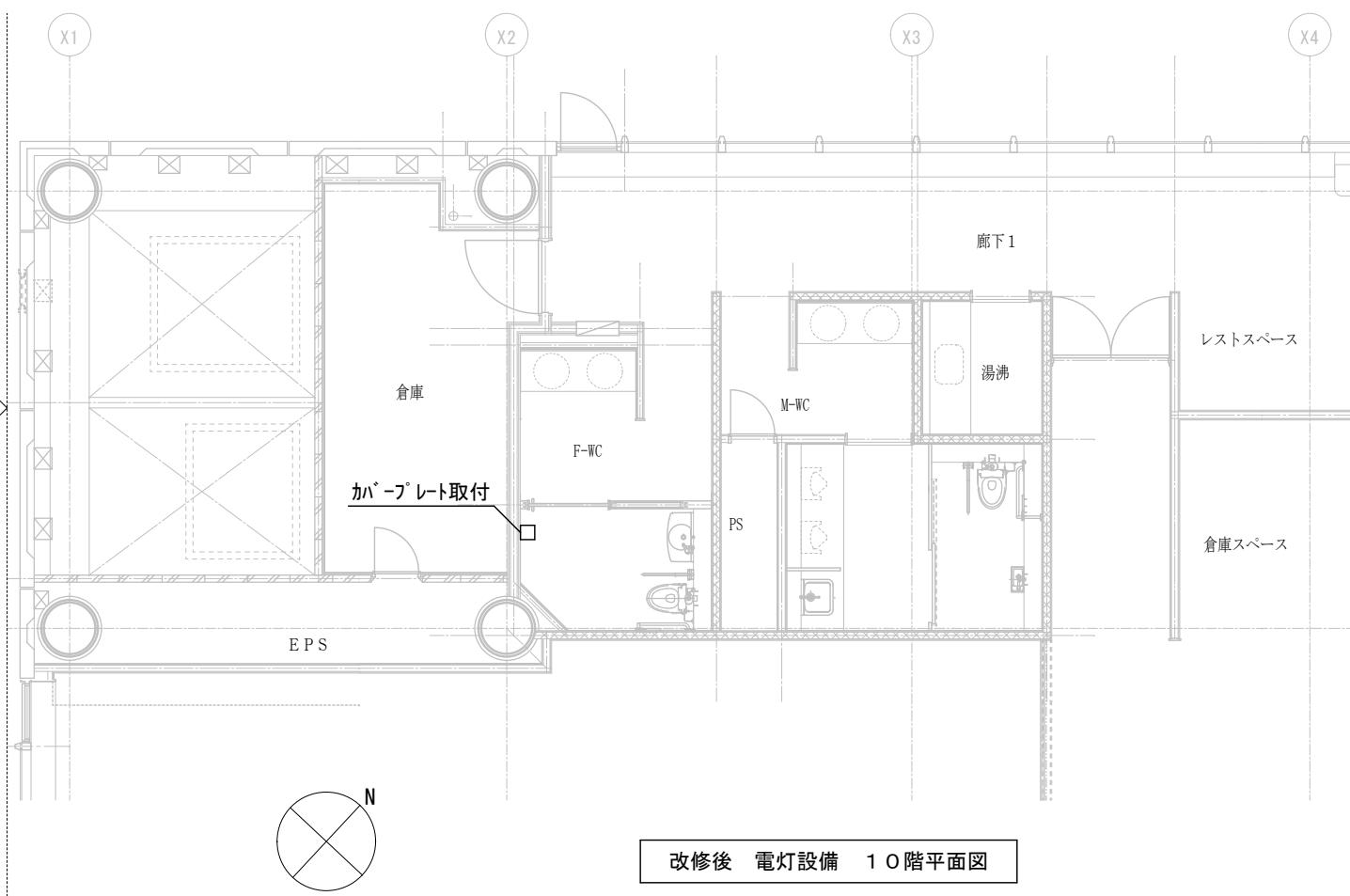
改修後 コンセント設備 8階平面図



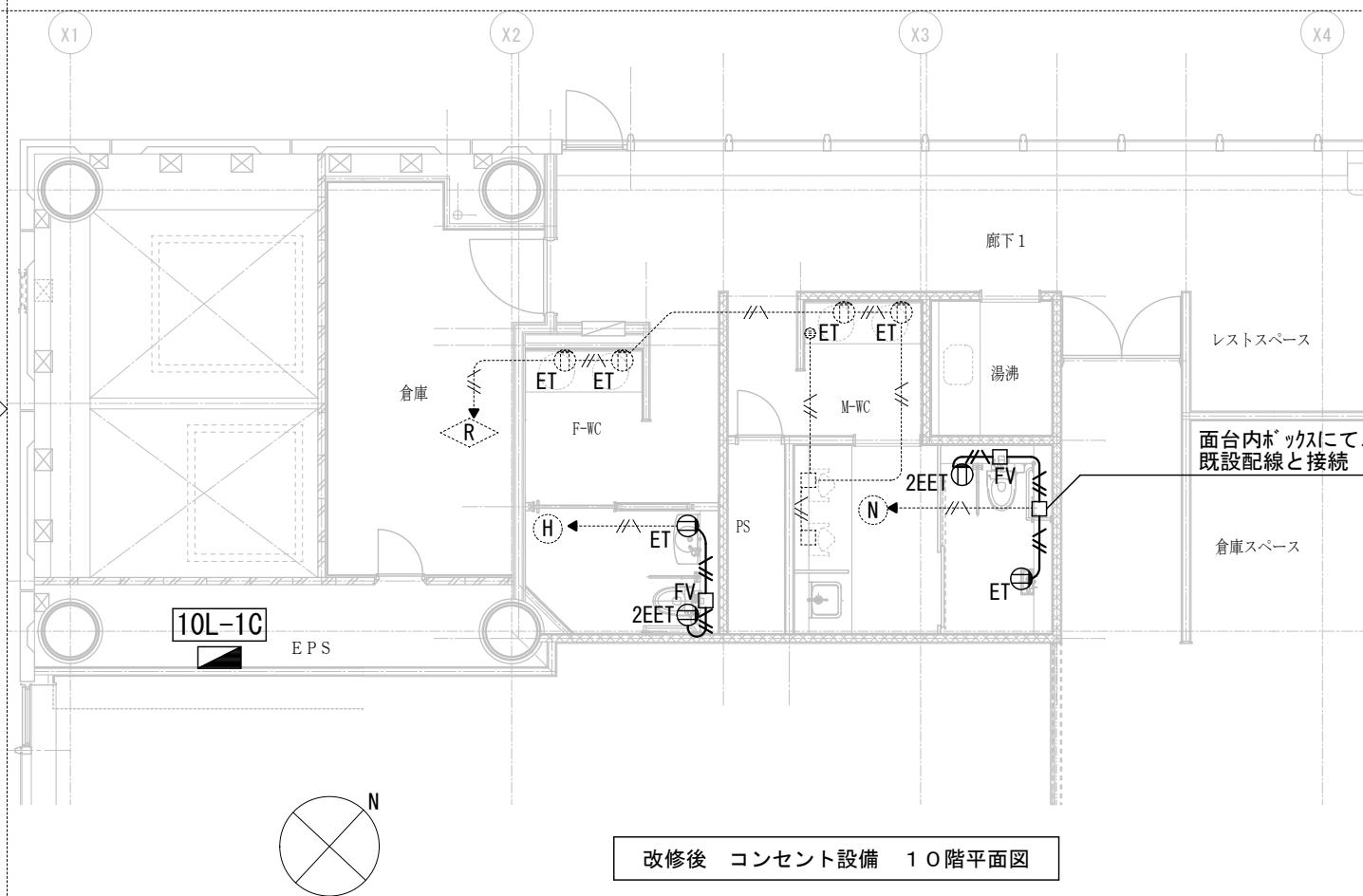




改修



改修



アイ・エス建築企画

三重県知事登録 (1) 第1384号 一級建築士事務所

一級建築士 第227535号 生川 昌毅

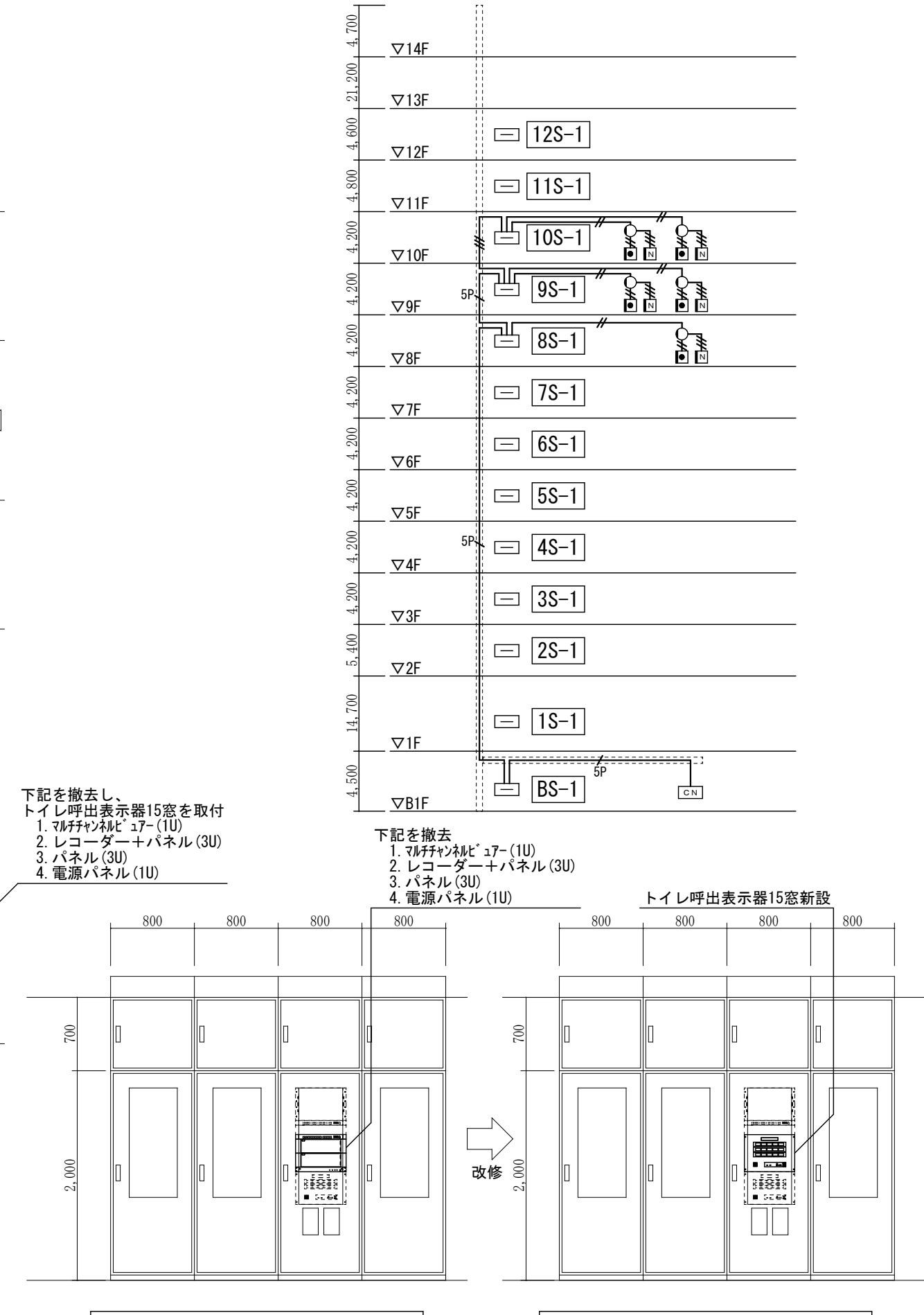
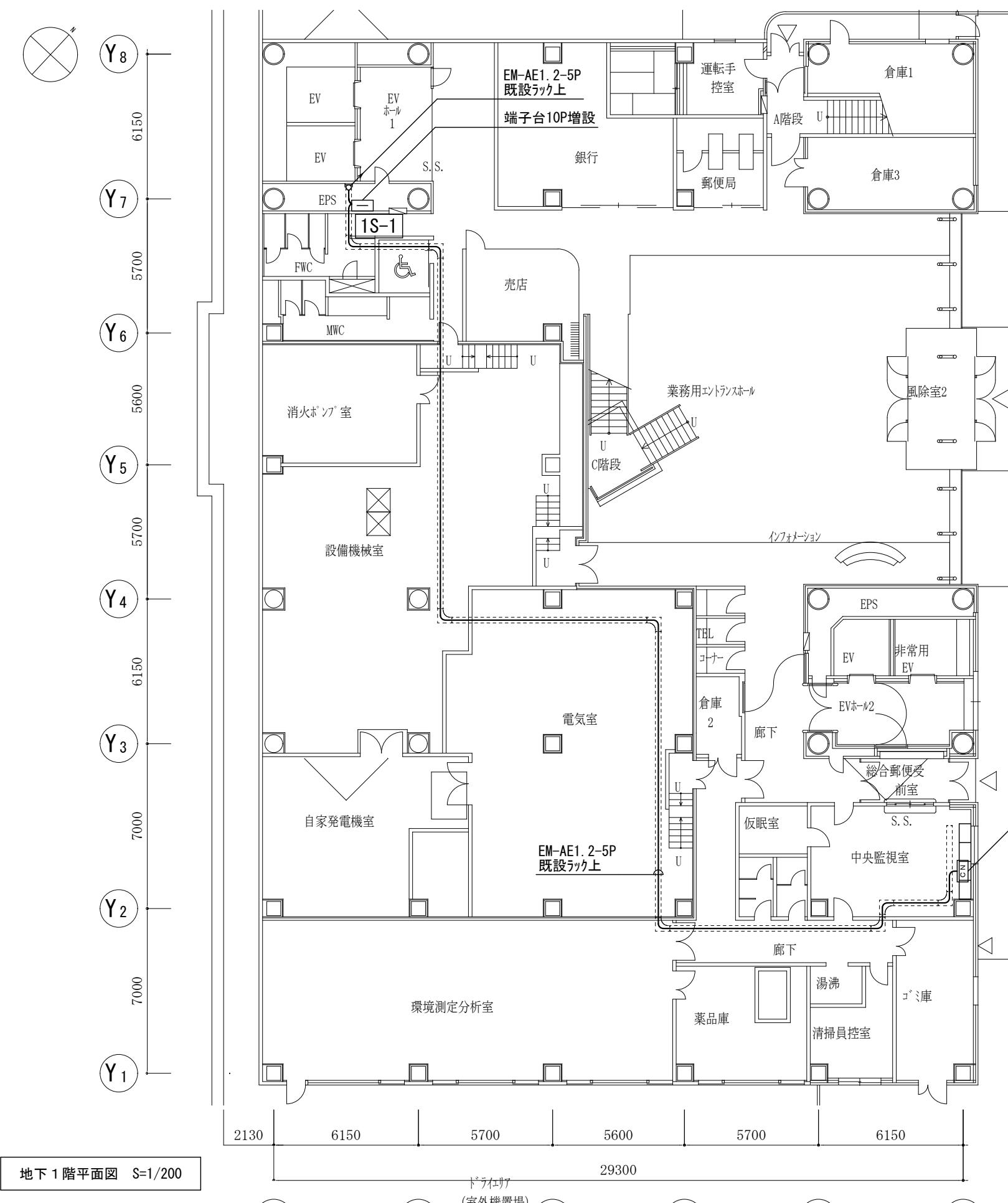
Project

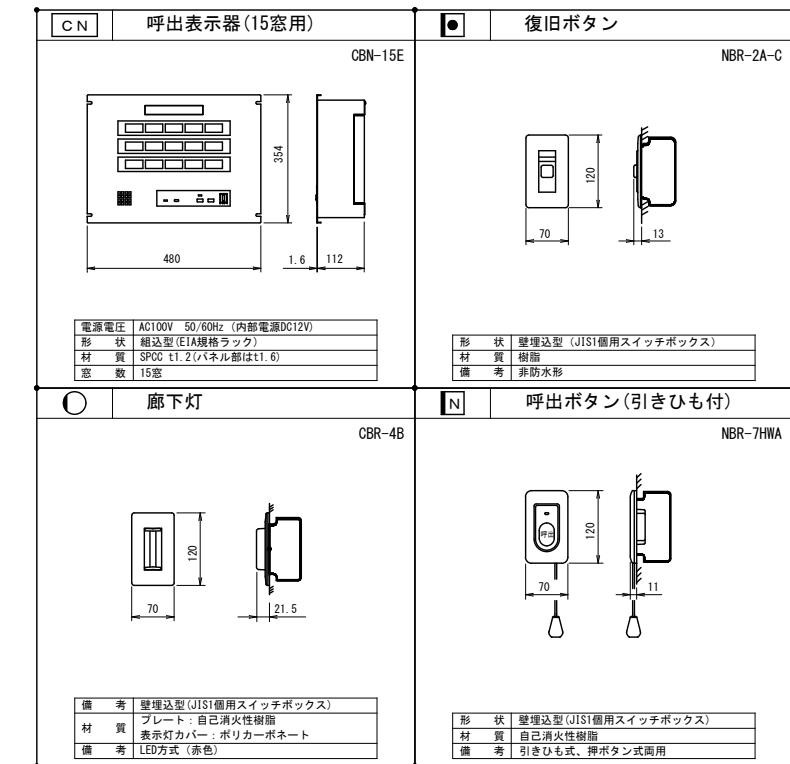
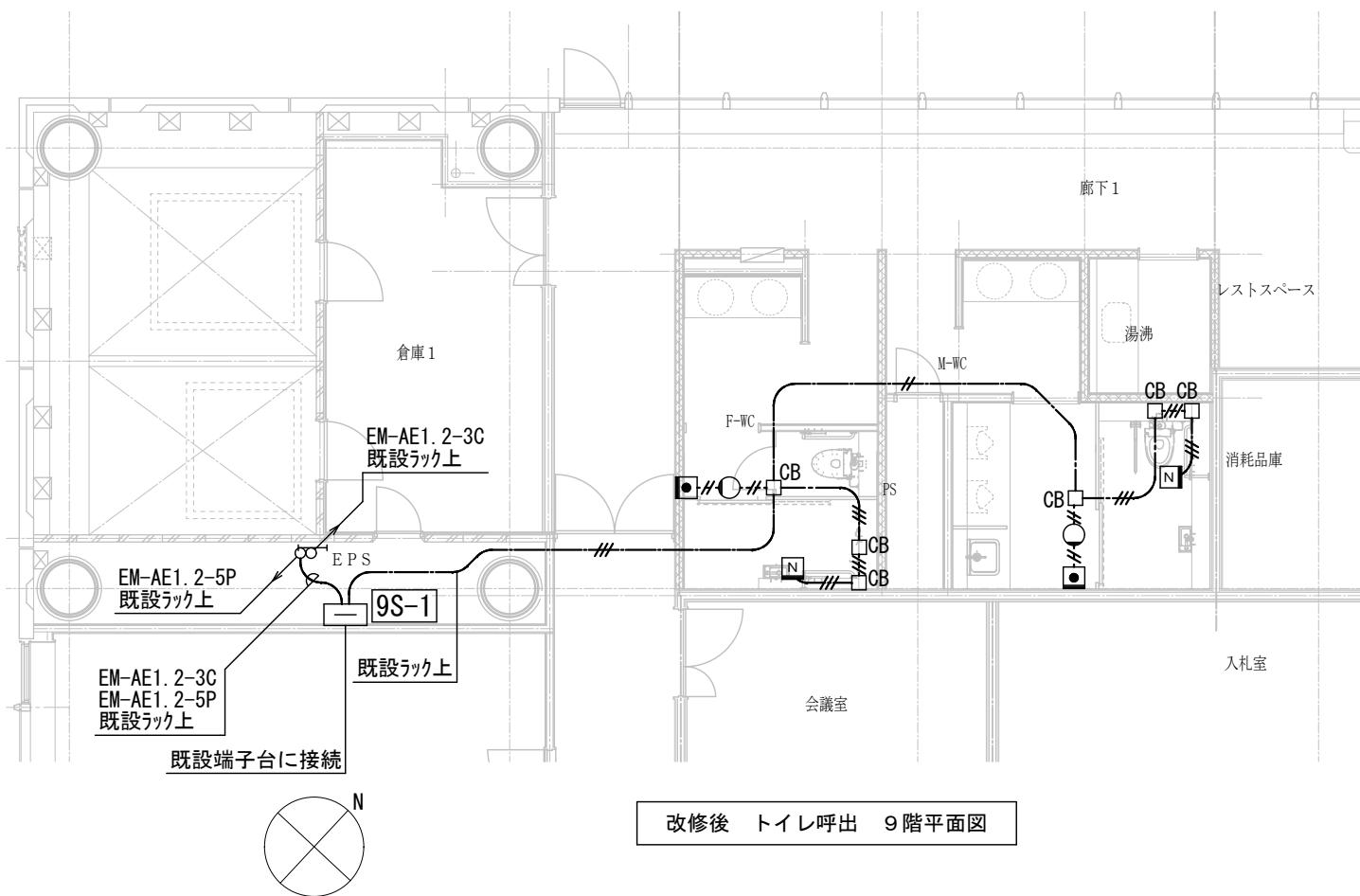
四日市港ポートビルトイレ改修工事

Date 2025年9月
Scale A3:1/100

Title 現況・改修後
電灯コンセント設備
10階平面図

No. E - 06





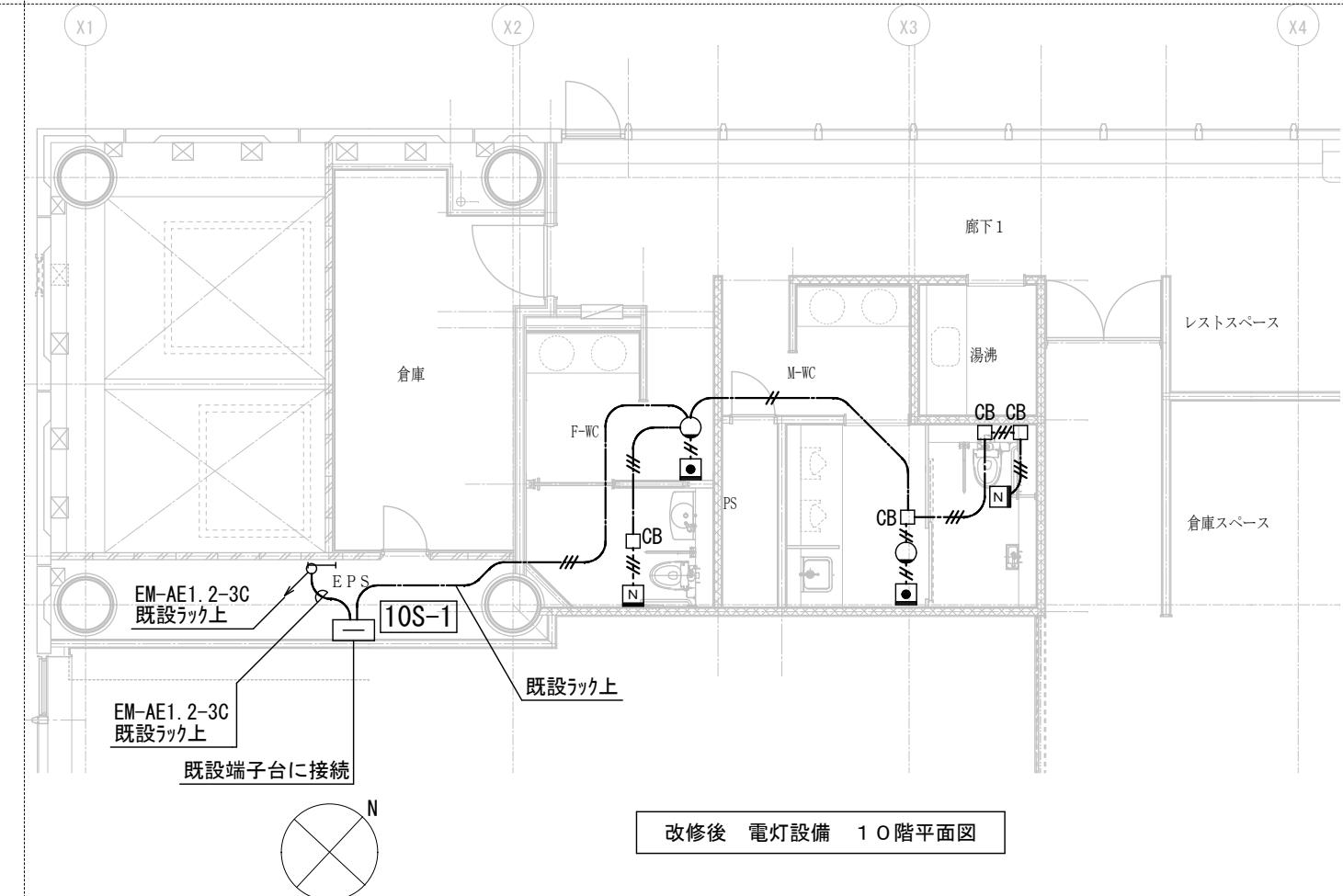
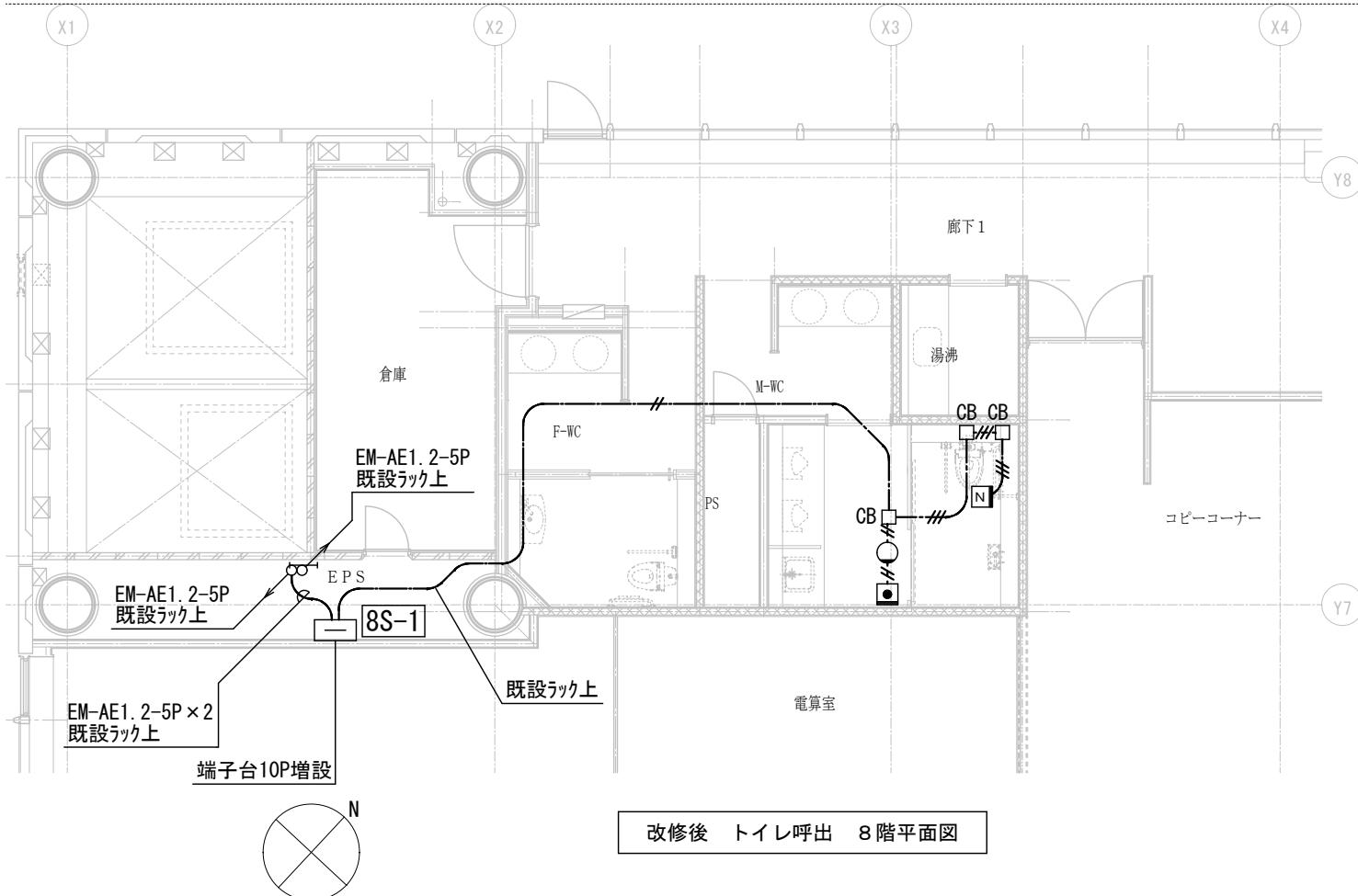
図中記入なき配線は下記とする

- EM-AE1.2-2C(PF16)
- EM-AE1.2-3C(PF16)
- EM-AE1.2-2C(MM1A)
- EM-AE1.2-3C(MM1A)

壁面露出部は、メタルモールにて保護とする

壁内隠蔽部は、PF管にて保護とする

天井内・面台内は、ころがしとする



アイ・エス建築企画

三重県知事登録 (1) 第1384号 一級建築士事務所

一級建築士 第227535号 生川 昌毅

Project

四日市港ポートビルトイレ改修工事

Date
2025年9月
Scale
A3:1/100

Title
改修後
誘導支援設備 8～10階平面図

No.
E - 08

機械設備工事特記仕様書 1 工事名称 四日市港ポートビルトイ改修工事 2 工事場所 四日市市霞二丁目 地内 3 建築概要 S 造 14 階建 延べ面積 1,3,4,6,3,7,6 m² 消防栓の適用 16 頃 4 適用基準 国面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による 「三重県公共工事共通仕様書」(令和6年7月制定 (令和7年1月一部改定)) 「国土交通省大臣官房官房総務部監修」「公共建築工事標準仕様書 (建築、電気、機械設備工事編) 令和7年版」 「公共建築改修工事標準仕様書 (建築、電気、機械設備工事編) 令和7年版」 「公共建築設置工事標準規格 (電気、機械設備工事編) 令和7年版」 「建築、電気、機械設備工事監理指針 令和4年版」 「建築設備耐震設計 指針 (2014年版)」 なお、以下において選択する事項は、■印のついたものを適用する。 5 一般事項 工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員指示の下に入念かつ試実に施工すること。 設計図面に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難、不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書とおりに施工することで将来不具合が発生しうる判断される場合は、その都度、監督員と協議すること。なお設計図書とおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。 他工事との取り合いについては、その都度、施工関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。 なお調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。 (1) 提出図書 1) 工事書類： ・施工計画書 ・打合記録 ・工事材料搬入報告書 ・工程表 ・試験結果・施工結果報告書(出来形・品質確認書類) ・機器明細図 ・使用機器届出書・段階確認書 2) 工事完成図書： (各2部) ・完成図(竣工図) ・施工図 ・機器完成図(ファイル等) ・保守に関する説明書(取扱説明書・保証書) ・機器性能試験成績書 ・総合試験調整報告書 ・官公署届出書類控・検査済証 ・出来形報告書類 等 ※ 基本図・施工図は A4D により作成すること。 ※ 工事書類は工事施工に係る電子機器マニュアル(デジタル工事写真編、工事完成図書編)に基づき電子納品(3部)すること。 ※ 工事写真は工事施工写真撮影要領(国土交通省大臣官房官房総務部監修(令和5年版))にて撮影すること。 なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について(令和6年3月1日付け国建技第14号)」による。 ※ 建築包含工事の場合、監督員に確認のこと。 ※ 完成図作成範囲は設計図面同様とする。 3) 完成写真：デジタルカメラで撮影し、全てL版相当サイズで印刷する。(A4版用紙に1ページ当たり3枚) (一部)箇所は、施工外観、主要機器、その他必要な箇所とし、詳細は監督員と協議すること。 著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。 (2) 機器及び材料等 工事に使用する機器及び材料等については、予め使用機器届出書(メーカーリスト)、機器明細図、現品、カタログ、その他諸資料を事前に届け出ること。 なお、図面に記載の品番は、参考品番として便宜上メーカー品番を使用しているので、メーカー選定にあたっては、同品等以上の性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の調達推進に関する法律(グリーン購入法)を考慮し、再生品などの環境に優しい(環境物品)の調達に努める。また、重量機器については、機器買付要領、耐震計算書もあわせて提出すること。 (3) 品質管理 工事施工に関して、着手前・施工途中・施工後の自主検査を実施すること。 チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。 (4) 出来形管理 以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。 1) 各種機器取付 ・耐震強度(設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ) ・基礎寸法 ・水平、垂直等 2) 配管・タクト工事 ・支持開間 ・振れ止め支持開間 3) 屋外排水工事 ・排水沟配 ・樹の深さ 4) 水栓・リモコンスイッチ類の取付高さ (5) 製品確認 発注者において仕様を決定し、製作するような規格品ではない製品については、試験・検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認を行うものとする。 ■ 適用する □ 適用しない (6) 耐震安全性の分類 構造体()類 建築非構造部材()類 建築設備()類 (7) 機器の地震力(主要機器) 機器名 設置階() 設計標準震度Ks() 地域係数(1.0) 水槽類 設置階() 設計標準震度Ks() 地域係数(1.0) その他監督員が指示するもの (8) 冷媒(フロン類)の回収 □ 適用する □ 適用しない 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編 2. 4. 3により、次の書類の写しを監督員に提出すること。 ・フロン類の処理管理業 ・特定家庭用機器廃棄物管理業(家庭リサイクル券) (9) 中間技術検査 実施回数()回 実施する段階()	(1) 足場等 □ 別契約の関係受注者(下請け工事の場合は元請け)が定置したもの無償で使用できる。 □ 本工事で設置する。 足場を設ける場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法等による足場の組立て等の作業に関する基準」における2の(1)「手すりを組立て方式又は(2)手すりを先行する専用足場方式により行うこと。」 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)第1編2. 2. 1より足場の種別は以下による。 □ 単足場 □ くさび組立足場 □ 移動式足場 □ 移動式昇降足場 □ 高所作業車業 □ 防護シート設置範囲(□ 工事に必要な範囲 □ ()) 高さが5m以上の箇所での作業を行なう場合、労働安全衛生規範の各規定により使用する要求性能基準を定める器具はフルハーネス式とし、「壁面吊式用器具の規格」(平成31年1月26日厚生労働省告示第19号)によるもの。 (12) ~ (35) 建築包含時不要 (12) 特定建設資材の再資源化等 □ 本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規格が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第10号。以下「建設リサイクル法」という。)施行令で定める建設工事の規模に関する基準(建設設備工事は、新設、改修を問わず請負金額1億円)以上との工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講じることとする。工事実績による明らかにならぬやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。 1) 分別解体等の方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法		-------	--------	----------------		□ 新 建	建築設備工事	□ 手作業 □ 机 械		□ 増 築	□ 有	□ 手作業		□ 修 繕	□ 無	□ 手作業、機械作業併用		□ 模様替			2) 再資源化を図る特定建設資材(□ コンクリート塊 □ アスファルトコンクリート塊 □ 建設発生木材) (13) 発生材の処理等 1) 引渡しを要するもの() 2) 特別管理産業廃棄物() 3) 建設発生土(□ 構内敷きならし □ 分地指定 分地()) 4) 現場内において再利用するもの() 5) 再資源化を図るもの(□ コンクリート塊 □ アスファルトコンクリート塊 □ 建設発生木材) 6) 発注者へ引き渡しを要するものについて(現場発生品説明書)を提出すること。また再利用を図るものについても書類を作成し、監督員へ提出すること。 7) 引渡しを要しないものは、全て構内に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切処理し、監督員に報告すること。 (14) 電気保安技術者 □ 配置する □ 配置しない (15) 施工条件 監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。 1) 施工可能日 □ 一部に土、日曜日、祭日工事あり □ 指定なし 2) 施工実時間等 □ 指定なし □ 指定あり(時 ~ 時) (16) 構成工期 建築物等の使用を想定して合計運転調整を行ううえで、契約書に基づく間違工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事と含め工事の不支障の状態まで完了していること。 □ 指定なし(令和 年 月 日) (17) 仮設工事 構内既存の施設 1) トイレ □ 利用できる □ 利用できない 2) 工事用水 □ 利用できる(有償) □ 利用できる(無償) □ 利用できない 3) 工事用電力 □ 利用できる(有償) □ 利用できる(無償) □ 利用できない ※ 本工事で規制受または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。 (18) 建築材料等 1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか別記載の指定資材は同等以上である。 2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力現地の取り扱い業者から購入するよう努めること。 3) 下記記載の本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 4) 下記記載の本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努めること。 5) 本工事は、夏休み等の夏季の一定期間に現地工部が必要となるため、猛暑対策を充分講じることにより、現地作業の安全に配慮し、工事を行うこと。 (19) 建設副産物 請負金額100万円以上の工事について、受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画に含めて監督員へ呈しを提出することとともに法規に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用計画書を現場公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 また、工事完了後には「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」をすみやかに作成し、監督員へ呈しを提出すること。 なお、各計画書及び実施書の作成等は、J A C I C が運営する「コプリス・プラス」に登録のうえ、行うこと。 (20) 三重県産業廃棄物税 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から3月1日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該年の工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超過して請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフェストの数量の集計)を超えて請求することはできない。 (21) 事故の発生時 工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員へ通報するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が指示する期日までに監督員へ提出すること。 なお、事故発生後の措置について、監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証に協力すること。 (22) 既設との取扱い・兼生 本工事施工に伴う、既存機器の経験加工・改造は、本工事とする。 また、工事施工に際し、既存部分を汚損・破損等しないよう養生を行うこと。なお汚損・破損等した場合は、機器・仕上げ共、既設ならびに復旧すること。 (23) 総合評価方式 総合評価方式の工事において技術提案、施工体制確認資料の記載内容等に不履行があった場合、本件工事完成年度の翌年度に三重県が発注する総合評価方式案件(以下「発注工事」という。)において、貴社の加算点から発注工事の加算点満点の1割を減点します。また、同一年度に複数工事で不履行があった場合は、不履行工事件に応じて減点します。 なお、貴社が特定J V、経常J Vの構成員である場合について、発注工事の加算点満点の1割を減点します。 (24) 下請次数制限及び県内(管内)の工程 本工事における下請の次数は、2次(建築一式工事は3次)までとする。 なお、その次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方(2次以下の請負人を含む)を三重県内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者の中から選定するよう努めること。また、工事場所を所管する建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者を優先して選定するよう努めること。 なお、県外企業を下請契約の相手方に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の報告を行うこと。 (25) 不当介入を受けた場合の措置 暴力団員等による不当介入(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号)を受けた場合の措置について 1) 受注者は暴力団員等(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 2) 既設工事場に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。 3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工事に遅延が生じる等の被害が生じた場合に、発注者と協議を行うこと。 (26) 主任技術者又は監理技術者 1) 技術者資格 2) 主任技術者 3) 専任不必要期間 4) 現場施工に着手するまでの期間 5) 既設工事場に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。 6) 檢査終了後 7) 既設工事場に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。 8) 檢査終了後 9) 既設工事場に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。 10) 既設工事場に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。 (27) 火災保険等 建設工事負担契約書第53条第1項の規定により、火災保険、組立保険又はその他の保険等に加入し、その保証券等を提示しなければならない。 1) 保険の目的物 2) 保険の加入期間 3) 保険金額 4) 保険金額 5) 保険金額 6) 保険金額 7) 保険金額 8) 保険金額 9) 保険金額 10) 保険金額 11) 保険金額 12) 保険金額 13) 保険金額 14) 保険金額 15) 保険金額 16) 保険金額 17) 保険金額 18) 保険金額 19) 保険金額 20) 保険金額 21) 保険金額 22) 保険金額 23) 保険金額 24) 保険金額 25) 保険金額 26) 保険金額 27) 保険金額 28) 保険金額 29) 保険金額 30) 保険金額 31) 保険金額 32) 保険金額 33) 保険金額 34) 保険金額 35) 保険金額 36) 保険金額 37) 保険金額 38) 保険金額 39) 保険金額 40) 保険金額 41) 保険金額 42) 保険金額 43) 保険金額 44) 保険金額 45) 保険金額 46) 保険金額 47) 保険金額 48) 保険金額 49) 保険金額 50) 保険金額 51) 保険金額 52) 保険金額 53) 保険金額 54) 保険金額 55) 保険金額 56) 保険金額 57) 保険金額 58) 保険金額 59) 保険金額 60) 保険金額 61) 保険金額 62) 保険金額 63) 保険金額 64) 保険金額 65) 保険金額 66) 保険金額 67) 保険金額 68) 保険金額 69) 保険金額 70) 保険金額 71) 保険金額 72) 保険金額 73) 保険金額 74) 保険金額 75) 保険金額 76) 保険金額 77) 保険金額 78) 保険金額 79) 保険金額 80) 保険金額 81) 保険金額 82) 保険金額 83) 保険金額 84) 保険金額 85) 保険金額 86) 保険金額 87) 保険金額 88) 保険金額 89) 保険金額 90) 保険金額 91) 保険金額 92) 保険金額 93) 保険金額 94) 保険金額 95) 保険金額 96) 保険金額 97) 保険金額 98) 保険金額 99) 保険金額 100) 保険金額 101) 保険金額 102) 保険金額 103) 保険金額 104) 保険金額 105) 保険金額 106) 保険金額 107) 保険金額 108) 保険金額 109) 保険金額 110) 保険金額 111) 保険金額 112) 保険金額 113) 保険金額 114) 保険金額 115) 保険金額 116) 保険金額 117) 保険金額 118) 保険金額 119) 保険金額 120) 保険金額 121) 保険金額 122) 保険金額 123) 保険金額 124) 保険金額 125) 保険金額 126) 保険金額 127) 保険金額 128) 保険金額 129) 保険金額 130) 保険金額 131) 保険金額 132) 保険金額 133) 保険金額 134) 保険金額 135) 保険金額 136) 保険金額 137) 保険金額 138) 保険金額 139) 保険金額 140) 保険金額 141) 保険金額 142) 保険金額 143) 保険金額 144) 保険金額 145) 保険金額 146) 保険金額 147) 保険金額 148) 保険金額 149) 保険金額 150) 保険金額 151) 保険金額 152) 保険金額 153) 保険金額 154) 保険金額 155) 保険金額 156) 保険金額 157) 保険金額 158) 保険金額 159) 保険金額 160) 保険金額 161) 保険金額 162) 保険金額 163) 保険金額 164) 保険金額 165) 保険金額 166) 保険金額 167) 保険金額 168) 保険金額 169) 保険金額 170) 保険金額 171) 保険金額 172) 保険金額 173) 保険金額 174) 保険金額 175) 保険金額 176) 保険金額 177) 保険金額 178) 保険金額 179) 保険金額 180) 保険金額 181) 保険金額 182) 保険金額 183) 保険金額 184) 保険金額 185) 保険金額 186) 保険金額 187) 保険金額 188) 保険金額 189) 保険金額 190) 保険金額 191) 保険金額 192) 保険金額 193) 保険金額 194) 保険金額 195) 保険金額 196) 保険金額 197) 保険金額 198) 保険金額 199) 保険金額 200) 保険金額 201) 保険金額 202) 保険金額 203) 保険金額 204) 保険金額 205) 保険金額 206) 保険金額 207) 保険金額 208)

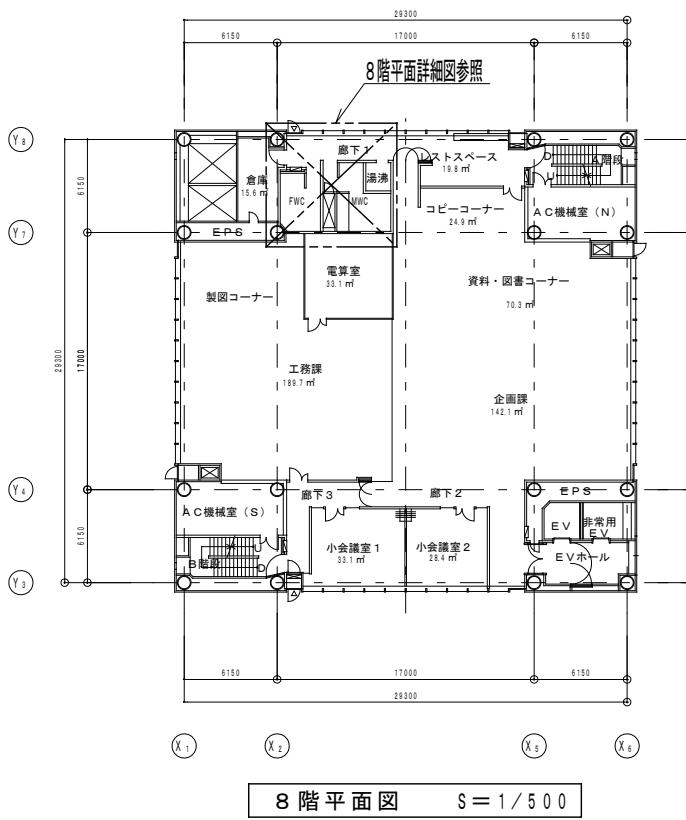
□ 屋外埋設排水 - 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) - 排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 AS-58 (REP-VU) - リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管 JIS K 9797 (RS-VU) - ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ コンクリート管 JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) (1類水路用遮心鉄筋コンクリート管) □ 消火管 - 配管用炭素鋼管 (白) JIS G 3452 (SGP-白) - 消火用硬質塩化ビニル外被覆鋼管 (白) WSP041 (SGP-VS) - ※ 地中埋設管 VS は、取出し位置のGL面又はSL面より+100立ち上げた所までとする。 □ 冷温水配管 - 配管用炭素鋼管 (白) JIS G 3452 (SGP-白) - 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 140 (一般: SGP-HVA) □ 冷却水管 - 配管用炭素鋼管 (白) JIS G 3452 (SGP-白) - 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 116 (一般: SGP-VA, VB) □ ドレン管 - 配管用炭素鋼管 (白) JIS G 3452 (SGP-白) - 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS G 6741 (VP・VU) - リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡 (発泡管) JIS K 9798 (RF-VP) - ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。RF-VPは屋外露出不可。 - 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP) 規格品に準拠モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。 □ 冷媒管 - 銅管及び銅合金管目無管 硬質、軟質または半硬質 JIS H3300 - 断熱材被覆管 原管はJIS H3300による。製造者標準品ただし、保温厚はガス管 20mm、液管 10mmとする。 ※ 冷媒用鋼管の内厚は、冷媒保安規則附則示基準の規定による。 □ 油管 - 配管用炭素鋼管 (黒) JIS G 3452 鋼接接合 □ 蒸気管 - 配管用炭素鋼管 (黒) JIS G 3452 <(往)溶接 (還)65A以上: 溶接、50A以下: ねじ> □ プライン管 - 配管用炭素鋼管 (黒) JIS G 3452 ※ 弁類 排水ポンプまわり、消火ポンプまわり、水道直圧部は10Kとし、それ以外は5Kとする。 塩ビライニング鋼管に使用する際は、管端防食コア付き、又はライニング弁を使用すること。 ※ 横走り管の吊り隔間						----	--------	---	------		鋼管	100A以下	—	2m以下			125A以上	—	3m以下							-------	--------	---	------		ビニール管	80A以下	—	1m以下		耐火二層管	100A以上	—	2m以下	※ 横走り管形鋼振れ止め支持間隔						------	------	----------	-------		支持間隔	6m以下	8m以下	12m以下		鋼管	—	50A~100A	125A~								-------	-------	---------	----------	-------		ビニール管	耐火二層管	25A~40A	50A~100A	125A~		-------	-------	---------	----------	-------	※ 冷媒用鋼管の横走り管の支持間隔				-----------------	-------------		基準外径 9.52mm 以下	吊り間隔 1.5m以下		基準外径 12.70mm 以上	吊り間隔 2.0m以下	※ 液管・ガス管共吊りの場合は液管の外径を基準とする。 (2) ダクト工事 矩形ダクト □ 亜鉛板 JIS G 3302 (SGCC, SGCA) 錆金付Z18以上 工法 - ステンレス鋼板 JIS G4305 - アングルフランジ工法 - 共板フランジ工法 - スライドオンフランジ工法 - 山形鋼 JIS G 3101 □ SUS鋼材 JIS G 4317 - 丸ダクト □ スパイラルダクト - 硬質ポリ塩化ビニル管 (多湿箇所) JIS K 6741 (3) 保温塗装工事 1) 材料				-------------	----------------------------		■ グラスウール保温材	保温板、保温筒、保温带 JIS A 9504 40K		■ (屋内一般等)								----------	----------	-----------	------------		■ 給水管	□ 排水管	□ 給湯管	□ 消火管(露出部)		□ 蒸気管(往)	□ 蒸気管(還)	□ 冷水・冷温水管	□ 冷媒管		□ (屋外等)										-------	-------	-------	-----------		□ 給湯管	□ 温水管	□ 蒸気管	□ 冷水・冷温水管		□ 冷媒管								--------------	--------------------------		□ ロックウール保温材	保温板 JIS A 9504 1号又は2号		■ (防火区画隔離部等)	保温帶、ブランケット JIS A 9504 1号							-------	-----------	-------	-------		□ 給水管	□ 排水管	□ 給湯管	□ 温水管		□ 蒸気管	□ 冷水・冷温水管	□ 冷媒管	□ 消火管					-----------------	-----------------------		□ ポリスチレンフォーム保温材	保温板、保温筒 JIS A 9511 3号		■ (屋内一般等)								----------	-------	-----------	---------------		□ 給水管	□ 排水管	□ 冷水・冷温水管	□ 冷水管 (2~4°C)		□ ブランケット										----------	-------	-----------	-------		□ 給水管	□ 排水管	□ 冷水・冷温水管	□ 消火管		□ ブランケット								---	--		□ 合成樹脂調合ペイント塗り塗料 JIS K 5516 (合成樹脂調合ペイント) 1種			■ (露出)								-------	-------	-------	--------		□ 給水管	□ 排水管	□ 通気管	□ ドレン管		□ ガス管	□ 消火管	□ 油管	□ 冷却水管							--------------	-------------	--	--		□ ダクト (亜鉛板製)	□ ダクト (鋼板製)				--------------	-------------	--	--							---	-------------	--	--		□ さび止めペイント塗り塗料 JIS K 5621 (一般用錆止めペイント) 2種					□ 蒸気管(往)	□ ダクト (鋼板製)							--	--		□ アルミニウムペイント塗り塗料 JIS K 5492 (アルミニウムペイント)			■ (下塗りは錆止めペイント)								----------	--	--	--		□ 蒸気管(還)					----------	--	--	--	2) 保温厚			-----------------		・ グラスウール、ロックウール		-----------------									--------------	------	----------	--------	---------	-------		保温厚 (mm)	20	25	30	40	50		給水・排水・ドレン・遮湯	~80A	100~150A	—	200A~	—		・ 膨張・温水・消火管	~25A	—	32~50A	65A~	—		冷水・冷温水・冷媒管	—	—	~25A	32~200A	250A~				--------------		・ ポリスチレンフォーム		--------------										----------------	------	-------	------	----------	--------	-------		保温厚 (mm)	20	25	30	40	50	65		給水・排水・排水管	~80A	100A~	—	—	—	—		冷水・冷温水管	—	—	~25A	32~200A	250A~	—		冷水管 (冷水度2~4°C)	—	—	~20A	25A~100A	125A~	—		ブライン管	—	—	—	~25A	32~80A	100A~				------------		・ 機器ダクト保温厚		------------							----------------------------	---------------------------------------	-------------	------		保温厚 (mm)	25mm	50mm	75mm		ダクト (屋内露出) [機械室、書庫、倉庫]、煙道部	ダクト (屋内露出) [一般居室、廊下]、サブライチャンバー、貯湯タンク類	煙道 (ロックウール)			機械室、書庫、倉庫	ダクト (屋内露出) [一般居室、廊下]、サブライチャンバー、貯湯タンク類	—			天井内・P.S内	—	—			頭蓋内 (ビット内)	保温筒	保温筒			屋外露出	保温筒	保温筒		3) 種別			------------------------------		給排水衛生設備配管の保温仕様 (R、G保温材の仕様のみ)		------------------------------							------------	----------------	----------------	----------------		1	2	3	4		屋内露出	保温筒	鉄線	合成樹脂製カバー		機械室、書庫、倉庫	保温筒	鉄線	原紙		天井内・P.S内	アルミガラスクロス化粧保温筒	アルミガラスクロス化粧保温筒	アルミガラスクロス粘着テープ		頭蓋内 (ビット内)	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム		屋外露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	※ 1) 排水管については、上表記箇内 (ビット内) の仕様を防食テープ巻きに読み替える。 ※ 2) サイア工法: 硬質ポリエチレン、ポリエチレン管の場合は、上表保温不要。 ※ 3) 消火管の保温は消防打ち合わせにより決定すること。 ※ 弁類 排水ポンプまわり、消火ポンプまわり、水道直圧部は10Kとし、それ以外は5Kとする。 塩ビライニング鋼管に使用する際は、管端防食コア付き、又はライニング弁を使用すること。 ※ 横走り管の吊り隔間						----	--------	---	------		鋼管	100A以下	—	2m以下			125A以上	—	3m以下							-------	--------	---	------		ビニール管	80A以下	—	1m以下		耐火二層管	100A以上	—	2m以下	※ 横走り管形鋼振れ止め支持間隔						------	------	----------	-------		支持間隔	6m以下	8m以下	12m以下		鋼管	—	50A~100A	125A~								-------	-------	---------	----------	-------		ビニール管	耐火二層管	25A~40A	50A~100A	125A~		-------	-------	---------	----------	-------	※ 冷媒用鋼管の横走り管の支持間隔				-----------------	-------------		基準外径 9.52mm 以下	吊り間隔 1.5m以下		基準外径 12.70mm 以上	吊り間隔 2.0m以下	※ 液管・ガス管共吊りの場合は液管の外径を基準とする。 (2) ダクト工事 矩形ダクト □ 亜鉛板 JIS G 3302 (SGCC, SGCA) 錆金付Z18以上 工法 - ステンレス鋼板 JIS G4305 - アングルフランジ工法 - 共板フランジ工法 - スライドオンフランジ工法 - 山形鋼 JIS G 3101 □ SUS鋼材 JIS G 4317 - 丸ダクト □ スパイラルダクト - 硬質ポリ塩化ビニル管 (多湿箇所) JIS K 6741 3) 保温塗装工事 1) 材料				-------------	----------------------------		■ グラスウール保温材	保温板、保温筒、保温带 JIS A 9504 40K		■ (屋内一般等)								----------	----------	-----------	------------		■ 給水管	□ 排水管	□ 給湯管	□ 消火管(露出部)		□ 蒸気管(往)	□ 蒸気管(還)	□ 冷水・冷温水管	□ 冷媒管		□ (屋外等)										-------	-------	-------	-----------		□ 給湯管	□ 温水管	□ 蒸気管	□ 冷水・冷温水管		□ 冷媒管								--------------	--------------------------		□ ロックウール保温材	保温板 JIS A 9504 1号又は2号		■ (防火区画隔離部等)	保温帶、ブランケット JIS A 9504 1号							-------	-----------	-------	-------		□ 給水管	□ 排水管	□ 給湯管	□ 温水管		□ 蒸気管	□ 冷水・冷温水管	□ 冷媒管	□ 消火管					-----------------	-----------------------		□ ポリスチレンフォーム保温材	保温板、保温筒 JIS A 9511 3号		■ (屋内一般等)								----------	-------	-----------	---------------		□ 給水管	□ 排水管	□ 冷水・冷温水管	□ 冷水管 (2~4°C)		□ ブランケット										----------	-------	-----------	-------		□ 給水管	□ 排水管	□ 冷水・冷温水管	□ 消火管		□ ブランケット								---	--		□ 合成樹脂調合ペイント塗り塗料 JIS K 5516 (合成樹脂調合ペイント) 1種			■ (露出)								--------------	-------------	-------	--------		□ 給水管	□ 排水管	□ 通気管	□ ドレン管		□ ガス管	□ 消火管	□ 油管	□ 冷却水管		□ ダクト (亜鉛板製)	□ ダクト (鋼板製)									---	-------------	--	--		□ さび止めペイント塗り塗料 JIS K 5621 (一般用錆止めペイント) 2種					□ 蒸気管(往)	□ ダクト (鋼板製)							--	--		□ アルミニウムペイント塗り塗料 JIS K 5492 (アルミニウムペイント)			■ (下塗りは錆止めペイント)								----------	--	--	--		□ 蒸気管(還)					----------	--	--	--	2) 保温厚			-----------------		・ グラスウール、ロックウール		-----------------									--------------	------	----------	--------	---------	-------		保温厚 (mm)	20	25	30	40	50		給水・排水・ドレン・遮湯	~80A	100~150A	—	200A~	—		・ 膨張・温水・消火管	~25A	—	32~50A	65A~	—		冷水・冷温水・冷媒管	—	—	~25A	32~200A	250A~				--------------		・ ポリスチレンフォーム		--------------										----------------	------	-------	------	----------	--------	-------		保温厚 (mm)	20	25	30	40	50	65		給水・排水・排水管	~80A	100A~	—	—	—	—		冷水・冷温水管	—	—	~25A	32~200A	250A~	—		冷水管 (冷水度2~4°C)	—	—	~20A	25A~100A	125A~	—		ブライン管	—	—	—	~25A	32~80A	100A~				------------		・ 機器ダクト保温厚		------------							----------------------------	---------------------------------------	-------------	------		保温厚 (mm)	25mm	50mm	75mm		ダクト (屋内露出) [機械室、書庫、倉庫]、煙道部	ダクト (屋内露出) [一般居室、廊下]、サブライチャンバー、貯湯タンク類	煙道 (ロックウール)			機械室、書庫、倉庫	ダクト (屋内露出) [一般居室、廊下]、サブライチャンバー、貯湯タンク類	—			天井内・P.S内	—	—			頭蓋内 (ビット内)	保温筒	保温筒			屋外露出	保温筒	保温筒		3) 種別			------------------------------		給排水衛生設備配管の保温仕様 (R、G保温材の仕様のみ)		------------------------------							------------	----------------	----------------	----------------		1	2	3	4		屋内露出	保温筒	鉄線	合成樹脂製カバー		機械室、書庫、倉庫	保温筒	鉄線	原紙		天井内・P.S内	アルミガラスクロス化粧保温筒	アルミガラスクロス化粧保温筒	アルミガラスクロス粘着テープ		頭蓋内 (ビット内)	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム		屋外露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	※ 1) 排水管については、上表記箇内 (ビット内) の仕様を防食テープ巻きに読み替える。 ※ 2) サイア工法: 硬質ポリエチレン、ポリエチレン管の場合は、上表保温不要。 ※ 3) 消火管の保温は消防打ち合わせにより決定すること。 ※ 弁類 排水ポンプまわり、消火ポンプまわり、水道直圧部は10Kとし、それ以外は5Kとする。 塩ビライニング鋼管に使用する際は、管端防食コア付き、又はライニング弁を使用すること。 ※ 横走

衛生設備器具表

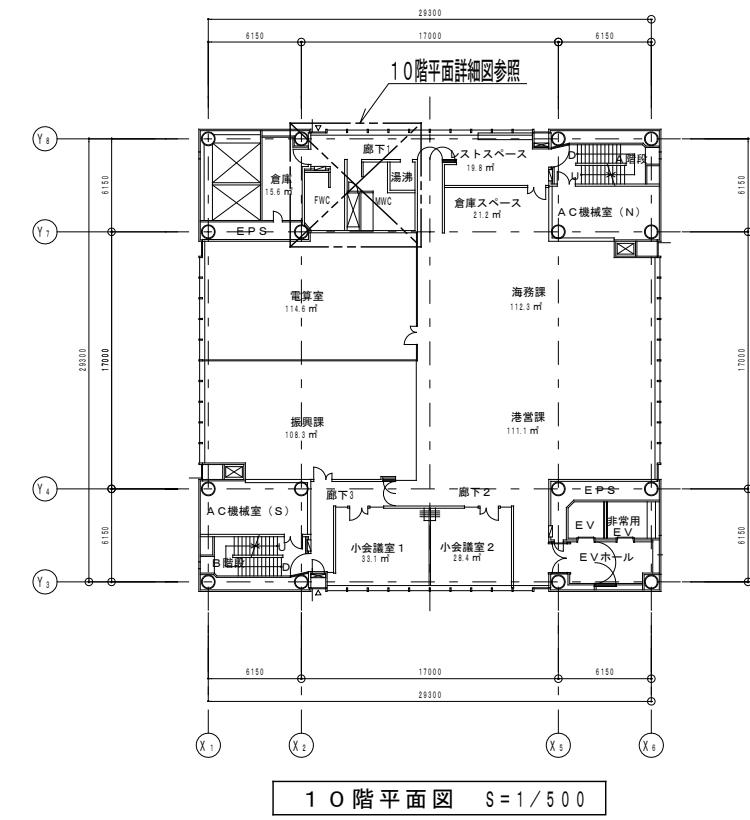
註： 1) 衛生器具製造者の違いにより発生する工事は、本工事の範囲内とし、選定した衛生器具に適した施工を行う。

器具名称	(参考) (LIXIL)	(参考) (TOTO)	付属品仕様	8階		9階		10階		合 計
				M W C	M W C	M W C	F W C	M W C	F W C	
洋風便器	C-P17P	C743PVN	自動フラッシュバルブ（露出型・壁給水）、便座フタ無し、瞬間式温水洗浄便座（自己発電壁リモコン、擬音装置付）、大便器用タッチスイッチ（無線）、スパッド、暖房便座アダプター	1		1	2	1	1	6
			電波受信ユニット、他一式							
棚付二連紙巻器	CF-63HST	YH701	棚板・本体（SUS製）	1		1	2	1	1	6
固定手すり（樹脂被覆）L型（特）	-	T112CRSVWTOKU	外形寸法 700L×700H×120D（上部脚長さのみ340mm）、取付金具共	1		1		1		3
固定手すり（樹脂被覆）L型	KF-920AE70D12J	T112CL10	外形寸法 700L×700H×120D、取付金具共					2	1	3
ハネ上げ式手すり（樹脂被覆）	KF-471EH70JU	T112HK6R	L=700、ロック付、取付金具共	1		1	1	1	1	5
カウンタータイプ洗面器	L-275FCR	L270C	自動水栓（単水栓）、壁排水金具（Pトラップ）、（壁給水）、取付金具、バックハンガー、セット金具一式							1 1
手洗器	L-35	LSA50AP	自動水栓（単水栓）、壁排水金具（Pトラップ）、（壁給水）、取付金具、セット金具一式	1		1	1	1		4
化粧鏡	KF-D3694AS	YM3580FC	寸法350W×800H（相当）、（耐食鏡）							1 1
多目的流し	S-21S	SK507	自在水栓（泡沫式）、壁排水金具（Pトラップ）、（壁給水）、取付金具、バックハンガー、セット金具一式	1		1		1		3
便座クリーナーディスペンサー			SC-450RI（サラヤ）、0.3ml/回、タンク容量0.45L	1	1	1	2	1	1	7

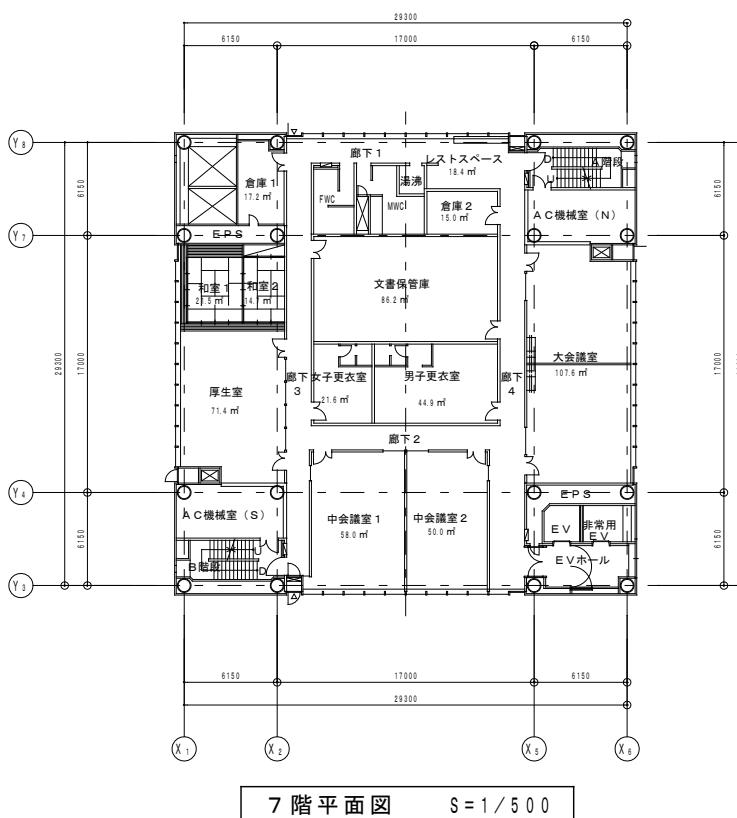




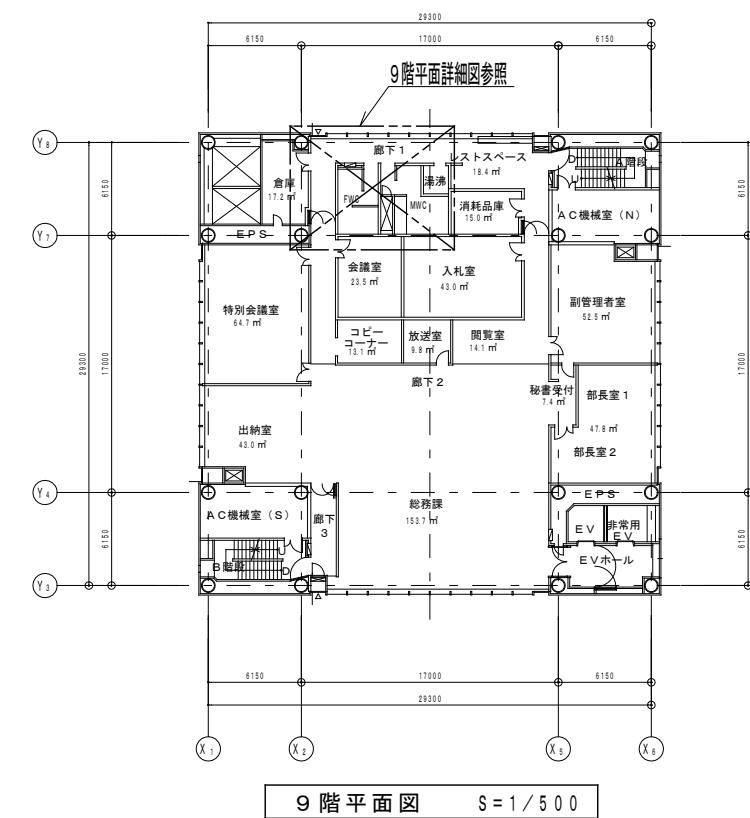
8階平面図 S=1/500



10階平面図 S=1/500

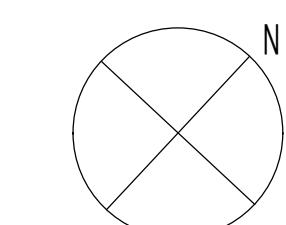
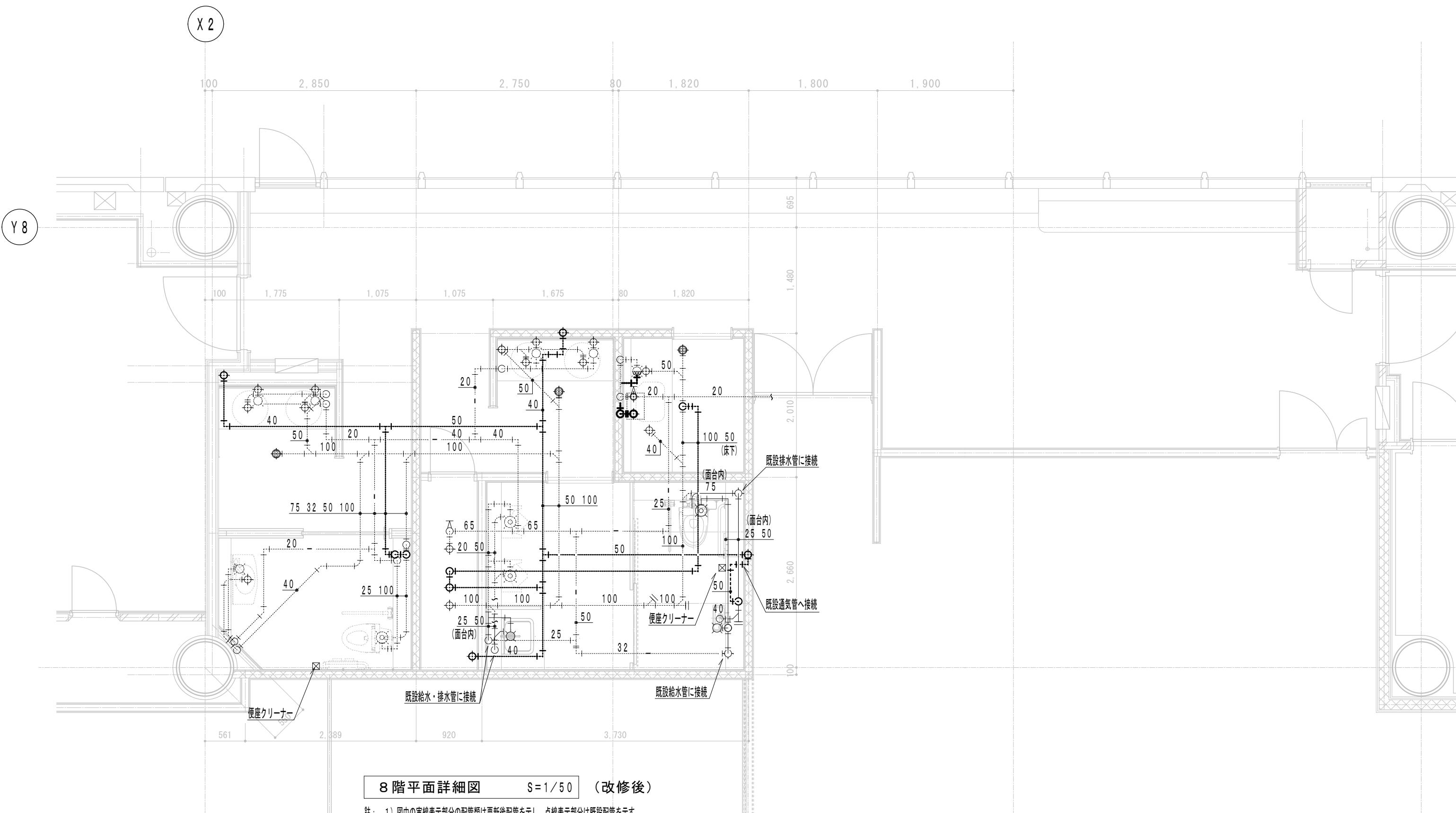


7階平面図 S=1/500



9階平面図 S=1/500

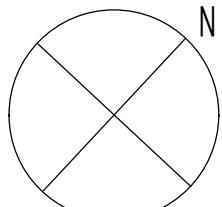
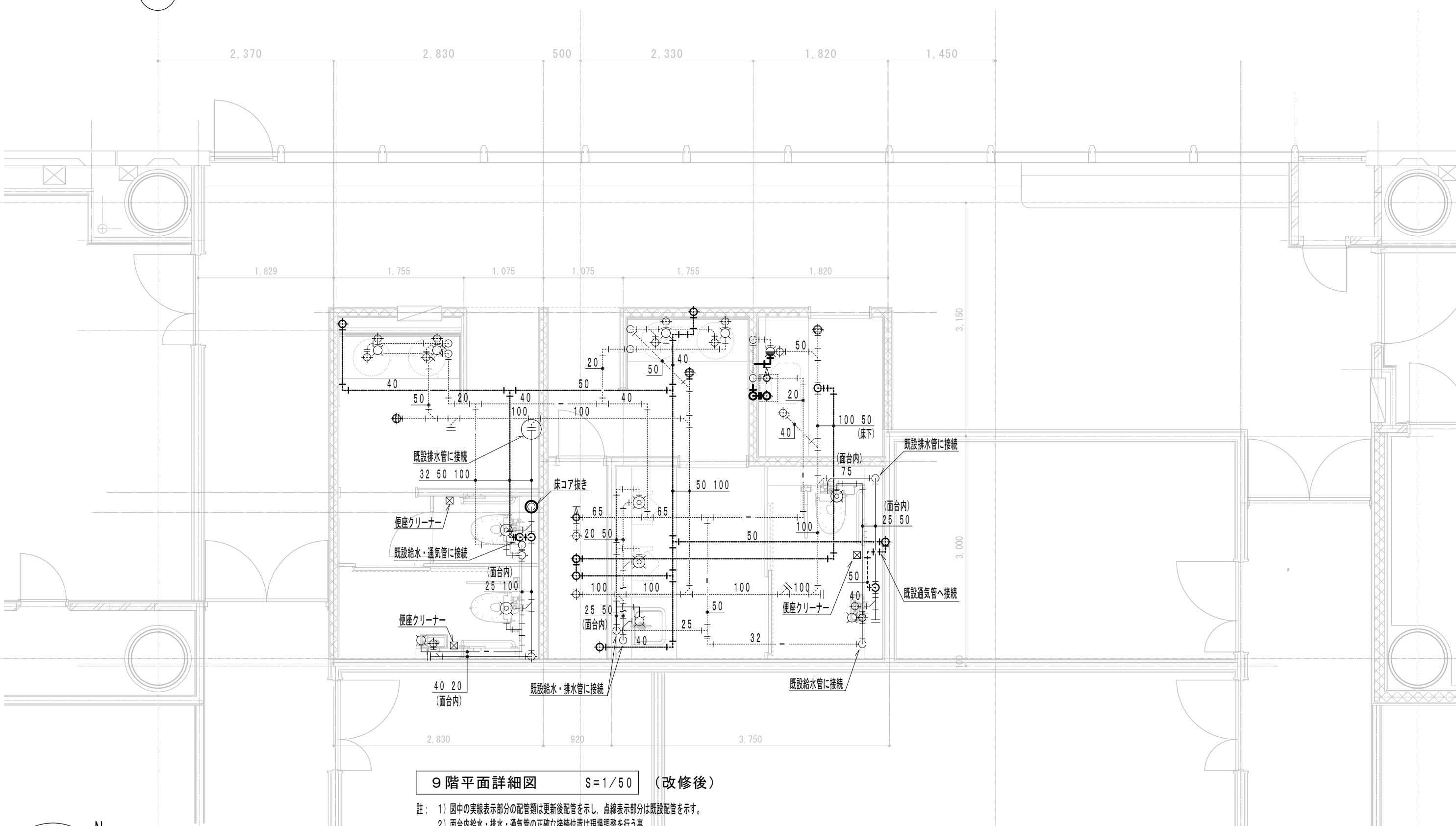
X 2

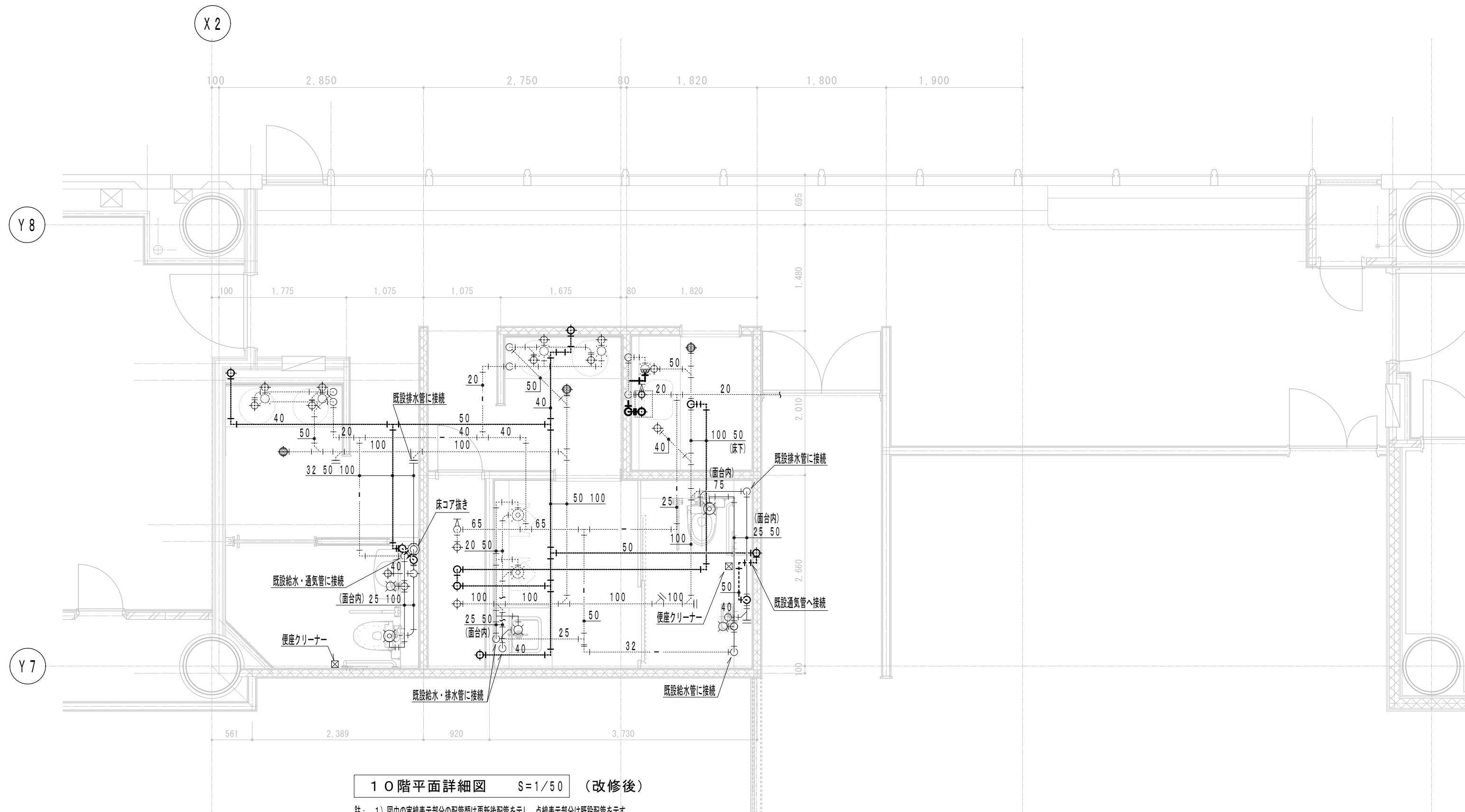


X 2

Y 8

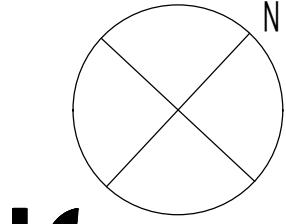
Y 7





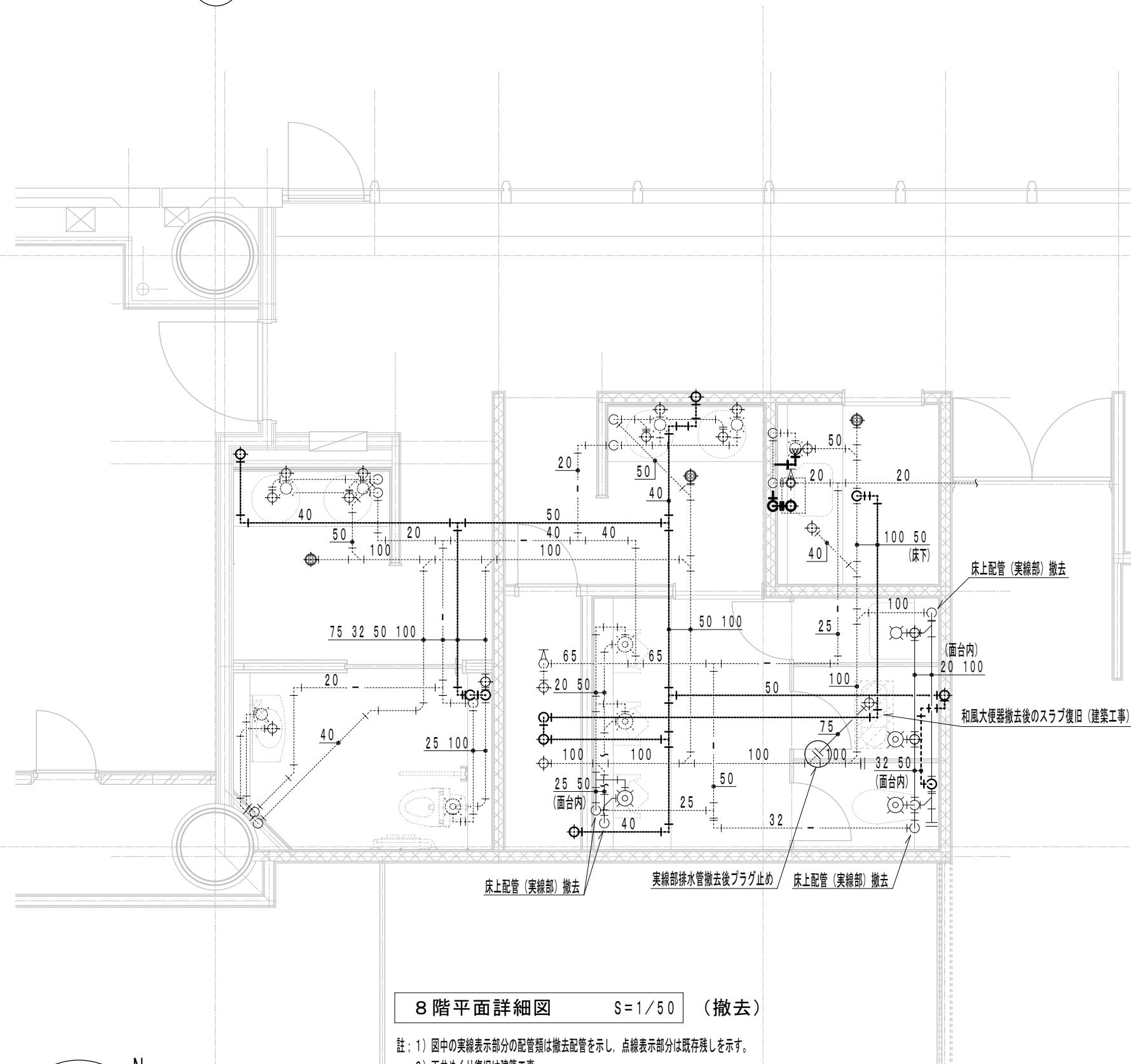
10階平面詳細図 S=1/50 (改修後)

註： 1) 図中の実線表示部分の配管類は更新後配管を示し、点線表示部分は既設配管を示す。
2) 面台内給水・排水・通気管の正確な接続位置は現場調整を行う事。



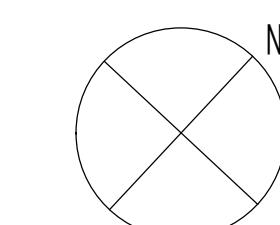
X 2

Y 8

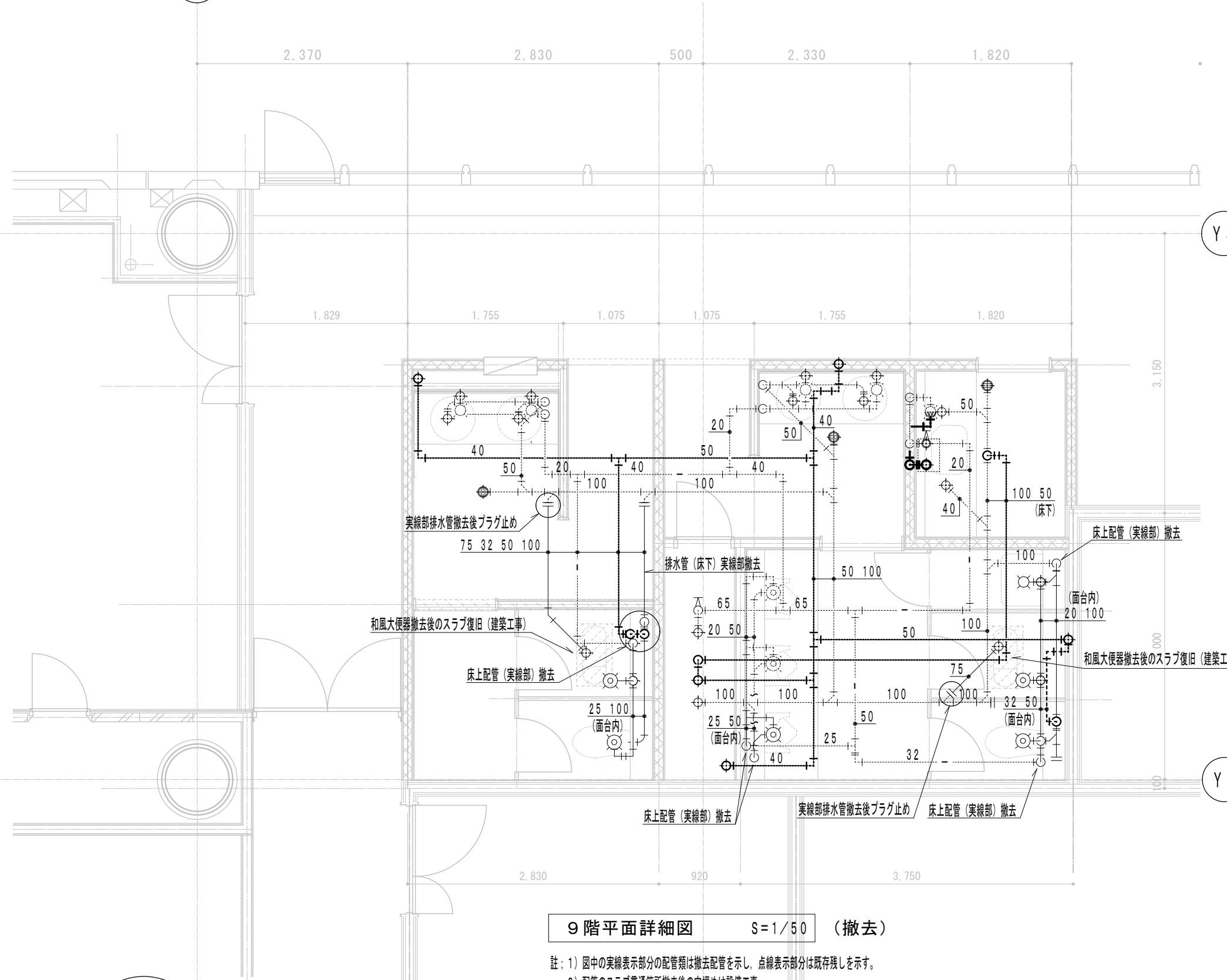


8階 M-WC (撤去器具)

器具名	備考	数量
洋風便器	C-25PU, サイホン式, 手動FV	1
和風便器	C-752F, 洗い出し式, 手動FV, 耐火力バー付	1
紙巻器	CF-12JW, 二連タイプ	2
ストール小便器	U-504C, 自動FV, 壁掛型	1
掃除流し	S-200, 横水栓共	1



(x 2)



9階平面詳細図 S=1/50 (撤去)

註：1) 図中の実線表示部分の配管類は撤去配管を示し、点線表示部分は既存残しを示す。
2) 配管のスラブ貫通箇所撤去後の穴埋めは設備工事。
3) 天井めくり復旧は建築工事。

9階 M-WC (撤去器具)

器具名	備考	数量
洋風便器	C-25PU, サイホン式, 手動FV	1
和風便器	C-752F, 洗い出し式, 手動FV, 耐火カバー付	1
紙巻器	CF-12JW, 二連タイプ	2
ストール小便器	U-504C, 自動FV, 壁掛型	1
掃除流し	S-200, 横水栓共	1

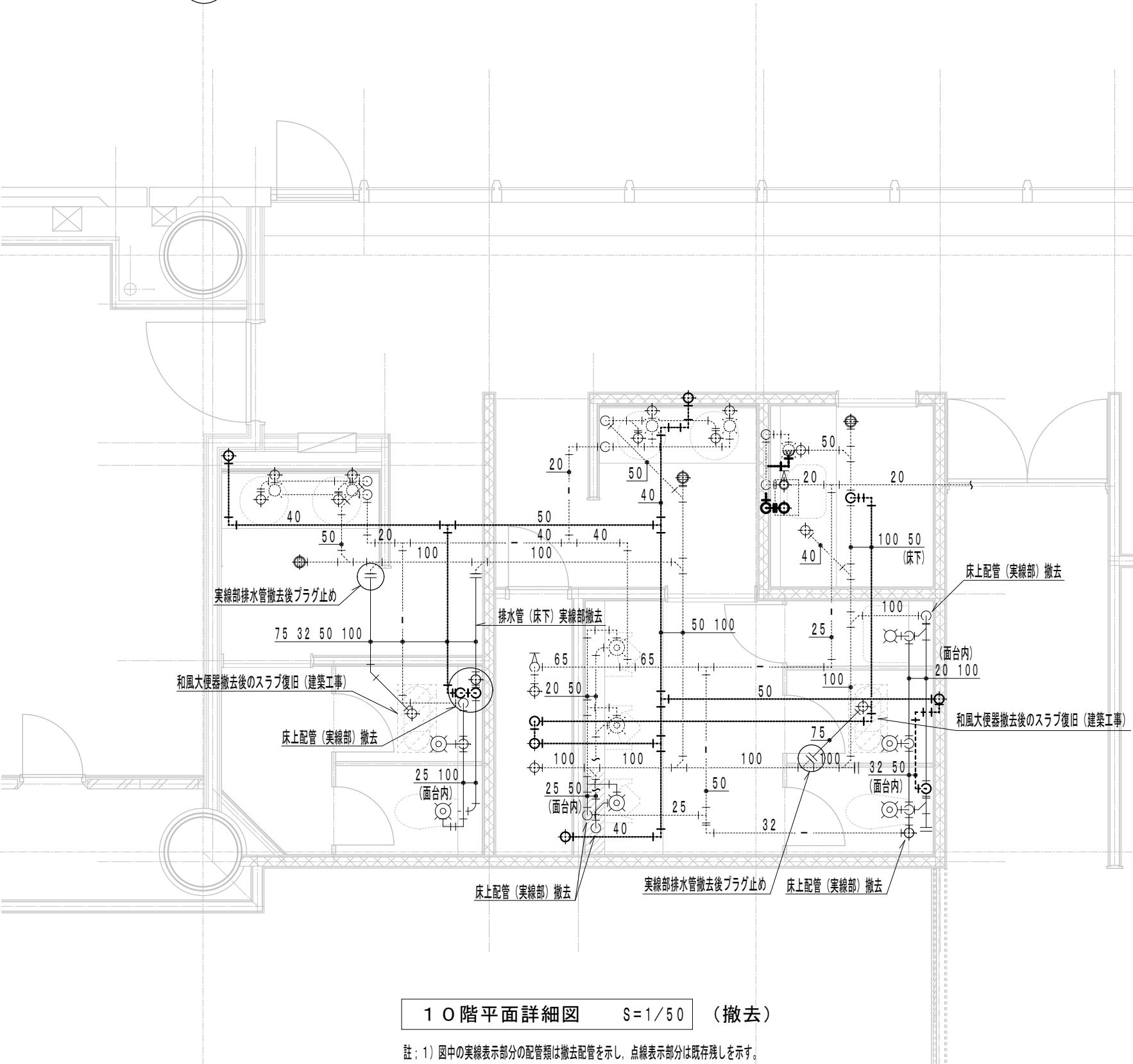
9階 F-WC (撤去器具)

器具名	備考	数量
洋風便器	C-25PU, サイホン式, 手動FV	1
和風便器	C-752F, 洗い出し式, 手動FV, 耐火力バー付	1
紙巻器	CF-12JW, 二連タイプ	2

X 2

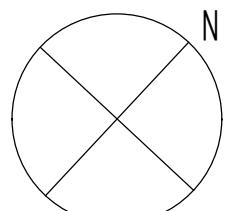
Y 8

Y 7



10階平面詳細図 S=1/50 (撤去)

- 註: 1) 図中の実線表示部分の配管類は撤去配管を示し、点線表示部分は既存残しを示す。
 2) 配管のスラブ貫通箇所撤去後の穴埋めは設備工事。
 3) 天井めぐり復旧は建築工事。



アイ・エス建築企画

三重県知事登録 (1) 第1384号 一級建築士事務所

一級建築士 第227535号 生川 昌毅

Project

四日市港ポートビルトイレ改修工事

Date 2025年9月
 Scale A3:1/50

Title (撤去) 10階平面詳細図 (衛生)
 No. M - 10

10階 M-WC撤去器具

器具名	備考	数量
洋風便器	C-25PU, サイホン式, 手動FV	1
和風便器	C-752F, 洗い出し式, 手動FV, 耐火カバー付	1
紙巻器	CF-12JW, 二連タイプ	2
ストール小便器	U-504C, 自動FV, 壁掛型	1
掃除流し	S-200, 横水栓共	1

10階 F-WC撤去器具

器具名	備考	数量
洋風便器	C-25PU, サイホン式, 手動FV	1
和風便器	C-752F, 洗い出し式, 手動FV, 耐火カバー付	1
紙巻器	CF-12JW, 二連タイプ	2